
**第 8 期ふじみ野市
高齢者保健福祉計画
及び
介護保険事業計画**

【令和 3 年度～令和 5 年度】

**令和 3 年 3 月
ふじみ野市**

は じ め に

～計画策定にあたって～

ふじみ野市では、団塊の世代のすべての方々が75歳以上となる2025年まで高齢化率は25%程度で推移し、その後上昇に転じ2040年には30.1%となる見込みで、市民の皆様の3割が高齢者となる時代がやってきます。同時に一人暮らし高齢者や要介護認定者、認知症の方などが大幅に増加することが見込まれ、地域での暮らしをどう支えていくかが重要な課題となります。



このたび策定いたしました「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年、更には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、労働人口の減少、高齢者人口のピークが見込まれる2040年を見据え、「サービス基盤、人的基盤の整備」「地域共生社会の実現」「介護予防・健康づくり施策の充実・推進」「認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進」等を重点項目に、「ふじみ野型地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

第6期・第7期計画の趣旨を継承し、「みんなで支え合い いつまでも健やかに暮らせるまち」を基本理念に、誰もが年齢を重ねていく中で、積極的かつ活動的に暮らせる活力ある社会、一人ひとりの尊厳を大切にする地域社会をとの思いを込めました。

人生100年時代を迎える今日、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる“ふじみ野”を目指し、本計画のもと積極的な施策展開に取り組んでまいります。

また、事業者や地域の団体、NPO、ボランティアの方々などの多様な主体との協働を進め、多様な担い手による多様なサービスを実現し、オールふじみ野で超高齢社会に対応するまちづくりを進めてまいります。引き続き皆様のご支援、ご協力をいただきますようお願いいたします。

むすびに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました介護保険等運営審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見並びにご提案をいただきました多くの方々に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

ふじみ野市長 高 畑 博

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 第8期計画 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 のポイント	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	10
1 本市の高齢者の現状	10
2 本市の介護保険の現状と推計	12
3 ニーズ調査結果の概要	15
4 本市における高齢者を取り巻く課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策の体系	36
4 日常生活圏域の設定	38
第4章 施策の展開	44
1 基本目標Ⅰ いつまでも健康で自立した生活を継続できるまち	44
2 基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち	59
3 基本目標Ⅲ 安心して介護が受けられるまち	81
4 基本目標Ⅳ 快適にいきいきと暮らせるまち	90
第5章 第8期介護保険事業について	99
1 介護保険制度の改正点	99
第6章 介護保険事業の実績と見込み	100
1 居宅(介護予防)サービス	100
2 地域密着型(介護予防)サービス	105
3 施設サービス	108
第7章 第8期介護保険事業の見通し	110
1 介護保険サービス給付費等の見込み量	110
2 第1号被保険者の介護保険料	115
第8章 介護保険制度の適正な運営	119
1 基盤整備の方針	119
2 適正な事業運営の推進支援	120
第9章 推進体制	123
1 推進体制の構築	123
2 市民への情報提供と計画への参画	124

資 料	125
1 設置要綱	127
2 委員名簿	129
3 審議經過	131
4 諮問・答申書	133

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

平成12年(2000年)に、介護を社会全体で支えることを目的に創設された介護保険制度も20年が経過しました。この間、介護保険法の改正が重ねられ、それに伴い3年ごとに見直しとなる介護保険事業計画も、介護予防の重視、施設給付の見直し、地域包括ケアの推進、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現等改訂を重ね、今回で第8期を迎えます。

我が国の総人口は、令和2年1月1日現在1億2,713万8千人で前年同月に比べ30万5千人(0.24%)減少していますが、65歳以上の高齢者人口は30万1千人増加し、3,548万6千人、高齢化率も0.3ポイント上昇し、27.9%となっています。

一方、本市においては、人口増加が続いており、今後もしばらくはこの傾向が続くことが予想されています。また、人口増加に伴い、高齢者人口も増加しますが、高齢者の中でも特に後期高齢者の増加が見込まれています。また、高齢化率は令和2年1月1日現在25.2%となっており、我が国の高齢化率に比べて低い水準で推移しています。

本市では、平成12年の介護保険制度の創設以来、7期にわたって高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、市が目指す基本的な目標を定め、その実現に努めてきました。

第7期計画(平成30年度～令和2年度)では、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を見据え、基本理念に『みんなで支え合い いつまでも健やかに暮らせるまち』を掲げ、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の市民とともに支え合いながらつくりあげることとし、その実現に向け、以下の4つの基本目標を掲げ、様々な事業に取り組んできました。

基本目標1 「健康で自立した生活を継続できるまち」

基本目標2 「住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち」

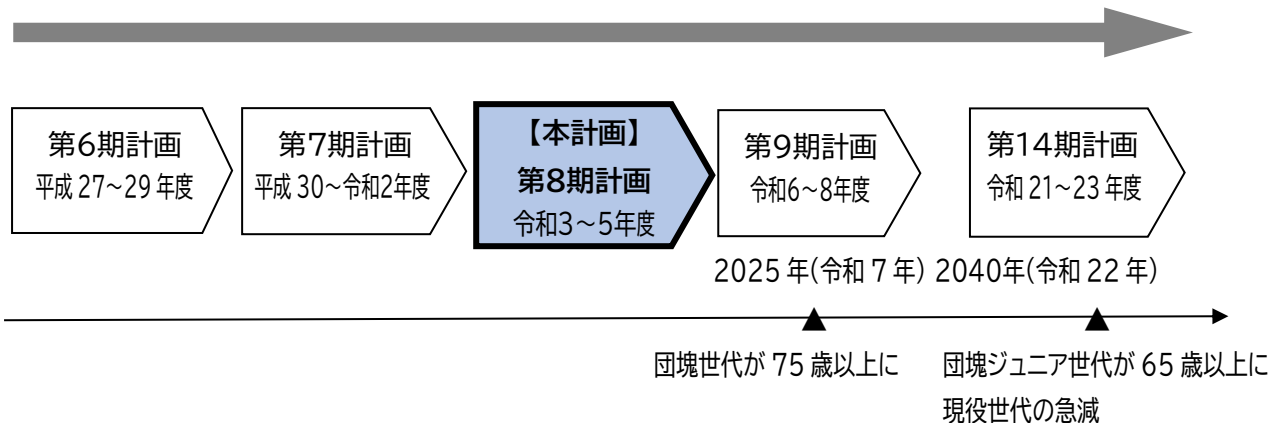
基本目標3 「安心して介護が受けられるまち」

基本目標4 「快適にいきいきと暮らせるまち」

第8期計画は、団塊世代が後期高齢者となる2025年(令和7年)が間近に迫っている状況の中、継続して地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、団塊ジュニア世代(1971年(昭和46年)～1974年(昭和49年)生まれ)が高齢者となり、現役世代の人口が急減する2040年(令和22年)をも視野に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。(次頁【2025年、2040年までの見通し】参照)

このような社会状況の変化を踏まえつつ、目指す将来像や理念・目標の実現のため、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを趣旨として、計画を策定します。

【2025年、2040年までの見通し】



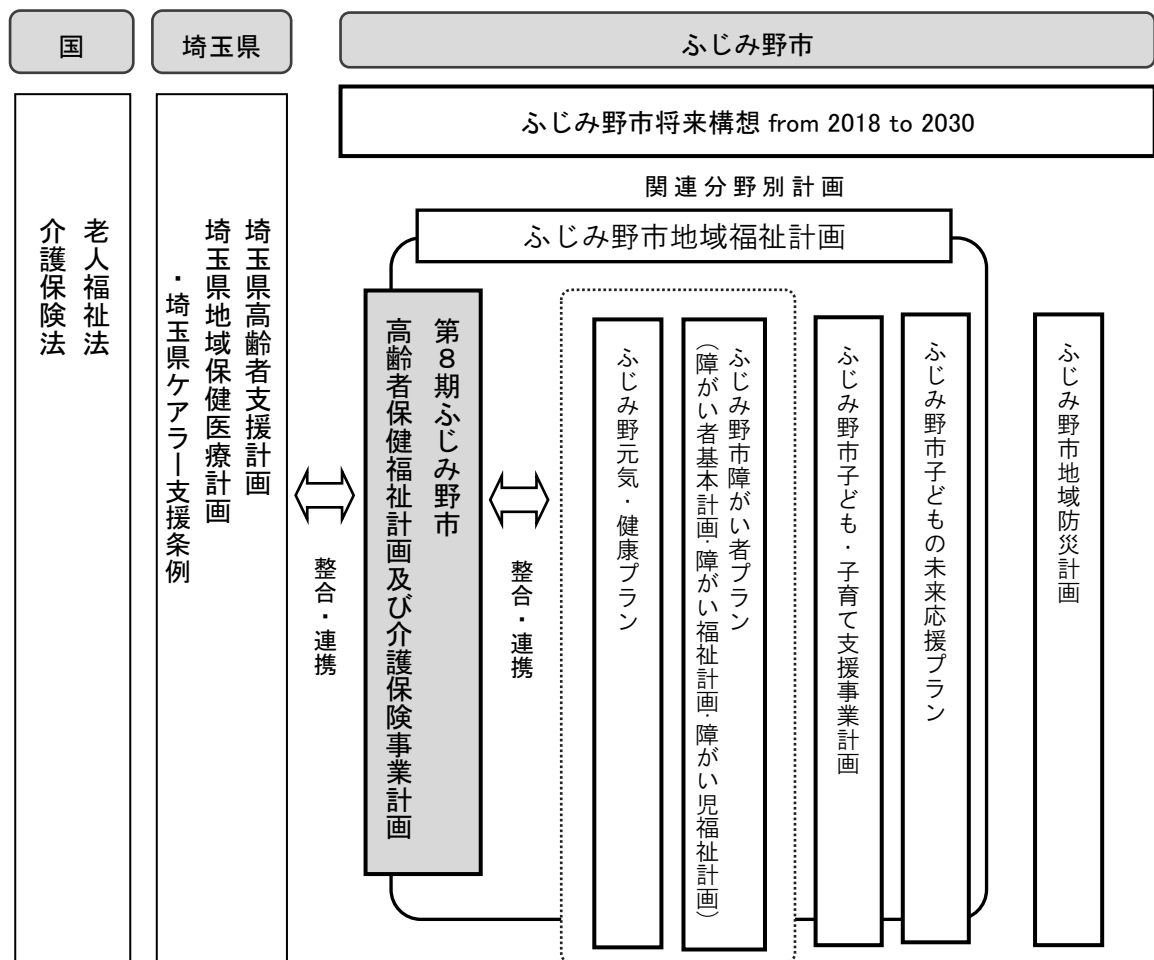
なお、本計画策定にあたっては、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するための 17 の持続可能な開発目標（SDGs:エス・ディー・ジーズ）※が掲げられていることを受け、これらの開発目標を踏まえることとします。

※持続可能な開発目標(SDGs:エス・ディー・ジーズ):2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。日本でも先進国自身に取り組む普遍的なものとして、積極的に取り組んでいる。

(2) 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。
- 国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定するものです。
- 介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定による「市町村介護給付適正化計画」を内包するものです。
- 県の「埼玉県高齢者支援計画」や「埼玉県地域保健医療計画」との整合性を図るとともに、全国初となる埼玉県ケアラー支援条例の目的を考慮しつつ策定するものです。
- 市のまちづくりの長期的な指針である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」を踏まえて策定し、「ふじみ野市地域福祉計画」、「ふじみ野元気・健康プラン」（「健康増進計画等」）、「ふじみ野市障がい者プラン」等の関連計画と整合・連携を図り、策定するものです。

■本計画と関連計画との位置づけ



■埼玉県ケアラー支援条例(令和2年3月31日公布・施行)

ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラー※が健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的に制定されました。

※ケアラー：高齢、身体上、精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。

「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」において、高齢者保健福祉・介護保険施策は、以下のとおり、「分野3 子育て・福祉」、「分野4 健康・保険」に取りまとめられ、施策の目標を設定しています。

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030

【施策10 高齢福祉 施策の目標（分野3 子育て・福祉）】

高齢者が知識や経験を活かしながら、地域社会の中で趣味の活動やボランティア活動、就労などを通じて積極的な役割を果たし、生きがいを持っていきいきと健やかに暮らせる環境づくりを進めます。

【施策14 保健・医療体制 施策の目標（分野4 健康・保険）】

市民一人ひとりがいつまでも元気で健やかに暮らし続けるために、各ライフステージに応じた保健活動の充実を図ります。また、医療機関と連携を図り、市民が必要とする保健・医療サービスが受けられるよう、地域の医療体制の充実を図ります。

【施策15 健康づくり 施策の目標（分野4 健康・保険）】

市民自らが主体的に健康管理を行うことのできる環境をより一層充実させ、元気・健康による好循環のまちを実現します。

【施策17 介護保険（生活支援） 施策の目標（分野4 健康・保険）】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを柔軟に組み合わせて提供する仕組みづくりである「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

【施策18 介護保険（介護給付） 施策の目標（分野4 健康・保険）】

適切な介護認定を行うとともに、介護保険事業の適正な運営に努めます。また、介護が必要と認定された場合には、安心してサービスが受けられるよう必要な地域に必要なサービス量を確保し、併せて質の向上を図ります。

（3）計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	平成				令和				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
総合振興計画	基本構想			将来構想 from 2018 to 2030(前期基本計画)					
地域福祉計画	第1次			第2次					
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第6期			第7期			第8期		

（４）策定体制

① 策定の体制

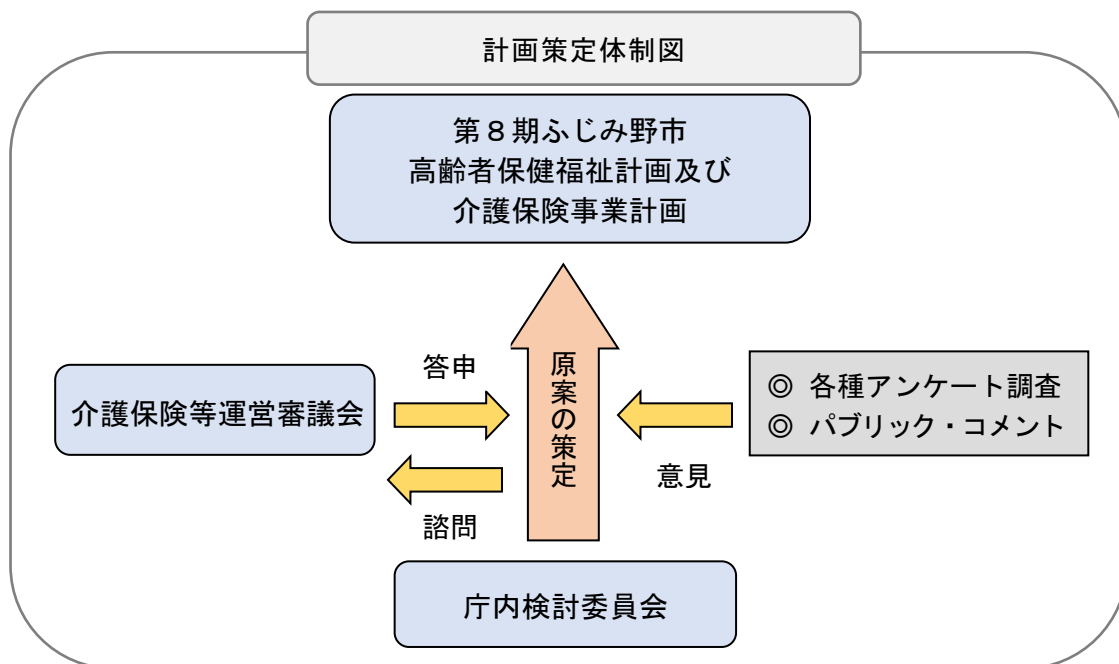
事務局を高齢福祉課に置き、以下のとおり介護保険等運営審議会、庁内検討委員会を設置し、本計画について議論を重ねました。

■介護保険等運営審議会（素案の審議）

市民参加の推進を図る観点から、公募委員、保健医療関係者及び福祉関係者、サービス提供事業者等で構成する諮問機関で、本計画の策定にあたり全６回の審議会を開催しました。

■高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画庁内検討委員会（素案の検討・意見調整）

関係各課との連携を図る必要性から、課長級職員を中心とする庁内組織を設置し、現行計画における事業等の実績状況を踏まえ、基本理念・目標、高齢者施策、介護保険事業量等の調整及び設定等について、５回の委員会を開催しました。



② 市民・当事者、事業所意見の把握

令和元年１２月～令和２年１月に本計画策定のための基礎資料とするため、以下のとおりアンケート調査を実施し、市民の意見、介護サービス事業所の状況等を把握し、結果を計画に反映しました。

調 査 種 別	対 象 者	備 考
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	本市在住の 65 歳以上の人	無作為抽出
在宅介護実態調査	本市在住の要介護・要支援認定者 (在宅サービスを受けている 65 歳以上の人)	無作為抽出
若年者調査	本市在住の 40 歳から 64 歳の人	無作為抽出
介護サービス事業所調査	本市に所在地のある介護サービス事業所	全事業所

2 第8期計画 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針のポイント

(1) 第8期介護保険事業計画において記載を充実する事項

出典：社会保障審議会（介護保険部会 令和2年7月27日第91回）資料より
国は、第8期介護保険事業計画において記載を充実する事項として、次の7項目をあげています。

ポイント1	2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定	

ポイント2	地域共生社会の実現
○地域共生社会※の実現に向けた考え方や取組について記載 ※地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方	

ポイント3	介護予防・健康づくり施策の充実・推進 (地域支援事業等の効果的な実施)
○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載 ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載 ○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載） ○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載 ○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載 ○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載	

ポイント4	有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る 都道府県・市町村間の情報連携の強化
○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 ○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定	

ポイント5	認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジ※の設置及び「通いの場」の拡充等について記載） ※チームオレンジは、認知症の本人・家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと ○教育等他の分野との連携に関する事項について記載	

ポイント6	地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ＩＣＴの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 ○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載 ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載	

ポイント7	災害や感染症対策に係る体制整備
○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載	

（２）第8期介護保険事業計画の記載事項

出典：厚生労働省第29号 令和3年1月29日

国は、基本指針で第8期介護保険事業計画の記載事項を次のように定めています。

【基本的記載事項】

基本的記載事項	主な内容
1 日常生活圏域	日常生活圏域の範囲、各日常生活圏域の状況等を定めること
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	(1)各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み イ 市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数及び指定地域密着型サービスの量の見込み ロ 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み (2)各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み イ 指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量の見込み
3 各年度における地域支援事業の量の見込み	(1)総合事業の量の見込み (2)包括的支援事業の事業量の見込み

4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	(1)被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定 (2)介護給付の適正化への取組及び目標設定
---	---

【任意記載事項】

任意記載事項	主な内容
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	(1)在宅医療・介護連携の推進 (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (3)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (4)地域ケア会議の推進 (5)高齢者の居住安定に係る施策との連携
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	(1)関係者の意見の反映 (2)公募及び協議による事業者の指定 (3)都道府県が行う事業者の指定への関与 (4)報酬の独自設定
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策	(1)地域支援事業に要する費用の額 (2)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの種類ごとの見込量確保のための方策 (3)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (4)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	(1)市町村が中心となって地域内の関係団体や関係機関等と連携し、人材確保のための協議会を設置すること等により、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にすること。 (2)事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDCAサイクルを確立すること。 (3)介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	(1)介護給付等対象サービス (2)総合事業 (3)地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化
6 認知症施策の推進	(1)普及啓発・本人発信支援 (2)予防 (3)医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援 (4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿になっている状況から、入居定員総数を踏まえること。 ○未届けの有料老人ホームを確認した場合は、都道府県に情報提供するとともに、介護サービス相談員を積極的に活用するなど、その質の確保を図ること。
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	○医療・介護サービスの情報や地域包括支援センター、生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容等を広く住民に周知すること
9 市町村独自事業に関する事項	(1)保健福祉事業に関する事項 (2)市町村特別給付に関する事項 (3)一般会計による事業に関する事項
10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	○療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制整備並びに市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと ○指定介護療養型医療施設については、2023 年度（令和5年度）末の廃止期限までに、介護医療院への移行等が確実に進められるよう、より早期の意思決定を支援していくこと
11 災害に対する備えの検討	○日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや物資の備蓄・調達状況の確認を行うこと ○介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すこと
12 感染症に対する備えの検討	○日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うこと ○介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等が必要であること ○感染症発生時も含めた都道府県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備が必要であること ○介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要であること

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 本市の高齢者の現状

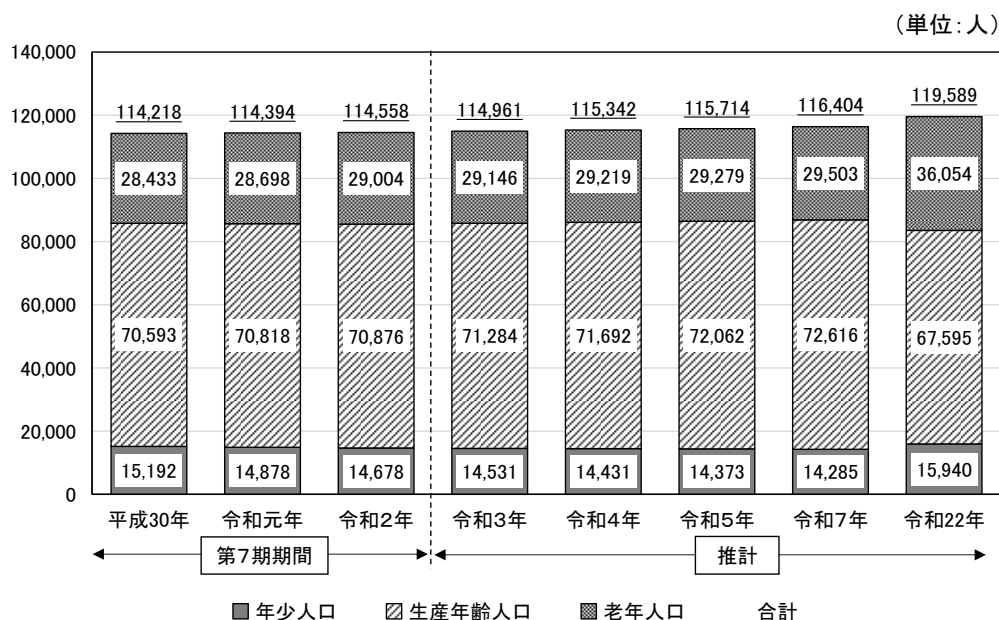
(1) 高齢者人口の動向

① 人口及び高齢者の動態

近年における本市の総人口は増加が続いており、令和2年10月1日現在、114,558人となっています。また、人口推計においても、今後も増加傾向が続き、令和5年では115,714人、団塊の世代が75歳となる令和7年は116,404人、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には119,589人と見込んでいます。

令和7年までの年齢3区分別人口構成割合をみると、年少人口（0～14歳）が減少傾向にありますが、3区分の構成割合は、ほとんど変化がありません。

■総人口と年齢3区分別人口の実績と今後の推計



出典：(実績) 住民基本台帳（各年10月1日）

(推計) 平成28年から令和2年の各年10月1日の住民基本台帳に基づきコーホート変化率法※により算出

※「コーホート変化率法」：過去の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

■年齢3区分別人口の構成割合の実績と今後の推計

(単位:%)

区分	第7期			第8期			推計	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
老年人口	24.9	25.1	25.3	25.4	25.3	25.3	25.3	30.1
生産年齢人口	61.8	61.9	61.9	62.0	62.2	62.3	62.4	56.5
年少人口	13.3	13.0	12.8	12.6	12.5	12.4	12.3	13.3

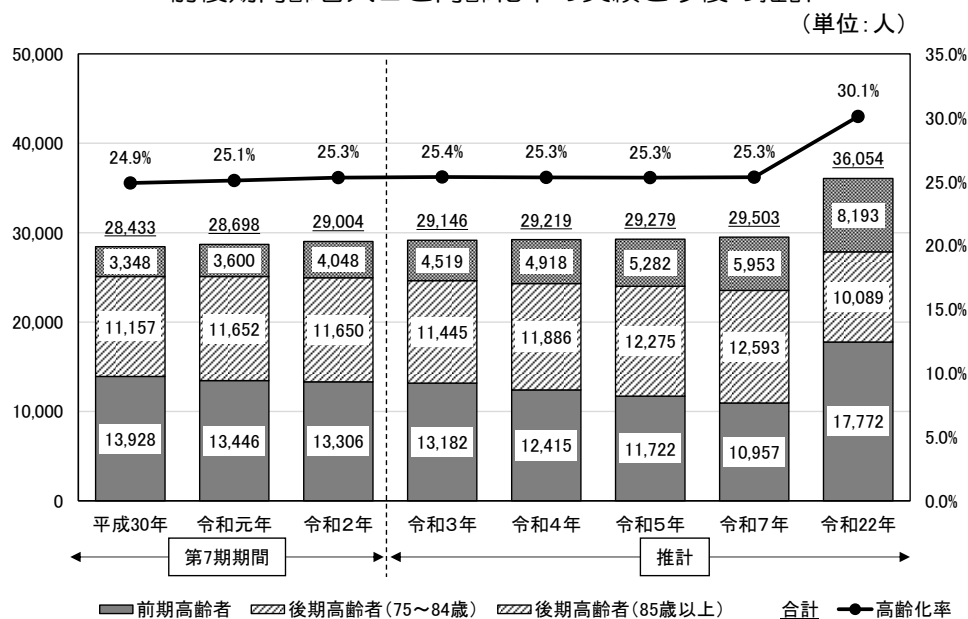
出典：(実績) 住民基本台帳（各年10月1日）

② 高齢者人口と高齢化率

本市の高齢者人口は増加傾向にあり、令和2年10月1日現在29,004人、高齢化率は25.3%で、令和7年には29,503人、高齢化率は25.3%、令和22年には36,054人、高齢化率は3割を超え、30.1%に達すると見込んでいます。

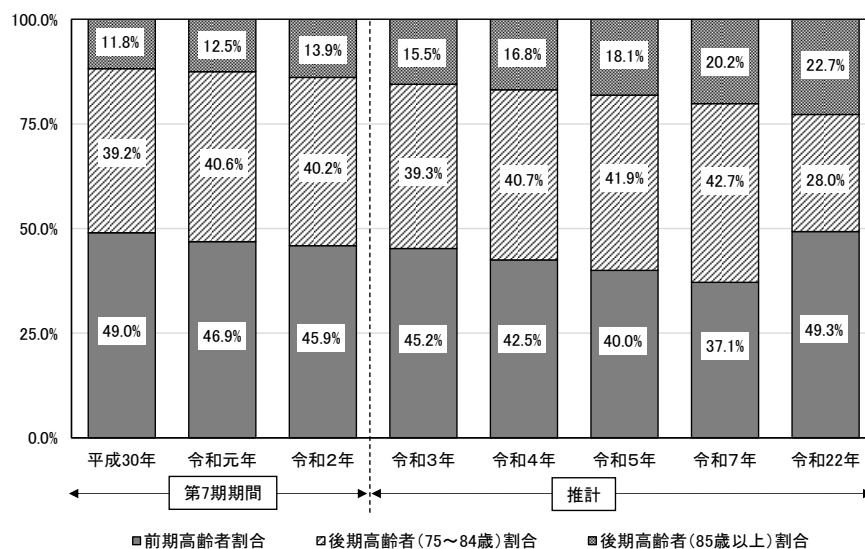
令和5年の高齢者数をみると、高齢者人口全体で29,279人と令和2年に比べ、275人増で前期高齢者（65歳～74歳）1,584人減、後期高齢者（75歳以上）1,859人増の見込みとなっています。また、令和7年の高齢者数をみると、高齢者人口全体で29,503人と令和2年に比べ、499人増で前期高齢者（65歳～74歳）2,349人減、後期高齢者（75歳以上）2,848人増の見込みとなっています。これを構成割合でみると、令和7年度まで前期高齢者は減少、後期高齢者（75歳～84歳）は横ばいから増加傾向、後期高齢者（85歳以上）は増加していきます。

■前後期高齢者人口と高齢化率の実績と今後の推計



出典: (実績) 住民基本台帳 (各年10月1日)

■前後期高齢者の構成割合及び前後期高齢化の実績と今後の推計



出典: (実績) 住民基本台帳 (各年10月1日)

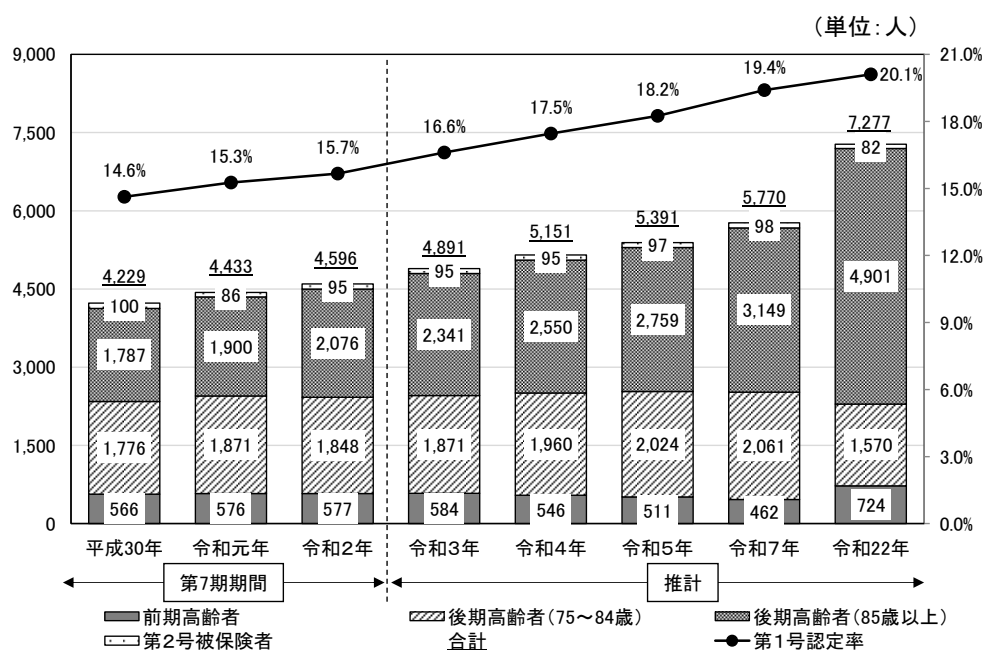
2 本市の介護保険の現状と推計

(1) 前後期高齢者別要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあり、団塊の世代が75歳となる令和7年には5,770人となる見込みとなっています。

特に後期高齢者(75歳～84歳)の認定者数は、令和2年の1,848人から令和7年に2,061人(213人増)、後期高齢者(85歳以上)は、同2,076人から同3,149人(1,073人増)と後期高齢者の認定者が増加していきます。後期高齢者(85歳以上)の第1号被保険者数における割合は、令和4年には50%を超え、令和22年には約7割に達する見込みとなっています。

■要支援・要介護認定者数と認定率の実績と今後の推計



出典：(実績)介護保険事業報告(9月分)

■要支援・要介護認定者数に占める前後期高齢者割合の実績と今後の推計

(単位:人・%)

区分	第7期			第8期			推計	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
第1号被保険者数	4,129	4,347	4,501	4,796	5,056	5,294	5,672	7,195
前期高齢者(65歳～74歳)	13.7	13.3	12.8	12.2	10.8	9.7	8.2	10.1
後期高齢者(75歳～84歳)	43.0	43.0	41.1	39.0	38.8	38.2	36.3	21.8
後期高齢者(85歳以上)	43.3	43.7	46.1	48.8	50.4	52.1	55.5	68.1

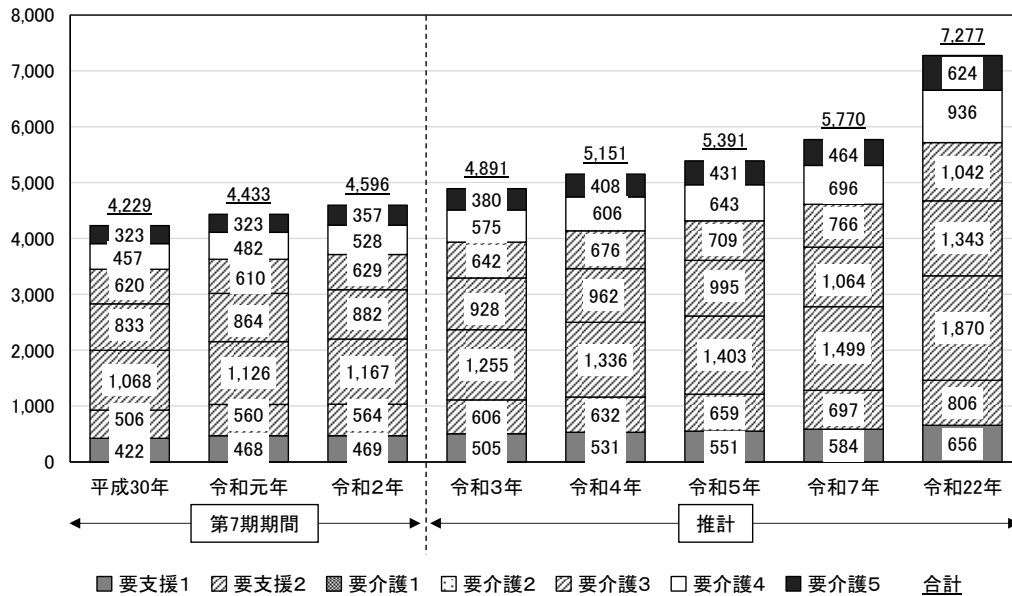
出典：(実績)介護保険事業報告(9月分)

(2) 要支援・要介護度別認定者数及び給付費の推移

本市の認定者数は増加傾向にあり、令和2年は要介護1が全体の25.4%（1,167人）で最も多く、次いで要介護2が19.2%（882人）となっています。今後もこの割合は大きく変わらない見込みですが、令和22年に向かって、要介護3～5の割合が増えていく見込みとなっています。

■要支援・要介護度別認定者数の実績と今後の推計

(単位:人)

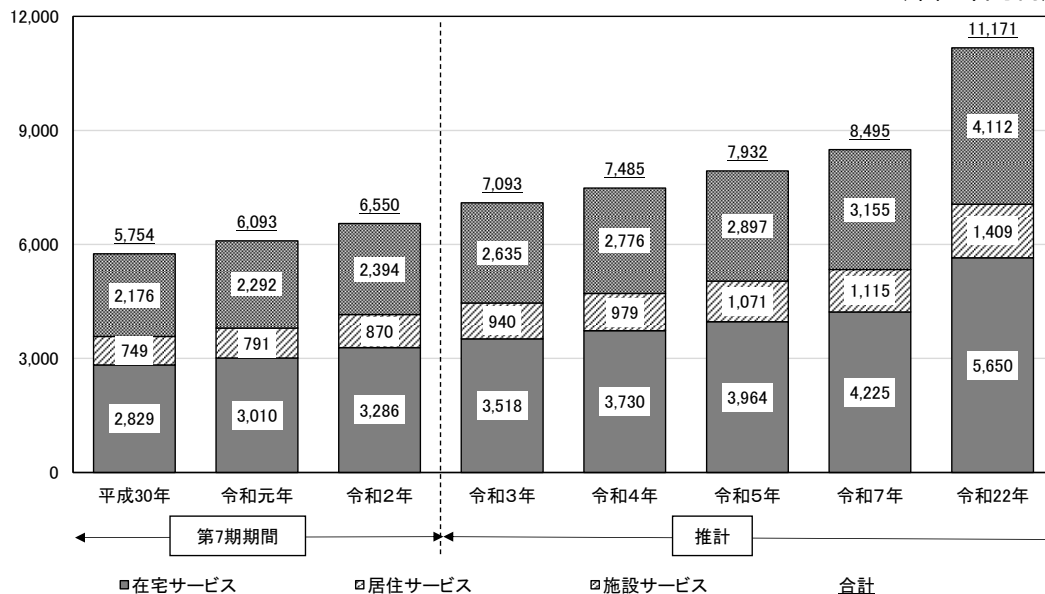


出典：(実績)介護保険事業報告(9月分)

本市のサービス別給付費は要介護認定者数の増加に伴い増加しており、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

■サービス別給付費の実績と今後の推計

(単位:百万円)



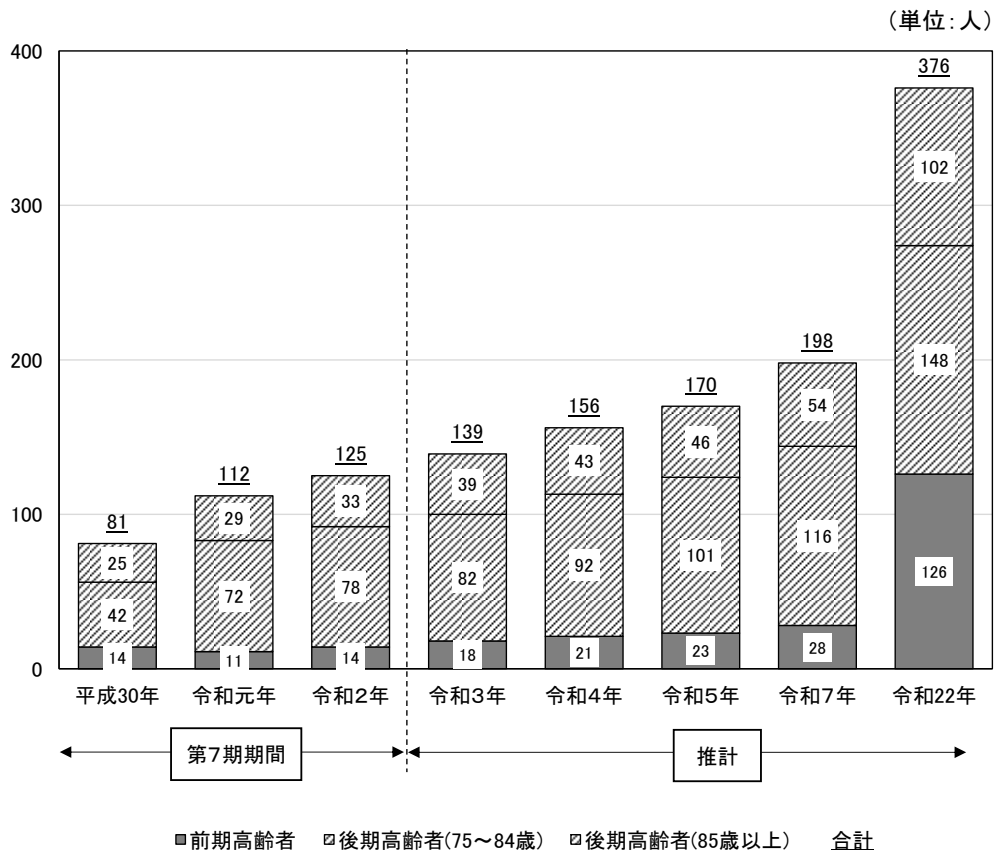
出典：(実績)介護保険事業報告

※令和2年度は見込値

(3) 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)対象者※の推移

本市の要支援認定者以外の総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）対象者数は近年増加が続いており、令和2年は125人となっています。今後も増加することが見込まれており、令和5年では、170人と令和2年と比べ45人増となる見込みです。これを前期高齢者、後期高齢者(75歳～84歳)、後期高齢者(85歳以上)でみると、後期高齢者(75歳～84歳)の増加が大きくなっています。

■総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)対象者の実績と今後の推計



※第7期実績(各年9月末現在)及び実績からの推計値

※総合事業対象者: 要介護認定ではなく基本チェックリストによる判定で、要介護・要支援となるリスクが高いと判定された高齢者。

3 ニーズ調査結果の概要

(1) 各調査の概要

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【調査の目的】

65 歳以上の市民の皆様の生活状況、保健、福祉、介護サービスに対する要望や保健福祉行政に対する考えをうかがい、「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3～5年度）」を策定するための基礎資料とするために実施しました。

【設問概要】

P(属性) 調査対象者について（5問）

- 1 あなたのご家族や生活状況について（5問）
- 2 からだを動かすことについて（11問）
- 3 食べることについて（11問）
- 4 毎日の生活について（21問）
- 5 地域での活動について（3問）
- 6 たすけあいについて（10問）
- 7 健康について（9問）
- 8 認知症にかかる相談窓口の把握について（2問）
- 9 保健福祉サービスについて（1問）
- 10 高齢者の権利擁護について（6問）
- 11 介護予防センターについて（5問）

【圏域別回収状況】

圏 域	配布件数	有効回収件数	有効回収率
上福岡地区西部	577	413	71.6%
上福岡地区東部	530	344	64.9%
大井地区北部	408	305	74.8%
大井地区南部	481	290	60.3%
無回答		67	
合 計	1,996	1,419	71.1%

② 在宅介護実態調査

【調査の目的】

要介護・要支援認定を受けている在宅の市民の皆様の生活状況、保健、福祉、介護サービスに対する要望や保健福祉行政に対する考えをうかがい、「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3～5年度）」を策定するための基礎資料とするために実施しました。

【設問概要】

- 1 調査対象者にたずねる設問（15問）
- 2 主な介護者の人にたずねる設問（11問）

【圏域別回収状況】

圏域	配布件数	有効回収件数	有効回収率
上福岡地区西部	477	311	65.2%
上福岡地区東部	411	255	62.0%
大井地区北部	272	193	71.0%
大井地区南部	320	176	55.0%
無回答		22	
合計	1,480	957	64.7%

③ 若年者調査

【調査の目的】

40歳から64歳の市民の皆様の生活状況、保健、福祉、介護サービスに対する要望や保健福祉行政に対する考えをうかがい、「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3～5年度）」を策定するための基礎資料とするために実施しました。

【設問概要】

- 1 あなたの属性等について（6問）
- 2 日中の生活について（3問）
- 3 医療と健康について（6問）
- 4 地域での活動について（4問）
- 5 保健福祉について（3問）
- 6 介護保険サービスについて（5問）

【回収状況】

配布件数	有効回収件数	有効回収率
996	477	47.9%

④ 介護サービス事業所調査

【調査の目的】

ふじみ野市内の介護サービス提供事業所に、現場の課題や意見、今後の意向等をうかがい、「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3～5年度）」を策定するための基礎資料とするために実施しました。

【設問概要】

- 1 経営主体や提供サービス、従業者数等概況について（5問）
- 2 平成30年度の「介護職員」の確保状況、事業所の経営状況等について（6問）
- 3 運営上の課題等について（6問）
- 4 今後新規に取り組む予定のサービス等について（4問）

【回収状況】

配布件数	有効回収件数	有効回収率
103	79	76.7%

(2) 各調査の主な結果

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

表1 からだを動かすこと(単数回答)

【単位 %】

項 目	できるし、 している	できるけど していない	できない	無回答
①階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	63.0	21.1	13.5	2.5
②椅子に座った状態から何もつかまらずに 立ち上がっていますか	79.0	11.2	7.8	2.0
③15分位続けて歩いていますか	82.6	11.5	4.4	1.6

図1 過去1年間に転んだ経験(単数回答)

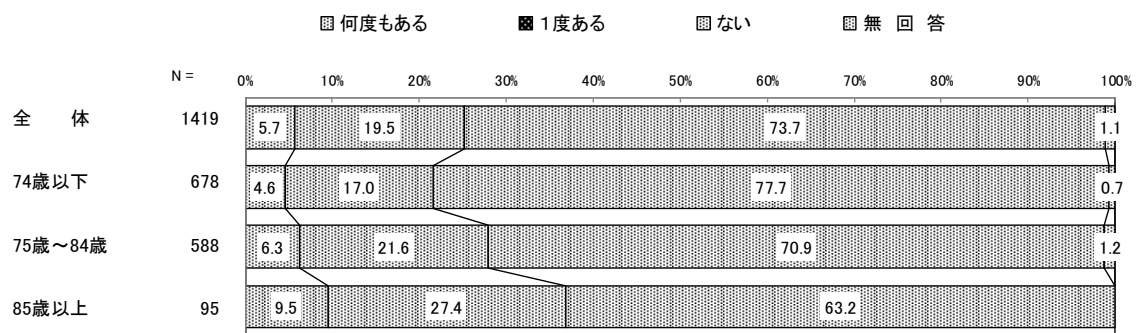


図2 転倒に対する不安(単数回答)

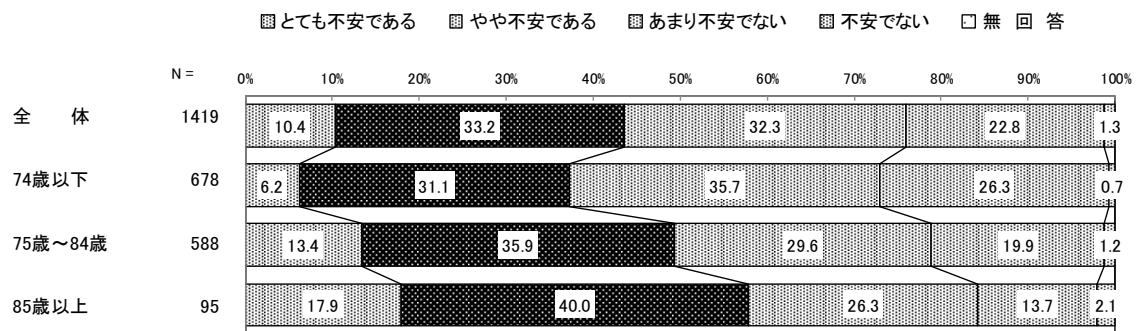


表2 外出を控えている理由(複数回答): 圏域別 【単位 上段: 人 下段: %】

	全 体	病気	障がい (脳卒中の後 遺症など)	足腰などの 痛み	トイレの心配 (失禁など)	耳の障がい (聞こえの問 題など)	目の障がい
全 体	173	30	7	98	31	14	12
	100.0	17.3	4.0	56.6	17.9	8.1	6.9
上福岡地区西部	55	5	-	32	7	4	2
	100.0	9.1	-	58.2	12.7	7.3	3.6
上福岡地区東部	42	10	2	20	7	6	3
	100.0	23.8	4.8	47.6	16.7	14.3	7.1
大井地区北部	33	4	4	24	7	4	6
	100.0	12.1	12.1	72.7	21.2	12.1	18.2
大井地区南部	37	9	1	17	8	-	1
	100.0	24.3	2.7	45.9	21.6	-	2.7
無 回 答	6	2	-	5	2	-	-
	100.0	33.3	-	83.3	33.3	-	-

	外での 楽しみがない	経済的に 出られない	交通手段が ない	転倒に対する 不安がある	その他	無回答
全 体	21	21	20	58	21	3
	12.1	12.1	11.6	33.5	12.1	1.7
上福岡地区西部	11	5	6	19	7	1
	20.0	9.1	10.9	34.5	12.7	1.8
上福岡地区東部	3	7	8	12	7	1
	7.1	16.7	19.0	28.6	16.7	2.4
大井地区北部	2	2	3	12	4	1
	6.1	6.1	9.1	36.4	12.1	3.0
大井地区南部	5	7	3	13	3	-
	13.5	18.9	8.1	35.1	8.1	-
無 回 答	-	-	-	2	-	-
	-	-	-	33.3	-	-

表3 だれかと食事をとにもする機会(単数回答): 家族構成別

【単位 上段: 人 下段: %】

	全 体	毎日ある	週に何度かある	月に何度かある	年に何度かある	ほとんどない	無回答
全 体	1,419	751	143	245	149	96	35
	100.0	52.9	10.1	17.3	10.5	6.8	2.5
1人暮らし	240	8	48	107	41	34	2
	100.0	3.3	20.0	44.6	17.1	14.2	0.8
夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)	564	369	32	67	63	23	10
	100.0	65.4	5.7	11.9	11.2	4.1	1.8
夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)	59	37	5	5	4	7	1
	100.0	62.7	8.5	8.5	6.8	11.9	1.7
息子・娘との2世帯	207	119	28	29	17	7	7
	100.0	57.5	13.5	14.0	8.2	3.4	3.4
その他	284	180	25	33	18	21	7
	100.0	63.4	8.8	11.6	6.3	7.4	2.5
無回答	65	38	5	4	6	4	8
	100.0	58.5	7.7	6.2	9.2	6.2	12.3

表4 地域活動への参加状況(単数回答)：性別

【単位 %】

項 目		参加している	参加していない	無回答
①ボランティアのグループ	全体	11.7	59.1	29.2
	男性	10.1	66.8	23.1
	女性	12.9	54.0	33.2
②スポーツ関係のグループやクラブ	全体	25.2	49.5	25.4
	男性	22.7	57.5	19.8
	女性	27.6	43.3	29.0
③趣味関係のグループ	全体	30.2	47.0	22.9
	男性	24.2	57.1	18.6
	女性	34.9	39.8	25.2
④学習・教養サークル	全体	9.1	60.7	30.3
	男性	6.0	70.2	23.8
	女性	11.3	53.9	34.8
⑤「ふじみんぴんしゃん体操」 など介護予防のための通いの場	全体	9.0	63.2	27.7
	男性	2.0	73.8	24.1
	女性	14.5	55.8	29.8
⑥老人クラブ(いきいきクラブ)	全体	6.2	64.9	28.8
	男性	4.9	71.9	23.1
	女性	7.4	60.0	32.6
⑦町会・自治会・町内会	全体	25.9	48.3	25.8
	男性	25.0	55.8	19.1
	女性	27.0	43.1	29.9
⑧収入のある仕事	全体	25.1	49.1	25.9
	男性	29.3	50.9	19.6
	女性	21.8	48.2	30.1

表5 友人・知人と会う頻度(単数回答)：性別

【単位 上段：人 下段：%】

	全 体	毎日ある	週に 何度かある	月に 何度ある	年に 何度かある	ほとんどない	無回答
全 体	1,419	128	460	364	273	162	32
	100.0	9.0	32.4	25.7	19.2	11.4	2.3
男 性	581	55	153	135	128	99	11
	100.0	9.5	26.3	23.2	22.0	17.0	1.9
女 性	778	72	289	212	132	56	17
	100.0	9.3	37.1	27.2	17.0	7.2	2.2
無回答	60	1	18	17	13	7	4
	100.0	1.7	30.0	28.3	21.7	11.7	6.7

図3 「成年後見制度」の認知度(単数回答)

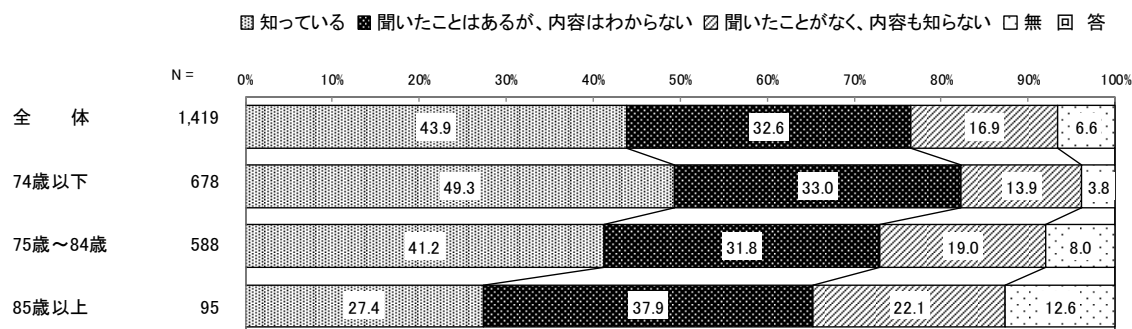


図4 介護予防センターの利用状況(単数回答)

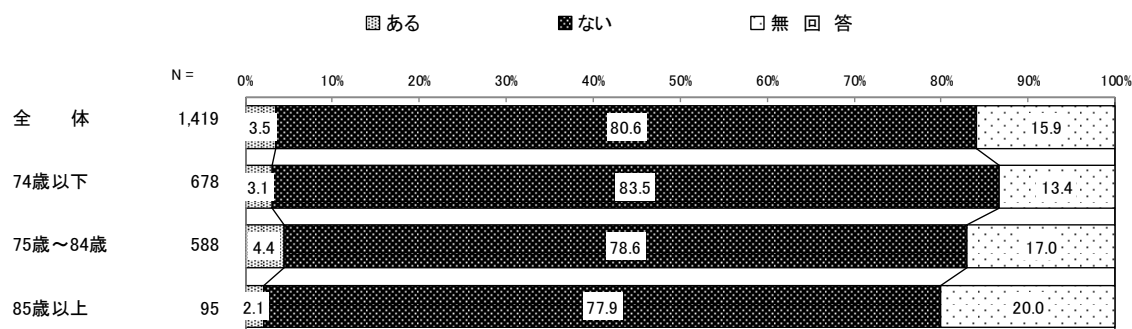


図5 介護予防センターの認知状況(単数回答)

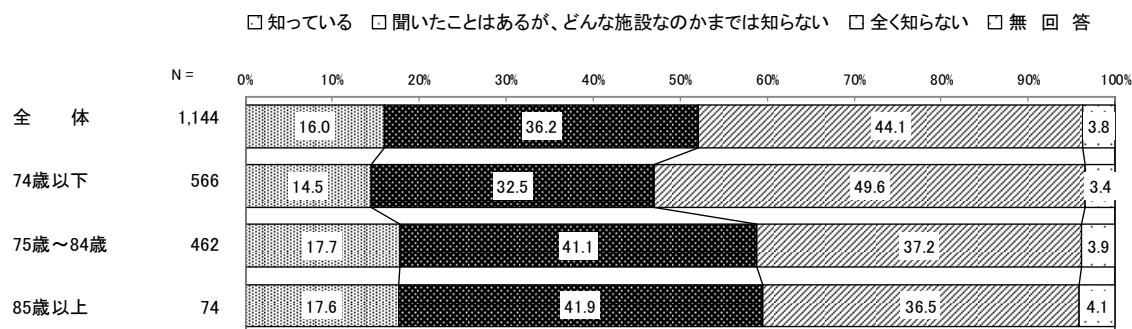
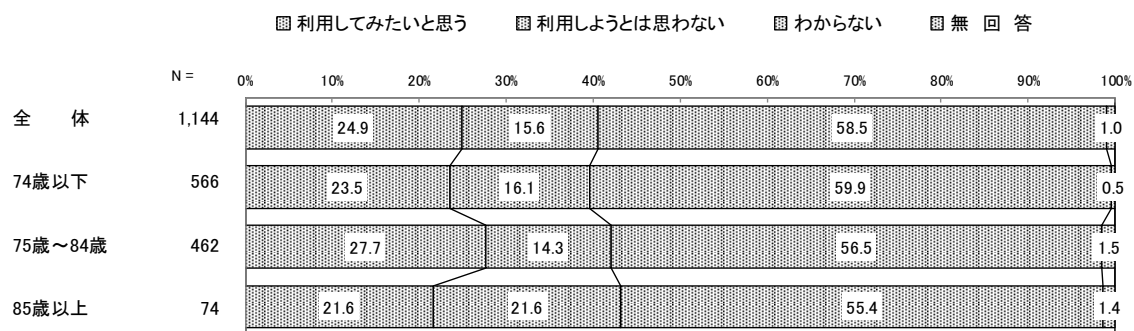


表6 介護予防センターを利用しようと思わない理由：(複数回答)圏域別

【単位 上段：人 下段：%】

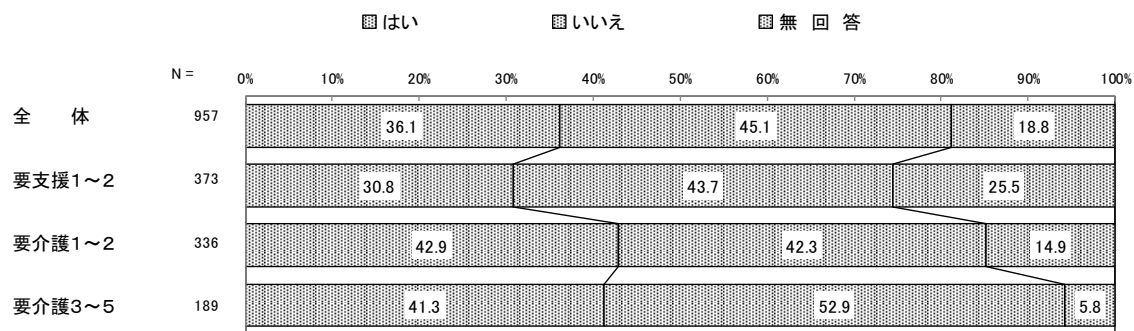
	全 体	遠い	交通手段がない	参加したい講座等がない	参加する時間がない・忙しい	興味がない	利用しているのは女性ばかりだと思うので	何をしているのかわからない	不安なので	その他	無回答
全 体	178 100.0	30 16.9	16 9.0	8 4.5	35 19.7	73 41.0	5 2.8	39 21.9	3 1.7	24 13.5	15 8.4
上福岡地区西部	48 100.0	7 14.6	3 6.3	-	11 22.9	20 41.7	-	11 22.9	1 2.1	7 14.6	4 8.3
上福岡地区東部	50 100.0	9 18.0	7 14.0	4 8.0	9 18.0	21 42.0	2 4.0	11 22.0	1 2.0	7 14.0	3 6.0
大井地区北部	42 100.0	5 11.9	4 9.5	2 4.8	6 14.3	20 47.6	3 7.1	12 28.6	-	6 14.3	2 4.8
大井地区南部	33 100.0	9 27.3	2 6.1	2 6.1	8 24.2	10 30.3	-	5 15.2	1 3.0	2 6.1	6 18.2
無 回 答	5 100.0	-	-	-	1 20.0	2 40.0	-	-	-	2 40.0	-

図6 介護予防センターの今後の利用意向(単数回答)



② 在宅介護実態調査

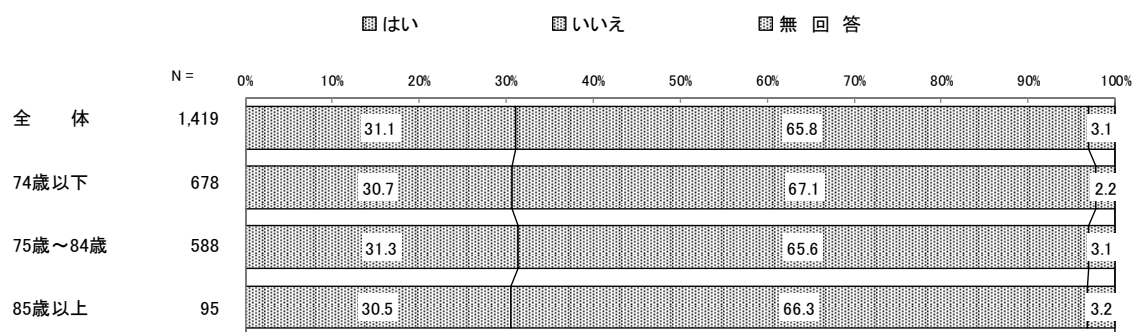
図7 認知症に関する相談窓口の認知状況(単数回答)



※「はい」=知っている 「いいえ」=知らない

図8 認知症に関する相談窓口の認知状況(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

(単数回答)



※「はい」=知っている 「いいえ」=知らない

図9 主な介護者が不安に感じる介護等(複数回答)

N = 957

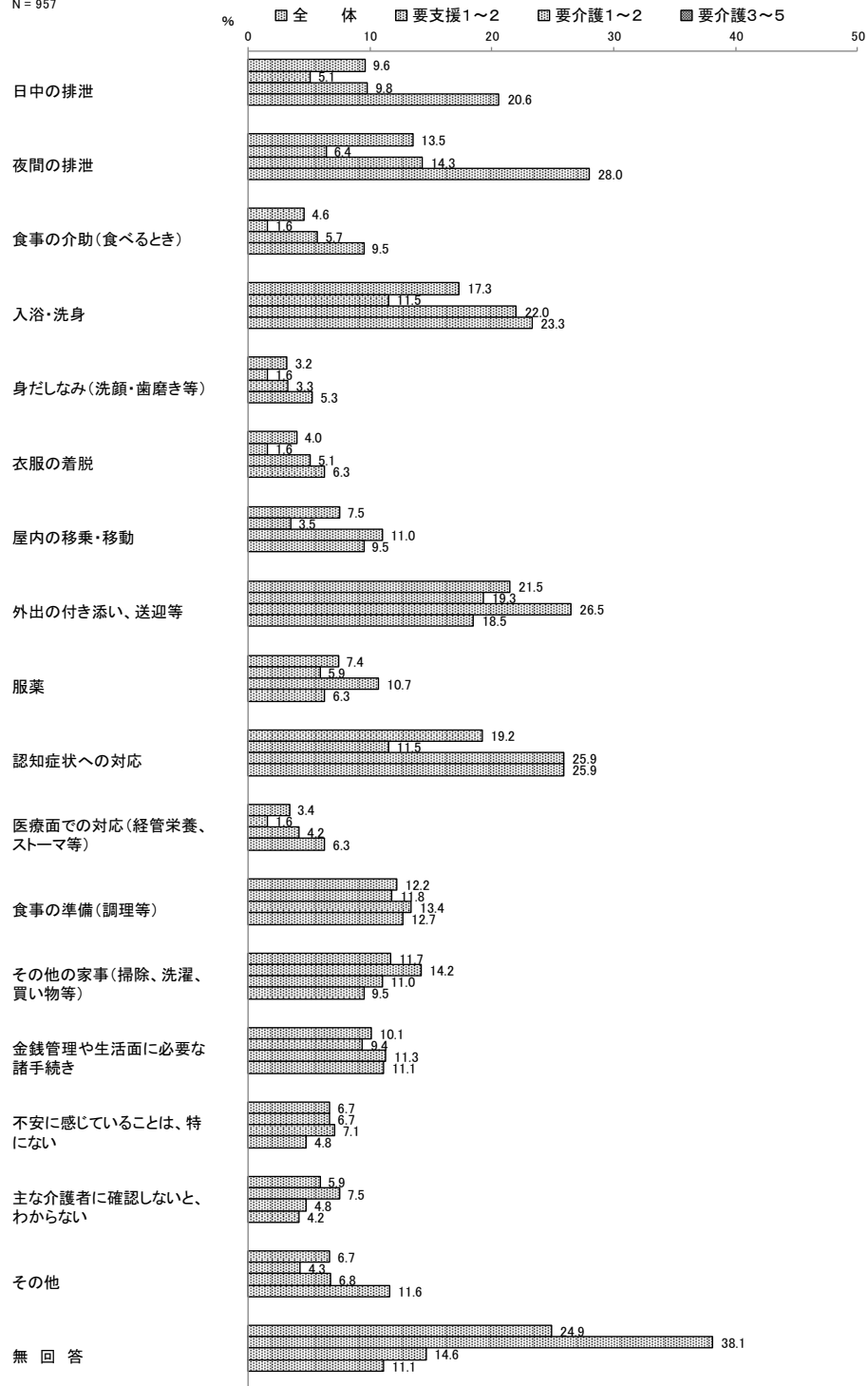


図 10 介護者の働き方についての調整状況(複数回答)

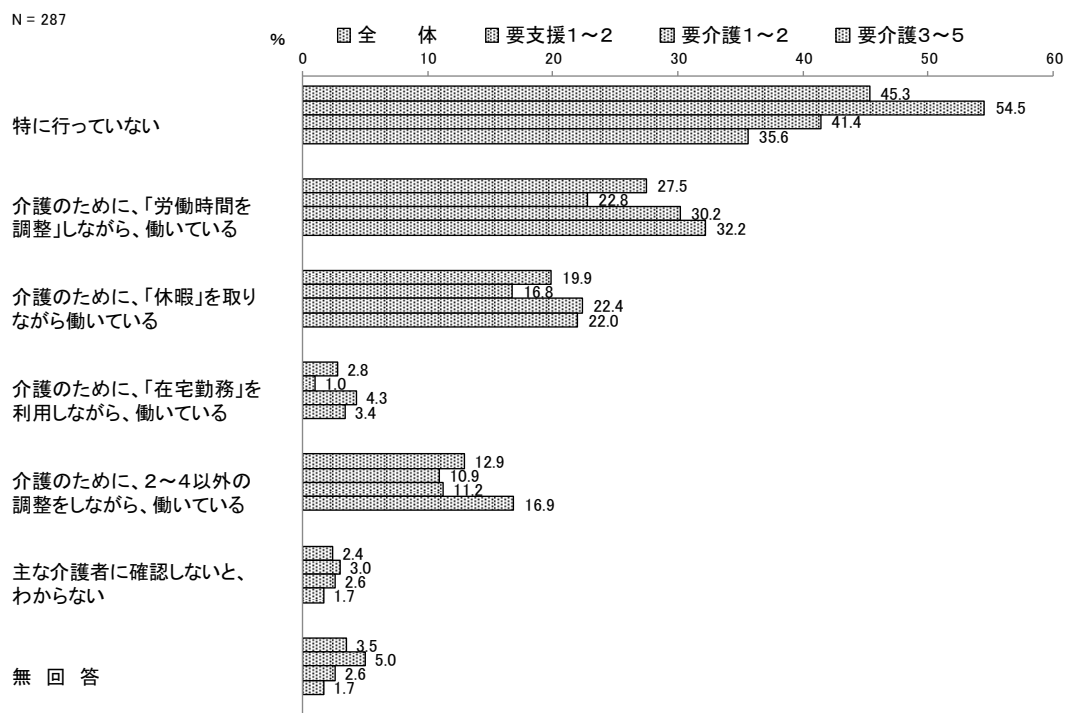
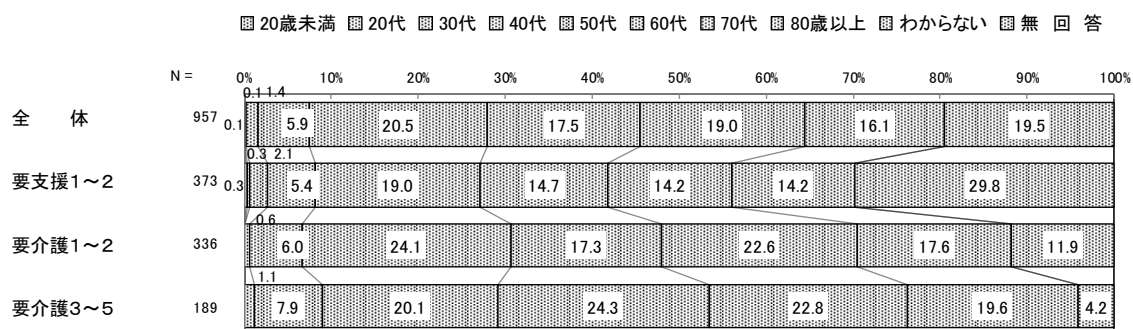


図 11 主な介護者の年齢(単数回答)



③ 若年者調査

図 12 介護予防センターの認知状況(単数回答)

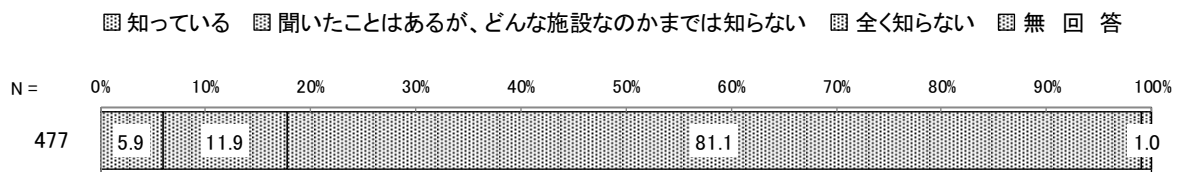


図 13 今後の介護予防への取組で重要だと思うこと(複数回答)

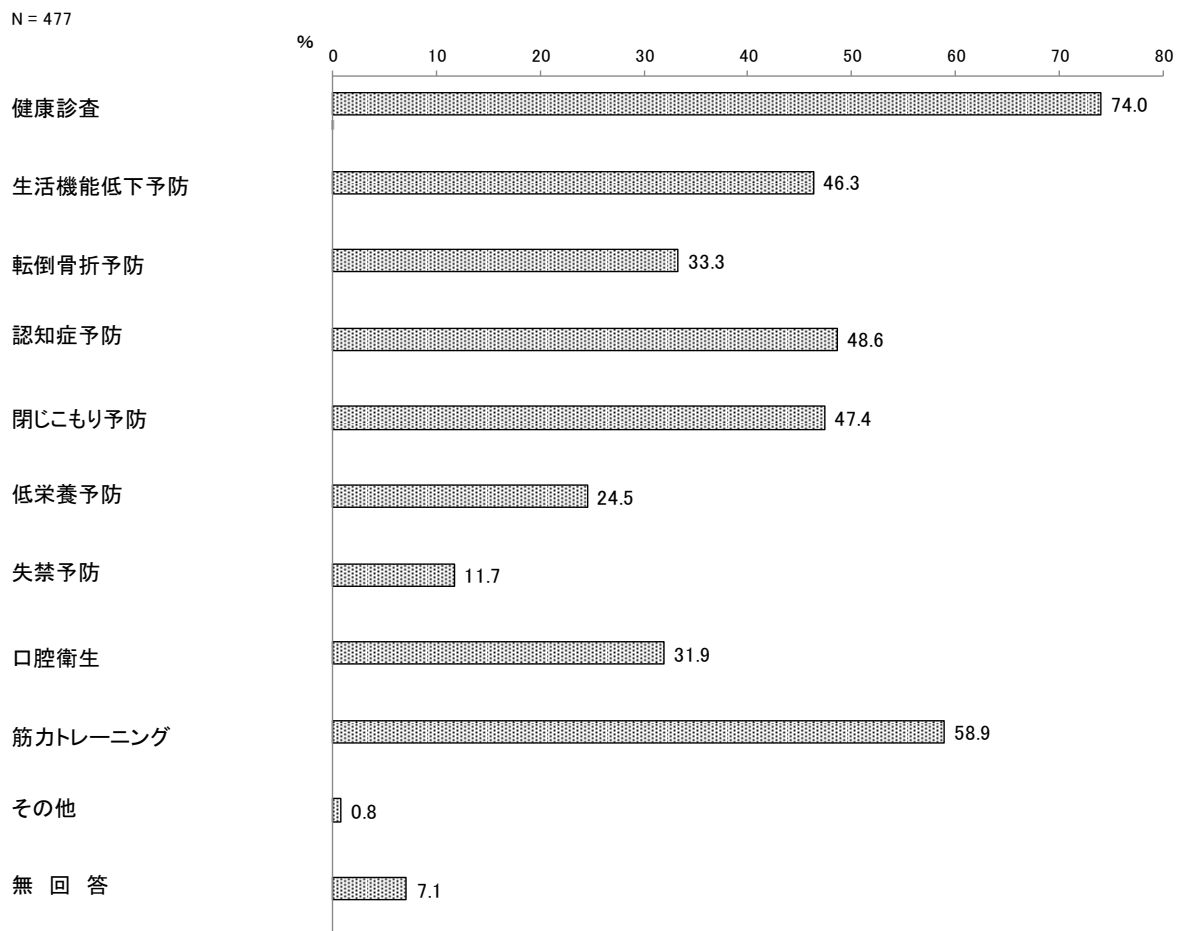
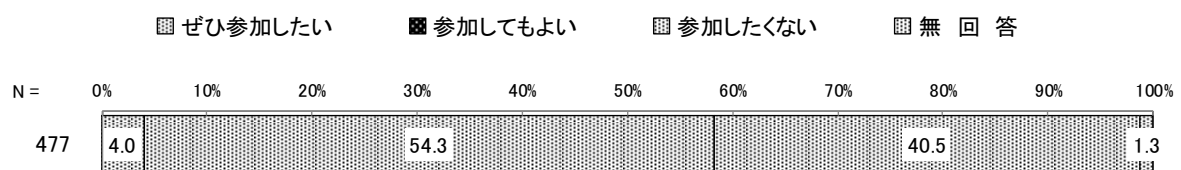


図 14 地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向
(単数回答)



④ 介護サービス事業所調査

図 15 雇用することが困難だと思う職種(複数回答)

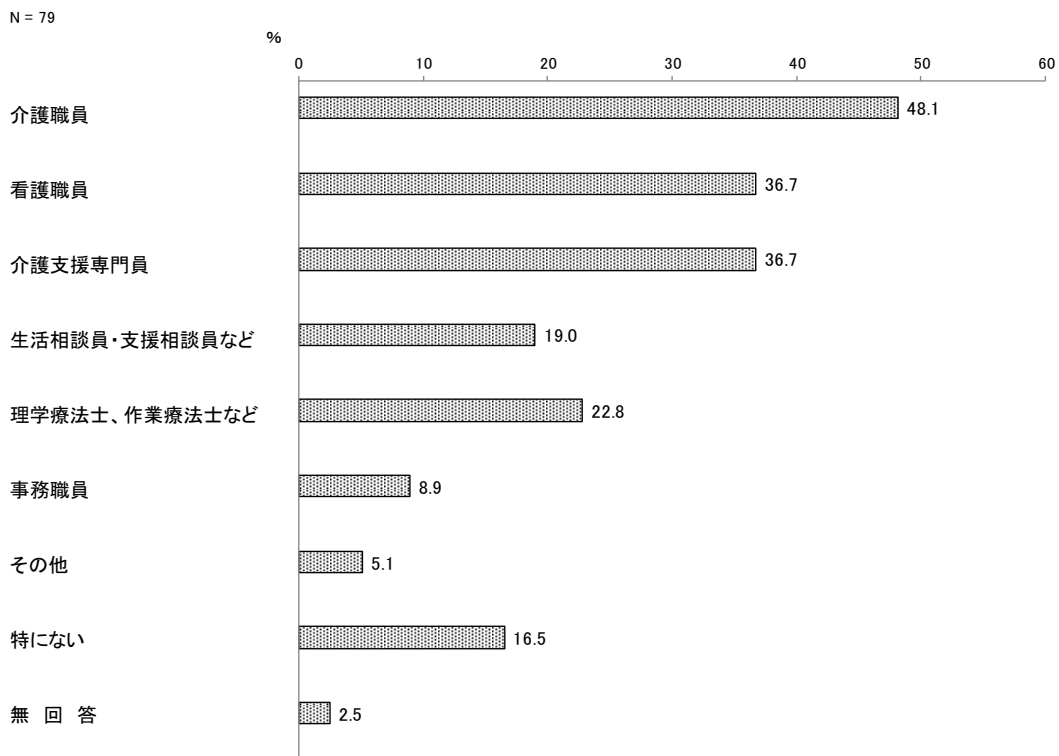


図 16 介護職員の確保状況(単数回答)

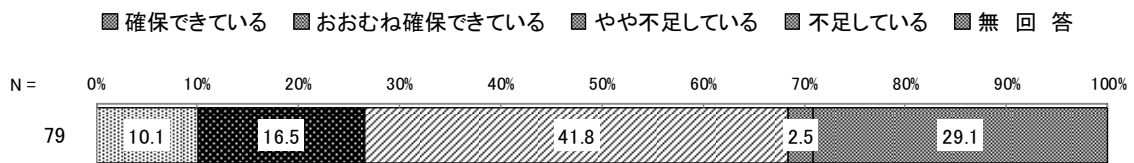


図 17 人材育成のためにしていること(複数回答)

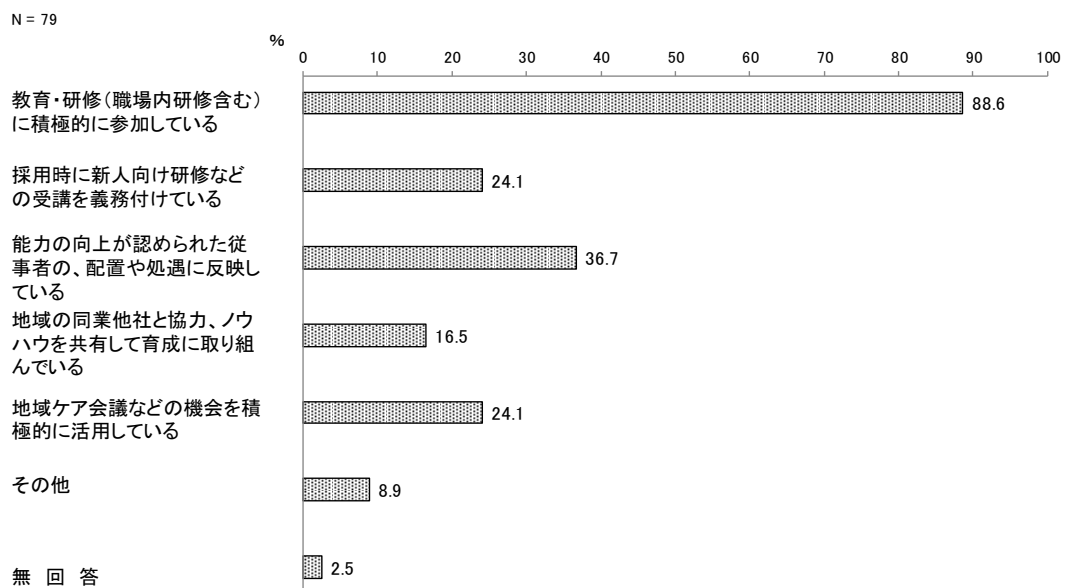


図 18 事故、災害時の文書や対応マニュアルの整備状況(単数回答)

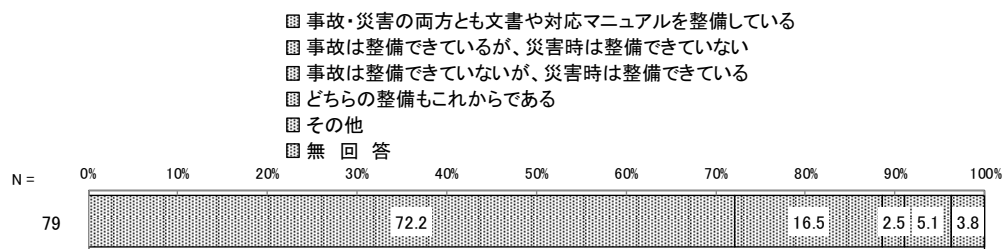
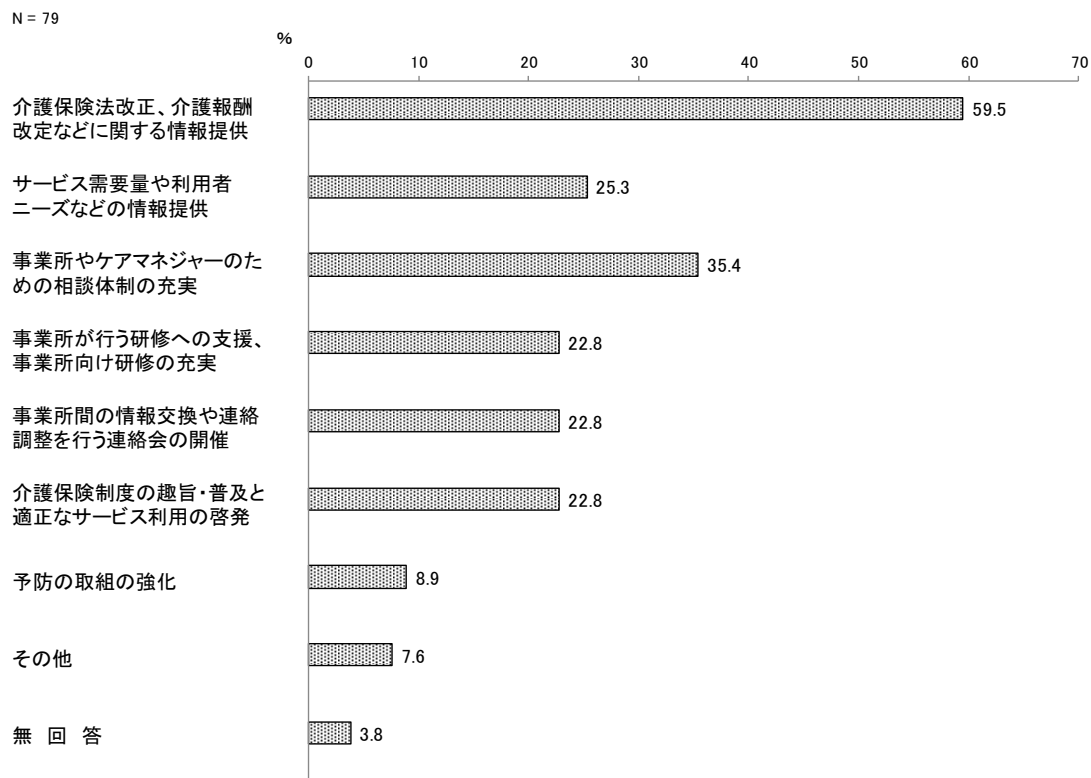


図 19 今後、市に対して事業所として望むこと(複数回答)



4 本市における高齢者を取り巻く課題

(1) 市の現状からみえる課題

課題1 後期高齢者(特に85歳以上)の人口の増大

本市の人口は、今後も増加し、これに伴い高齢者の人口も増加していくことが予想されています。高齢者の中でも、前期高齢者よりも後期高齢者の増加が見込まれており、介護予防の強化、介護度の改善に取り組む必要があります。

■65歳～74歳、75歳～84歳、85歳以上の3区分の高齢者人口と推計

【単位：人】

	65～74歳	75～84歳	85歳以上	合 計
平成29年	14,343	10,732	3,019	28,094
令和元年	13,446	11,652	3,600	28,698
令和3年	13,182	11,445	4,519	29,146
令和4年	12,415	11,886	4,918	29,219
令和5年	11,722	12,275	5,282	29,279

※平成29年、令和元年は、住民基本台帳10月1日現在

課題2 感染症予防対策

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大はこれまでに経験したことの無い大きな問題となりました。特に高齢者への感染は、大きなリスクが伴うため、市内の介護事業所等においては、感染予防対策を徹底しながら事業を継続しています。しかし、高齢者の介護予防を目的としたふじみ野市立介護予防センターの約2か月にわたる休止等公共施設の休館や外出の制限により、個々人の生活においては、外出の減少、交流の減少、これまでできていたことができなくなった等、少なからず影響があったことが本市の独自調査で明らかとなり、高齢者の外出自粛等による運動器機能の低下や認知症の進行等が懸念されます。

今回の新型コロナウイルス感染については、いまだ終息しておらず、また今後も何らかの感染症が流行するおそれがあることを踏まえ、感染予防に向けた対策が必要です。

このため、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。また、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認する仕組みや介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務にあたることができるよう、感染症に対する研修の充実等が必要です。さらに、介護事業所等における適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達輸送体制の整備については、県と連携して行う必要があります。

■新型コロナウイルス感染症感染拡大防止期間中の高齢者に与えた影響についてのアンケート結果

【単位：％】

	全体	介護予防 センター 利用者	介護予防 センター 未利用者	男性	女性	前期 高齢者	後期 高齢者
対象者数(人)	1,547	765	782	470	1,072	246	1,301
運動(散歩やウォーキングなど) 目的の外出が減少した	71.9	69.7	74.0	64.6	75.1	64.9	73.2
買い物などでの外出が 減少した	85.0	85.8	84.3	78.8	87.9	86.0	84.9
友人や近隣との交流が 減少した	90.3	93.4	87.3	84.0	93.2	93.5	89.7
以前はできていたが、 できなくなったことがあった	27.7	30.9	24.6	26.9	28.0	32.3	26.8
緊急事態宣言中も 運動をしていた	72.0	82.2	61.8	65.9	74.7	80.3	70.4

資料：ふじみ野市、筑波大学介護予防研究室共同による

「新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止期間の状況について」の調査
(令和2年5月～7月実施)

(2) 各調査結果からみえる課題

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

課題1	体力の維持向上と「転倒」予防対策
-----	------------------

からだを動かすこと(①～③)【表1：P18】については、「できるし、している」が高くなっていますが、「できるけどしていない」も1～2割いることから、できるうちはできることを継続することが重要であり、習慣化することが必要です。

過去1年間に転んだ経験【図1：P18】については、全体では「何度もある」は5.7%となっていますが、「85歳以上」では9.5%と他の年齢よりも高くなっています。また、転倒に対する不安【図2：P18】については、全体では、「とても不安である」と「やや不安である」を合わせた『不安である』が43.6%となっていますが、「85歳以上」では57.9%と高くなっています。さらに、外出を控えている理由【表2：P19】でも、「転倒に対する不安がある」が33.5%と2番目に高くなっていることから転倒に対する不安が外出の妨げになっている状況がうかがえます。

課題2	孤食傾向にある高齢者の低栄養問題の解消
-----	---------------------

だれかと食事をともにする機会【表3：P19】については、全体では「毎日ある」が52.9%と最も高く、次いで「月に何度かある」が17.3%で、「ほとんどない」は6.8%となっています。年齢別では、「85歳以上」で、「週に何度かある」が4.2%と低く、「年に何度かある」が16.8%、「ほとんどない」が11.6%と高くなっています。家族構成別【表3：P19】では、「1人暮らし」で、「月に何度かある」が44.6%と高く、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」、「息子・娘との2世帯」では、「毎日ある」が高くなっています。

課題3	高齢者の居場所づくりと地域活動への参加の促進
-----	------------------------

地域活動への参加状況【表4：P20】については、全体では全ての項目で「参加していない」が最も高く、特に「①ボランティアのグループ」、「④学習・教養サークル」、「⑤『ふじみんぴんしゃん体操』など介護予防のための通いの場」、「⑥老人クラブ（いきいきクラブ）」は、6割前後と高くなっています。性別では、男性は女性より、全ての項目で「参加していない」が高くなっています。特に「④学習・教養サークル」、「⑤『ふじみんぴんしゃん体操』など介護予防のための通いの場」、「⑥老人クラブ（いきいきクラブ）」は、7割を超え高くなっており、男性の様々な活動への参加促進が課題です。

友人・知人と会う頻度【表5：P20】については、全体では「週に何度かある」が32.4%と最も高くなっていますが、「ほとんどない」も11.4%となっています。特に「男性」では、「ほとんどない」が17.0%と高くなっていることから、閉じこもりがちな人たちを外に連れ出すきっかけづくりが必要です。

課題4	成年後見センターの周知と成年後見制度の利用促進
-----	-------------------------

「成年後見制度」の認知度【図3：P21】については、「知っている」が43.9%、「聞いたことはあるが、内容はわからない」、「聞いたことがなく、内容も知らない」を合わせた『内容を知らない』は49.5%と「知っている」よりも高くなっています。

本市においては、令和2年4月にふじみ野市成年後見センターが大井総合福祉センター4階のふじみ野市社会福祉協議会大井支所内にオープンしました。同センターは、中核機関として認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者やその家族に対して、電話や窓口、必要に応じ訪問等で成年後見制度の利用に関する相談や手続き等の相談を実施するとともに、市民後見人の養成、制度の理解を深めるために、専門家による講演会や出前講座の開催等の広報・啓発等総合的に取り組んでいます。本制度についての認知度を高め、必要な人が制度を利用できるよう、本センターを中心に本制度の周知、利用を促進することが必要です。

課題 5	介護予防センターの周知と介護予防への取組の促進
------	-------------------------

介護予防センターの利用状況【図4：P21】は、「ある」が3.5%、「ない」が80.6%となっています。また、本センターの認知状況【図5：P21】は、「知っている」が16.0%、「聞いたことはあるが、どんな施設なのかまでは知らない」、「全く知らない」を合わせた『知らない』は80.3%となっています。さらに本センターを利用しようと思わない理由【表6：P21】については、「興味がない」が41.0%、次いで「何をしているのかよくわからない」が21.9%となっていますが、今後の利用意向【図6：P22】については、「利用してみたいと思う」が4人に1人(24.9%)となっています。

若年者調査の介護予防センターの認知状況【図12：P25】についても、「聞いたことはあるが、どんな施設なのかまでは知らない」、「全く知らない」を合わせた『知らない』は93.0%となっていますが、今後65歳になったときの利用意向については、「利用してみたいと思う」も40.9%となっており、さらにセンターの周知とともに魅力ある講座、教室等を開催し、利用者を拡大させる必要があります。また、若年者調査の今後の介護予防への取組で重要だと思うこと【図13：P25】については、「健康診査」が74.0%と最も高く、次いで「筋力トレーニング」が58.9%、「認知症予防」が48.6%、「閉じこもり予防」が47.4%、「生活機能低下予防」が46.3%と上位を占めています。地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向【図14：P25】については、「ぜひ参加したい」、「参加してもよい」を合わせると58.3%となっており、65歳前から、ボランティア活動や自主活動等地域活動に積極的に参加するとともに、健康であることに留意し、介護予防の取組を意識しておくことが必要です。

② 在宅介護実態調査

課題 6	認知症に対する理解の促進と相談窓口の周知
------	----------------------

認知症に関する相談窓口の認知状況【図7：P22】については、「はい(知っている)」が36.1%、「いいえ(知らない)」が45.1%となっていることから、まずは相談窓口があることを周知していくことが必要です。また、認知症に関する相談窓口の認知状況(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)【図8：P22】についても、「いいえ(知らない)」は65.8%となっており、「いいえ(知らない)」の回答の方が高くなっています。

主な介護者が不安に感じる介護等【図9：P23】については、「外出の付き添い、送迎等」が21.5%と最も高く、次いで「認知症状への対応」が19.2%、「入浴・洗身」が17.3%と上位を占めています。

課題 7	介護に取り組む家族等への支援の充実
------	-------------------

介護を主な理由として、過去1年間に仕事を辞めたかどうかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が49.4%と最も高くなっています。また、主な介護者が介護をするにあたって、働き方についての調整状況【図10：P24】については、「特に行っていない」が45.3%と最も高く、次いで「介護のために、『労働時間を調整』しながら、働いている」が27.5%、「介護のために、『休暇』を取りながら働いている」が19.9%となっており、介護のために何らかのやりくりをしながら働いている状況がうかがえます。

主な介護者の年齢【図11：P24】については、60代以上が52.6%と半数以上を占めており、介護者の高齢化が顕著です。また、主な介護者が不安に感じる介護等【図9：P23】については、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」、「入浴・洗身」等が上位を占めています。

今後は、介護者の精神的、体力的両面の負担軽減に向けた取組が必要です。

③ 若年者調査

課題 5	介護予防センターの周知と介護予防への取組の促進（再掲）
------	-----------------------------

若年者調査の今後の介護予防への取組で重要だと思うこと【図13：P25】については、「健康診査」が74.0%と最も高く、次いで「筋力トレーニング」が58.9%、「認知症予防」が48.6%、「閉じこもり予防」が47.4%、「生活機能低下予防」が46.3%と上位を占めています。地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向【図14：P25】については、「ぜひ参加したい」、「参加してもよい」を合わせると58.3%となっており、65歳前から、ボランティア活動や自主活動等地域活動に積極的に参加するとともに、健康であることに留意し、介護予防の取組を意識しておくことが必要です。

（再掲）①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 課題5

④ 介護サービス事業所調査

課題 8	介護人材の確保及び育成に対する支援
------	-------------------

雇用することが困難だと思う職種【図 15：P26】については、「介護職員」が 48.1%と最も高く、次いで「看護職員」、「介護支援専門員」がともに 36.7%となっています。平成 30 年度の「介護職員」の離職状況は前年度と比べて、「悪化した」は全体の 6.3%ですが、事業種別では「介護予防支援・居宅介護支援」で、「悪化した」が 20.0%と高くなっています。また、介護職員の確保状況【図 16：P26】については、「やや不足している」が 41.8%と最も高くなっています。

人材育成のためにしていること【図 17：P26】については、「教育・研修に積極的に参加している」が 88.6%と最も高くなっています。また、その教育・研修内容については、「介護技術の向上に関する研修」が 72.9%と最も高く、次いで「医療的な知識に関する研修」(62.9%)、「リスクマネジメントなど管理能力に関する研修」(42.9%)、「コミュニケーション能力などビジネススキルに関する研修」(38.6%)、「介護福祉士などの資格取得に向けた研修」(20.0%)となっています。

本市においては、現在介護職の入門的研修を実施し、研修修了者を市内事業所に紹介するマッチングの取組も実施しており、今後も継続するとともに各種研修会の実施等を継続していく必要があります。

課題 9	事業所における事故、災害時対応への支援
------	---------------------

事業所におけるサービス提供中の事故・災害時の文書や対応マニュアルの整備状況【図 18：P27】については、「事故・災害の両方とも文書や対応マニュアルを整備している」が 72.2%と最も高くなっていますが、「どちらか一方しか整備していない」又は「両方ともこれから整備する」との回答が 24.1%となっています。近年、風水害等の自然災害が多発していることから、早急な整備が必要です。また、災害時の事業所と市や県及び地域との連携、協力体制を整理する必要があります。さらに、事故については市への報告のフィードバック等により、事故を未然に防ぐ取組が必要です。

課題 10	事業所からの要望に対する支援
-------	----------------

今後、市に対して事業所として望むこと【図 19：P27】については、「介護保険法改正、介護報酬改定などに関する情報提供」が 59.5%と最も高くなっていますが、「事業所やケアマネジャーのための相談体制の充実」(35.4%)、「サービス需要量や利用者ニーズなどの情報提供」(25.3%)、「事業所が行う研修への支援、事業所向け研修の充実」、「事業所間の情報交換や連絡調整を行う連絡会の開催」、「介護保険制度の趣旨・普及と適正なサービス利用の啓発」(同 22.8%)と事業所の要望は多岐にわたっていることがうかがえます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

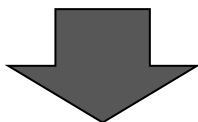
本市の第7期計画（平成30年度～令和2年度）では、基本理念を『みんなで支え合い いつまでも健やかに暮らせるまち』と定め、各種事業に取り組んできました。

「みんなで支え合い」は、市民や地域社会との協働と当事者が社会参画している地域包括ケアシステムを表し、「いつまでも健やかに暮らせるまち」は、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域共生社会=ふじみ野市の実現を表しています。

本計画は、前計画から引き続きこの基本理念を継承し、全ての世代の市民がお互いに支え合いながら誰もが住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちをつくりあげていく地域共生社会を目指します。

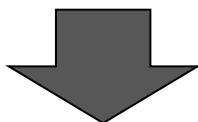
基本理念

「みんなで支え合い
いつまでも健やかに暮らせるまち」



基本目標

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、基本理念に基づき、4つの基本目標を定めました。



施策の展開

基本目標を達成するため、これまで実施してきた各種事業を保険者機能強化推進交付金等の評価結果の利用等により見直しを行い、継続・改善して実施していくとともに、新規事業を加え、基本目標の達成に向け事業を展開していきます。

2 基本目標

基本目標 I

いつまでも健康で自立した生活を継続できるまち

いつまでも住み慣れた地域で心身ともに健康な生活を送るためには、高齢期の身体機能の維持・向上のために「介護予防」を推進していくとともに、高齢期になる以前から健康的な生活習慣を身につけていく「健康づくり」への取組が重要です。

本計画では、高齢者の「保健」を含む計画として位置づけるだけでなく、40 歳以上の市民の健康づくりも含め、保健・医療部門と連携し、健康増進施策の推進と、介護予防事業の適切な実施を図ります。

基本目標 II

住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「在宅医療・介護の連携」や「地域における認知症への対応力の強化」等、医療機関等の専門機関・団体との連携体制の構築とともに、地域住民と行政等が協働し、身近な地域課題や生活課題を解決するための仕組みが求められています。市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設することとされています。

また、介護をしている家族等に対しては、埼玉県ケアラー支援条例の目的も踏まえ、支援を実施します。

基本目標 III

安心して介護が受けられるまち

必要な人に必要なサービスが適切にいきわたるよう、引き続き介護保険制度の円滑な運用と各種事業を実施していく必要があります。また、サービス事業者に対しては、保険者としての指導・監督とともに、事業者との連携の強化と情報提供等様々な支援をとおして、利用者が安心してサービスを利用できるよう自立支援、重度化防止に向けてサービスの質の向上を促進します。さらに、適切な施設整備を図り、制度利用者のニーズに則した地域づくりを推進します。

基本目標 IV

快適にいきいきと暮らせるまち

元気な高齢者に対して、就労の機会の創出や地域活動等への積極的な参加等活躍の機会や場を提供していきます。また、健康であるにもかかわらず、地域との関わりが希薄な閉じこもりがちな人や一人暮らしの高齢者に対しては、地域等の場に参加する機会や方法を周知しながら、地域社会の一員であるという意識を醸成し、地域活動や文化・芸術、スポーツ等に参加してもらえるようきっかけづくりを構築していきます。

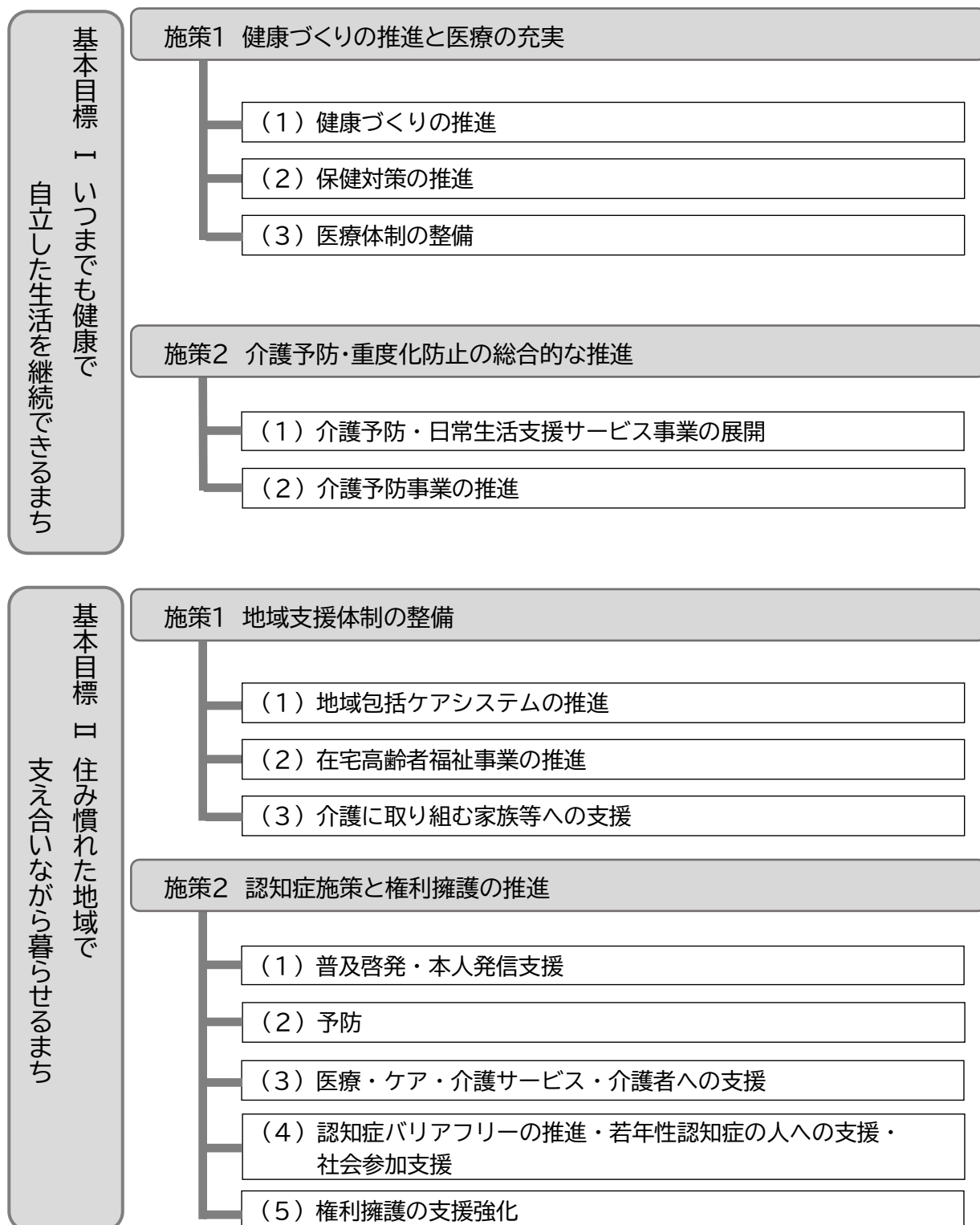
地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進するため、住環境を含めた安心・安全な環境づくりに努め、暮らしやすいまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本目標を達成するため、以下のとおり施策の体系に沿って、各種事業を展開します。

■基本理念■

「みんなで支え合い いつまでも健やかに暮らせるまち」



基本目標 ③ 安心して
介護が受けられるまち

施策1 介護保険サービスの充実

- (1) サービスの量及び質の確保
- (2) 介護給付の適正化

施策2 介護サービス基盤の整備

- (1) 地域密着型施設の整備
- (2) 介護保険サービス提供事業者との連携と支援

基本目標 ④ 快適に
いきいきと暮らせるまち

施策1 高齢者の社会参加の推進

- (1) 交流活動の支援、スポーツ・生涯学習機会の拡大等活躍の場の提供
- (2) 高齢者の就労機会の創出と就労支援

施策2 人にやさしい環境づくりの推進

- (1) 人にやさしい環境づくりの推進
- (2) 高齢者の状態に応じた住まいや施設の確保支援
- (3) 防災・防犯対策の充実

4 日常生活圏域の設定

（１）日常生活圏域の基本的な考え方

国では、日常生活圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域としています。

本市においては、国の設定基準を勘案し、地理的条件、人口、サービス提供施設の整備状況、地域づくり活動の単位等の地域特性を考慮し、市内を４つのエリアに区分した「日常生活圏域」を平成１９年度から設定し、日常生活圏域ごとに地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）を設置しています。

（２）日常生活圏域の見直し

本計画から、以下の理由により日常生活圏域の一部を見直すこととしました。また、各圏域の名称も変更します。

理由１：第７期計画では、２０２５年（令和７年）の高齢者人口は、上福岡地区東部及び上福岡地区西部で減少、大井地区北部及び大井地区南部で増加を見込み、各圏域の高齢者人口の開きは縮小していくため、現在の４圏域を基本として見直すことが望ましいこと。

理由２：要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みである「地域包括ケアシステム」の核となるのが地域との連携であるが、自治組織が二つの圏域にまたがっているところもある。現在、生活支援体制整備事業として圏域ごとに第２層協議体の立ち上げを進めており、できる限り自治組織との整合性のとれた圏域が望ましいこと。

理由３：現在の圏域ごとの町字では、様々な情報を市民に案内したりする際に不具合が生じている。市民に日常生活圏域をわかりやすくするため、基本的に町字（丁目）に基づく区分けにすること。

■新日常生活圏域における高齢者の人口予測（単位：人）

圏域	令和２年（実績）	令和５年（推計）	令和７年（推計）
第１圏域	8,383	8,317	8,226
第２圏域	7,792	7,780	7,816
第３圏域	5,957	6,074	6,177
第４圏域	6,872	7,108	7,284
合 計	29,004	29,279	29,503

令和２年は、住民基本台帳 10 月 1 日現在

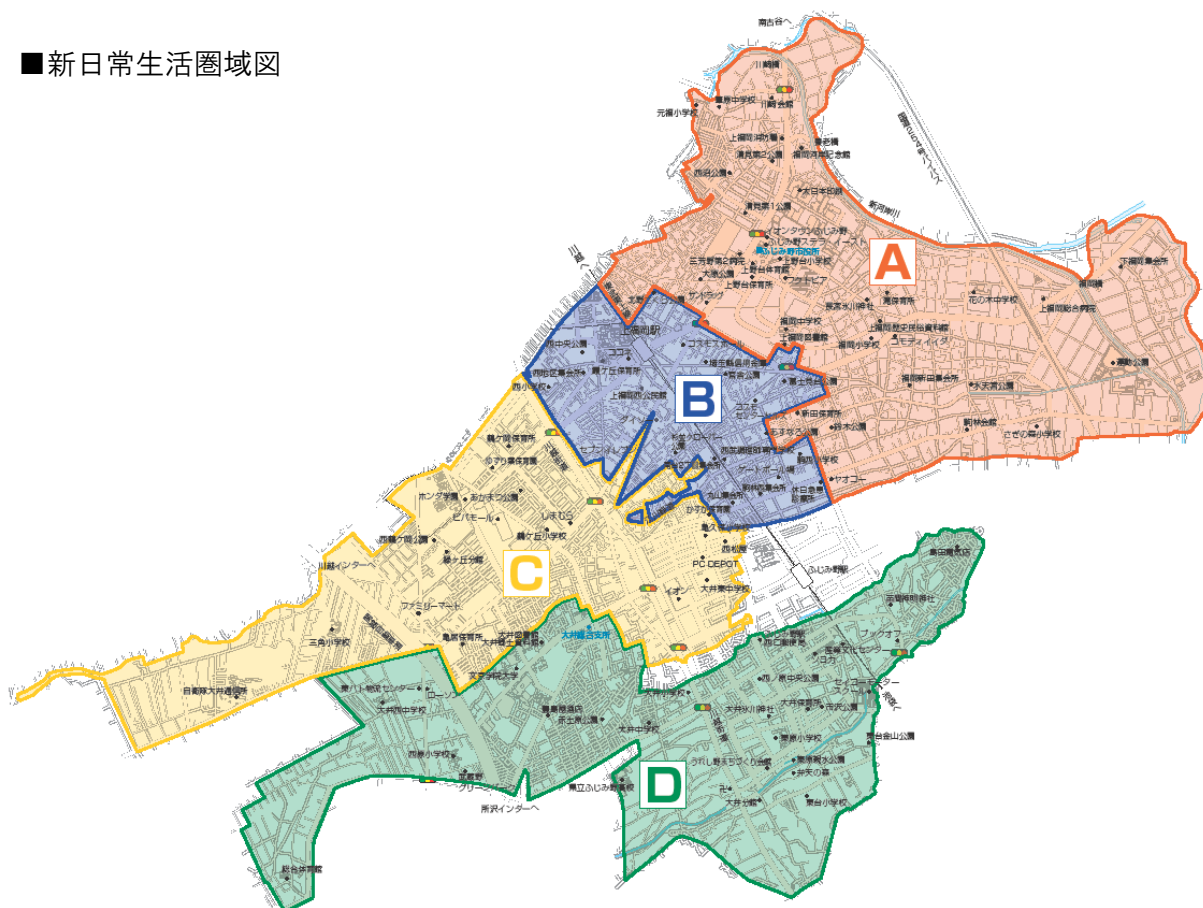
■現状の日常生活圏域(第7期計画)

圏 域	地 区
A : 上福岡地区東部	池上、上ノ原、上野台、大原、川崎、北野2丁目、清見、駒林、駒林元町、新駒林、新田2丁目、滝、築地、水宮、仲、中ノ島、中丸、長宮、中福岡、西原、花ノ木、福岡、福岡新田、松山、本新田、元福岡、谷田
B : 上福岡地区西部	霞ヶ丘、上福岡、駒西、北野1丁目、新田1丁目、西、富士見台、福岡中央、福岡武蔵野、丸山、南台
C : 大井地区北部	大井中央3～4丁目、亀久保2～3丁目、亀久保4丁目1～8番、13～16番、亀久保(1215～2205)、鶴ヶ岡、鶴ヶ舞、西鶴ヶ岡、東久保、ふじみ野、緑ヶ丘
D : 大井地区南部	旭、市沢、うれし野、大井、大井中央1～2丁目、大井武蔵野、亀久保1丁目、亀久保4丁目9～12番、亀久保(643～1196)、桜ヶ丘、苗間

■新日常生活圏域(第8期計画)

圏 域	地 区
A : 第1圏域	池上、上ノ原、上野台、大原、川崎、 <u>北野</u> 、清見、駒林、 <u>駒林元町1～2丁目</u> 、新駒林、 <u>新田</u> 、滝、築地、水宮、仲、中ノ島、中丸、長宮、中福岡、西原、花ノ木、福岡、福岡新田、松山、本新田、元福岡、谷田
B : 第2圏域	霞ヶ丘、上福岡、駒西、 <u>駒林元町3～4丁目</u> 、西、富士見台、福岡中央、福岡武蔵野、丸山、南台
C : 第3圏域	大井中央3～4丁目、 <u>亀久保2～4丁目</u> 、亀久保(1215～2205)、鶴ヶ岡、鶴ヶ舞、西鶴ヶ岡、東久保、ふじみ野、緑ヶ丘
D : 第4圏域	旭、市沢、うれし野、大井、大井中央1～2丁目、大井武蔵野、亀久保1丁目、亀久保(643～1196)、桜ヶ丘、苗間

■新日常生活圏域図



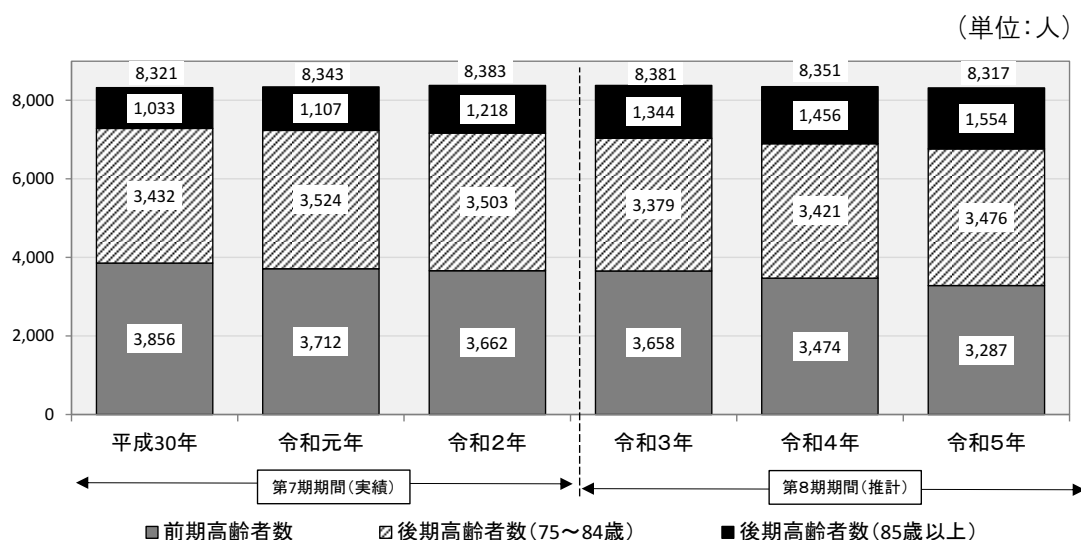
（３）日常生活圏域別高齢者数、高齢化率の推移と今後の推計

① 第１圏域（高齢者あんしん相談センターふくおか）

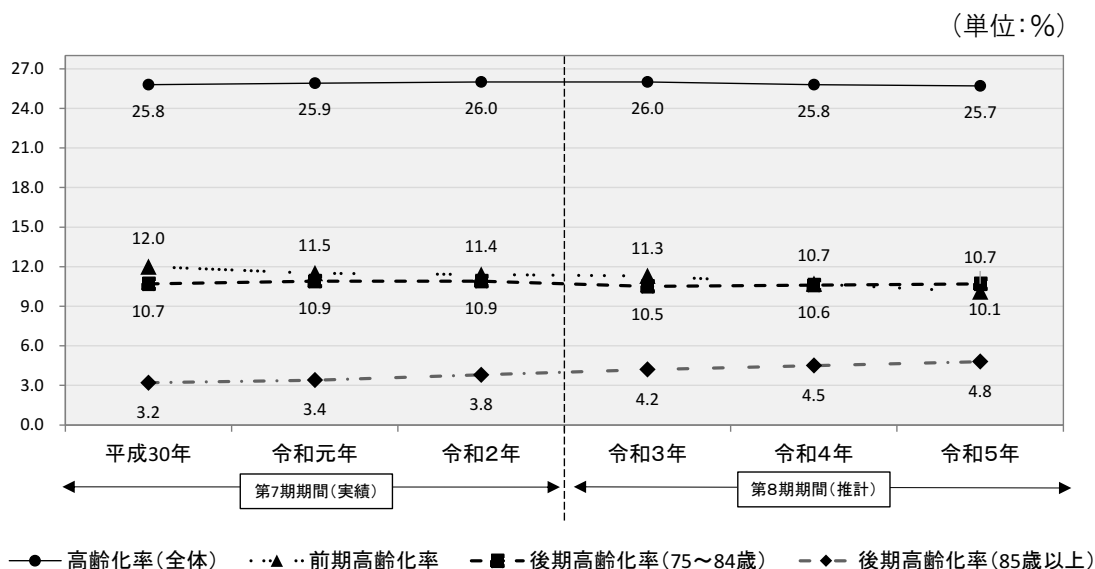
第１圏域における令和２年１０月１日現在の高齢者全体人口は、８,３８３人、高齢化率は２６.０％となっています。これを前期高齢者、後期高齢者（２区分）の３区分でみると、前期（６５～７４歳）は３,６６２人（高齢化率１１.４％）、後期（７５～８４歳）は３,５０３人（同１０.９％）、後期（８５歳以上）は１,２１８人（同３.８％）となっています。

第８期計画の３か年の推計では、今後高齢者全体人口は微減傾向（対令和２年６６人減）となっており、令和５年には８,３１７人、高齢化率は２５.７％になると予測されます。これを前期高齢者、後期高齢者（２区分）の３区分でみると、前期は減少（対令和２年３７５人減）、後期（７５～８４歳）も減少（対令和２年２７人減）、一方後期（８５歳以上）は増加し、対令和２年３３６人増となりますが、後期（８５歳以上）の増加よりも、前期、後期（７５～８４歳）の減少幅の方が多く、全体としては６６人の減少と予測されます。

■前後期高齢者人口の推移



■高齢化率の推移

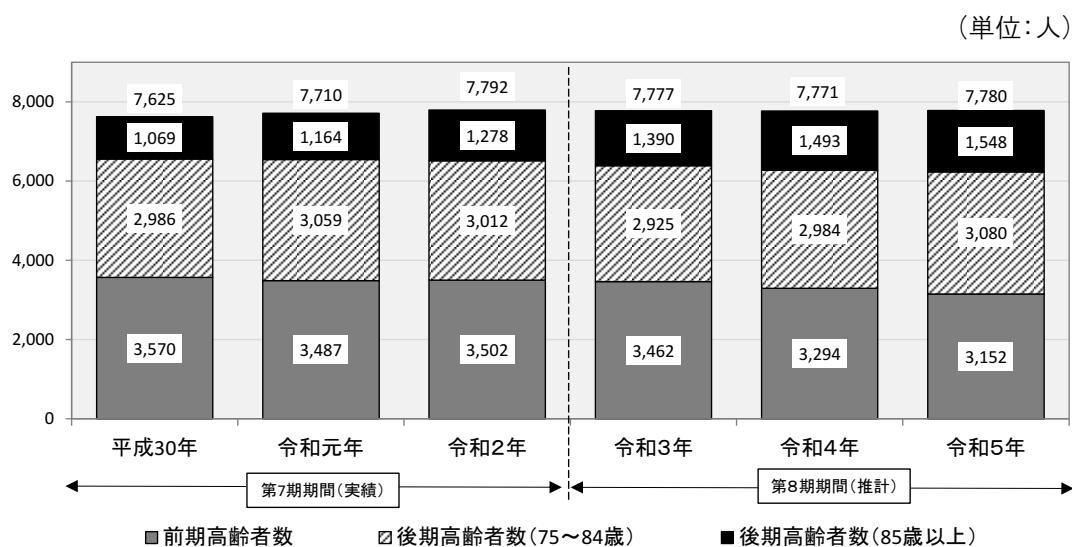


② 第2圏域(高齢者あんしん相談センターかすみがおか)

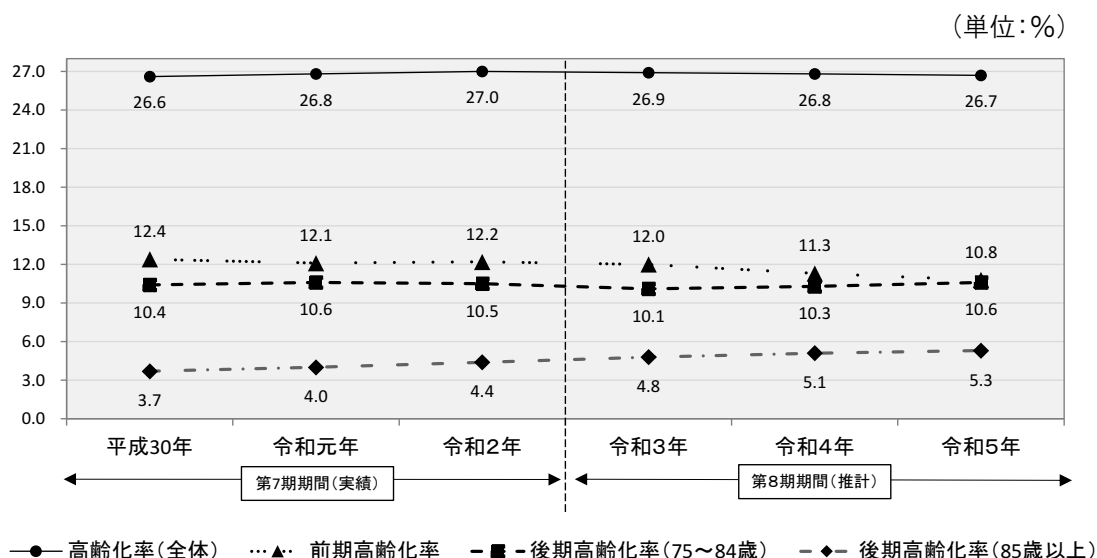
第2圏域における令和2年10月1日現在の高齢者全体人口は、7,792人、高齢化率は27.0%となっています。これを前期高齢者、後期高齢者(2区分)の3区分でみると、前期(65～74歳)は3,502人(高齢化率12.2%)、後期(75～84歳)は3,012人(同10.5%)、後期(85歳以上)は1,278人(同4.4%)となっています。

第8期計画の3か年の推計では、今後高齢者全体人口は微減傾向(対令和2年12人減)となっており、令和5年には7,780人、高齢化率は26.7%になると予測されます。これを前期高齢者、後期高齢者(2区分)の3区分でみると、前期は減少(対令和2年350人減)、一方後期(75～84歳)は増加(対令和2年68人増)、後期(85歳以上)も増加し、対令和2年270人増となりますが、後期高齢者(2区分)の増加よりも、前期(75～84歳)の減少幅の方が多く、全体としては12人の減少と予測されます。

■前後期高齢者人口の推移



■高齢化率の推移

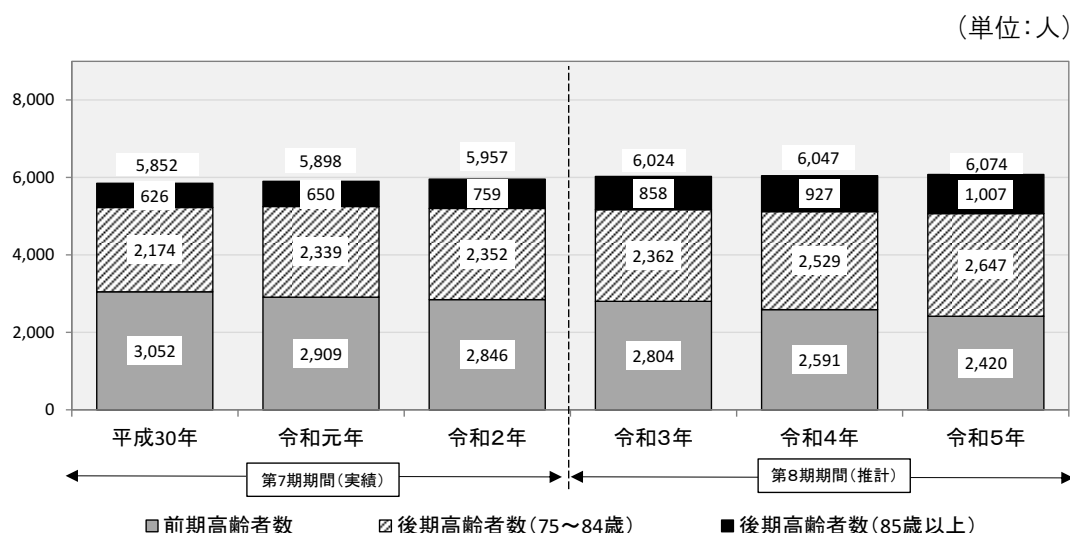


③ 第3圏域(高齢者あんしん相談センターつるがまい)

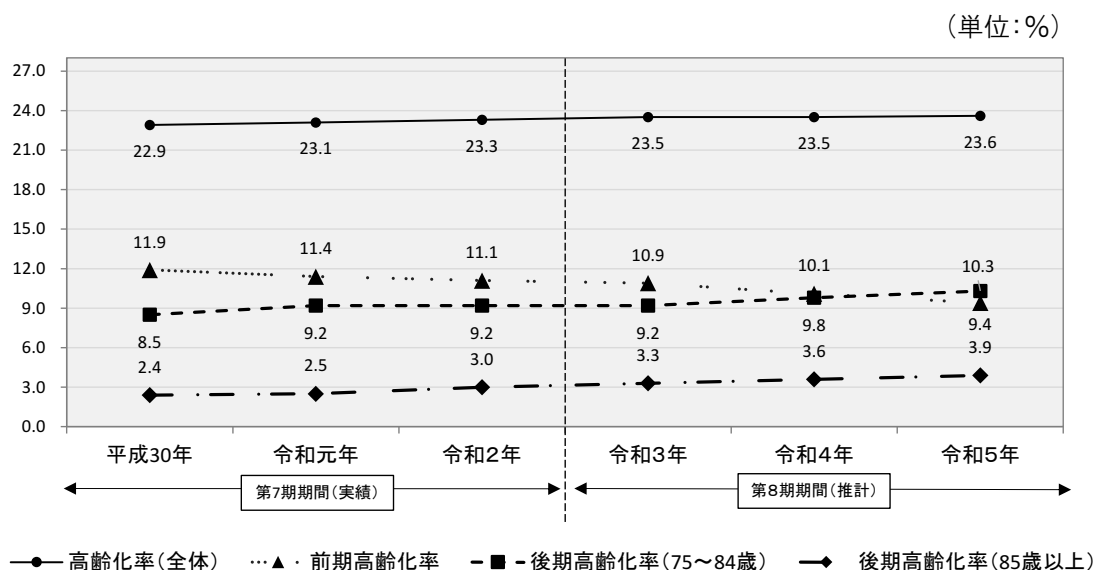
第3圏域における令和2年10月1日現在の高齢者全体人口は、5,957人、高齢化率は23.3%となっています。これを前期高齢者、後期高齢者(2区分)の3区分でみると、前期(65～74歳)は2,846人(高齢化率11.1%)、後期(75～84歳)は2,352人(同9.2%)、後期(85歳以上)は759人(同3.0%)となっています。

第8期計画の3か年の推計では、今後高齢者全体人口は増加傾向(対令和2年117人増)となっており、令和5年には6,074人、高齢化率は23.6%になると予測されます。これを前期高齢者、後期高齢者(2区分)の3区分でみると、前期は減少(対令和2年426人減)、一方後期(75～84歳)は増加(対令和2年295人増)、後期(85歳以上)も増加し、対令和2年248人増となりますが、前期高齢者の減少よりも、後期高齢者(2区分)の増加幅の方が多く、全体としては117人の増加と予測されます。

■前後期高齢者人口の推移



■高齢化率の推移

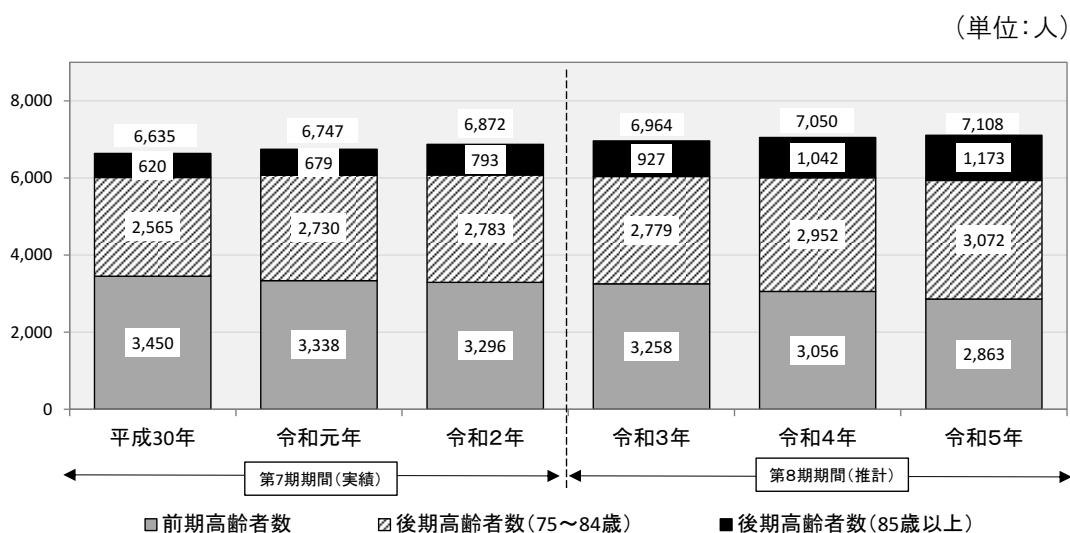


④ 第4圏域(高齢者あんしん相談センターおい)

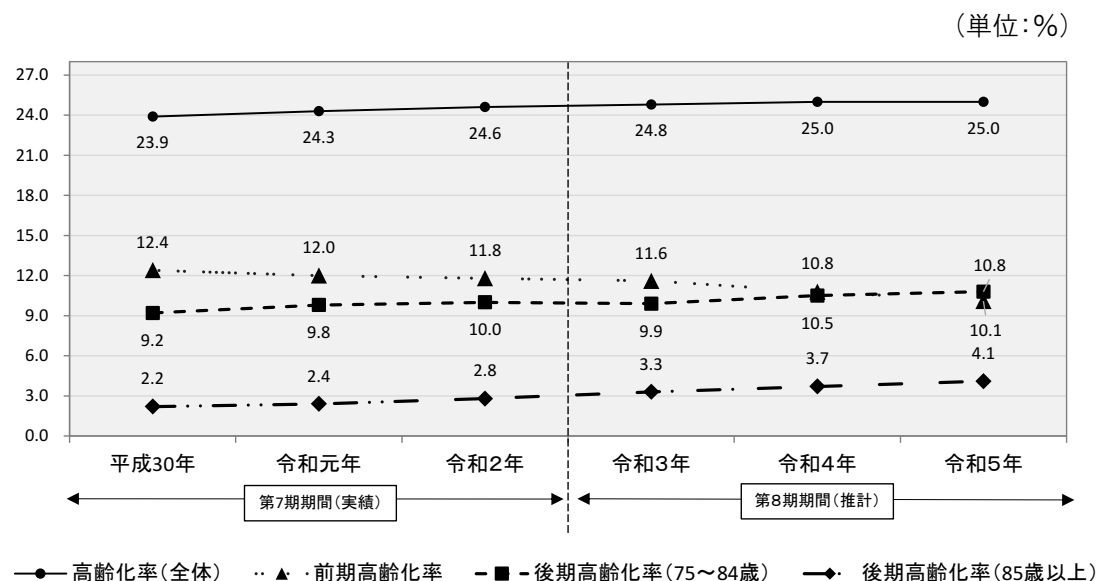
第4圏域における令和2年10月1日現在の高齢者全体人口は、6,872人、高齢化率は24.6%となっています。これを前期高齢者、後期高齢者(2区分)の3区分でみると、前期(65～74歳)は3,296人(高齢化率11.8%)、後期(75～84歳)は2,783人(同10.0%)、後期(85歳以上)は793人(同2.8%)となっています。

第8期計画の3か年の推計では、今後高齢者全体人口は増加傾向(対令和2年236人増)となっており、令和5年には7,108人、高齢化率は25.0%になると予測されます。これを前期高齢者、後期高齢者(2区分)の3区分でみると、前期は減少(対令和2年433人減)、一方後期(75～84歳)は増加(対令和2年289人増)、後期(85歳以上)も増加し、対令和2年380人増となりますが、前期高齢者の減少よりも、後期高齢者(2区分)の増加幅の方が多く、全体としては236人の増加と予測されます。

■前後期高齢者人口の推移



■高齢化率の推移



第4章 施策の展開

1 基本目標Ⅰ いつまでも健康で自立した生活を継続できるまち

施策1 健康づくりの推進と医療の充実

施策1 健康づくりの推進と医療の充実

(1) 健康づくりの推進

(2) 保健対策の推進

(3) 医療体制の整備

(1) 健康づくりの推進

【施策の方針】

市民一人ひとりの健康づくりを促進し、健康な心身の維持を図るとともに、生涯現役を目指した健康寿命の延伸を図ります。

① 健康づくりに関する情報の提供

保健センター

＜事業内容＞

生活習慣病や高齢期の低栄養を予防していくうえで、壮年期から自身の健康管理能力や意識を高めていくために、情報提供や支援を行っていくことが重要です。このため、住民組織との連携や地域のネットワークを活用し、効果的に健康や食に関する情報を提供しています。

＜今後の方向性＞

保健センターで実施する健康生活セミナー等では、チラシの作成や周知の仕方を工夫し、参加者に興味関心を持ってもらえるよう努めます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域における健康教育実績 (65歳以上も含む)(回)	60	47	5	60	60	60
参加延べ人数(人)	1,317	1,230	75	900	900	900

※ 令和2年度は見込み値(新型コロナウイルス感染症予防対策のため事業を縮小)

※ 令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症予防対策に努めながら、実施回数を第7期計画に準じて実施予定。
3密を避けるため、1回当たりの参加人数を15人と想定し計上。

＜事業内容＞

元気・健康による好循環のまちを目指し、市民自らが主体的に健康づくりを行うことができる環境をより一層充実させていきます。そのため、元気・健康マイレージ事業の展開等により、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指します。

＜今後の方向性＞

市民の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図るためには、長期的な展望に立った取組が必要であることから、今後も継続して事業を実施し、「元気・健康の好循環」を目指します。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
元気・健康マイレージ事業 新規参加者(人)	3,436	4,115	5,115	5,615	4,560	3,686

※ 令和2年度は見込み値

(2) 保健対策の推進

【施策の方針】

各種検診や健康相談等をととして、事業の普及や受診率の向上等により保健対策の強化を図り、市民が安心して健康に暮らせる保健体制を目指します。

① 健康教育

保健センター

＜事業内容＞

健康増進法に基づき、40～64歳の人の生活習慣病予防を目的として、心身ともに健康で過ごすための健康教育を実施します。

＜今後の方向性＞

65歳未満の市民にも健康教育に関心を持ってもらえるよう周知方法を工夫していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般・重点健康教育(65歳未満)(回)	44	24	3	40	40	40
延べ人数(人)	158	72	15	200	200	200

※ 令和2年度は見込み値

※ 一般健康教育:生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方、その他健康に関して必要な内容

※ 重点健康教育:病態別(肥満、高血圧、心臓病等)・骨粗しょう症・歯周病疾患等に関する内容

② 健康相談

保健センター

＜事業内容＞

健康増進法に基づき、40～64歳の人の生活習慣病予防を目的として、来所や電話による個別相談を実施します。

＜今後の方向性＞

利用者の要望に合わせて設定日以外の日にも実施する等、今後も利用者の利便性を考慮しながら実施していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績						第8期計画値					
	平成 30年度		令和 元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	回数	延べ 人数	回数	延べ 人数	回数	延べ 人数	回数	延べ 人数	回数	延べ 人数	回数	延べ 人数
重点健康相談 (65歳未満)(回/人)	29	46	28	38	30	35	48	50	48	50	48	50
総合健康相談 (65歳未満)(回/人)	4	5	2	2	2	2						

※ 令和2年度は見込み値

※ 重点健康相談:脂質異常症・糖尿病・病態別(肥満、高血圧、心臓病等)・骨粗しょう症・歯周疾患等に関する内容

※ 総合健康相談:心身の健康に関する一般的な内容

＜事業内容＞

健康増進法に基づき、40～64 歳の人で生活習慣病予防の必要がある人に対して、訪問による健康相談や保健指導を実施します。

＜今後の方向性＞

訪問が必要と思われる対象者に対して実施するとともに、面接ができなかった対象者には、参考となるパンフレットと手紙を郵送配布していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
延べ訪問人数(人)	41	32	40	50	50	50

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市が医療保険者である国民健康保険の被保険者に対し、健康診査(特定健康診査)を実施しています。

一方、後期高齢者医療被保険者については、保健事業として健康の保持・増進を図るための健康診査を実施しています。

その他、健康増進法及びがん対策基本法等に基づき、各種がん検診(大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・胃がん)や、成人歯科健診を実施しています。

＜今後の方向性＞

引き続き、受診率の向上に努めながら、継続して事業を実施していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

特定健康診査実施状況 40歳以上の国民健康保険の加入者	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者(人)	15,556	14,834	16,297	15,881	15,076	14,266
受診者(人)	7,447	6,943	7,611	7,432	7,071	6,705
受診率(%)	47.9	46.8	46.7	46.8	46.9	47.0

※ 令和2年度は見込み値

＜実績値と本計画期間の計画値＞

健康診査実施状況 後期高齢者医療制度の加入者	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者(人)	13,344	14,084	14,964	15,712	16,498	17,323
受診者(人)	6,308	6,538	7,033	7,385	7,754	8,141
受診率(%)	47.3	46.4	47.0	47.0	47.0	47.0

※ 令和2年度は見込み値

＜実績値と本計画期間の計画値＞

大腸がん検診実施状況 40歳以上の市民	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者(人)	67,683	68,512	69,142	69,142	69,142	69,142
受診者(人)	10,684	10,179	10,120	10,300	10,570	10,780
受診率(%)	15.8	14.9	14.6	14.9	15.3	15.6

※ 令和2年度は見込み値

＜実績値と本計画期間の計画値＞

肺がん検診実施状況 40歳以上の市民	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者(人)	67,683	68,512	69,142	69,142	69,142	69,142
受診者(人)	12,555	11,896	11,930	12,160	12,440	12,650
受診率(%)	18.5	17.4	17.3	17.6	18.0	18.3

※ 令和2年度は見込み値

＜実績値と本計画期間の計画値＞

子宮頸がん検診実施状況 20歳以上の女性	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者(人)	47,055	47,314	47,652	47,652	47,652	47,652
受診者(人)	3,551	3,579	3,670	3,710	3,760	3,810
受診率(%)	7.5	7.6	7.7	7.8	7.9	8.0

※ 令和2年度は見込み値

＜実績値と本計画期間の計画値＞

乳がん検診実施状況 30歳以上の女性	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者(人)	41,384	41,550	41,757	41,757	41,757	41,757
受診者(人)	2,036	2,460	2,500	2,550	2,590	2,630
受診率(%)	4.9	5.9	6.0	6.1	6.2	6.3

※ 令和2年度は見込み値

＜実績値と本計画期間の計画値＞

胃がん検診実施状況 (胃 X 線検査: 40歳以上の市民、 胃内視鏡検査: 50歳以上の市民)		第7期実績			第8期計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
胃 X 線	対象者(人)	67,683	68,512	69,142	69,142	69,142	69,142
	受診者(人)	509	391	410	410	410	410
	受診率(%)	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
胃 内 視 鏡	対象者(人)	48,098	49,191	50,173	50,173	50,173	50,173
	受診者(人)	675	1,019	1,100	1,100	1,100	1,100
	受診率(%)	1.4	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

予防接種法に基づき、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防を目的とし、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種を一部公費負担で実施しています。

＜今後の方向性＞

市民の疾病の感染予防と重症化を防ぎ、健康寿命の延伸を目指し、引き続き、接種率の向上に努めていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

高齢者インフルエンザ実施状況	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者(人)	28,308	28,720	29,011	29,578	30,157	30,750
実施者(人)	10,923	11,996	12,184	12,423	12,666	12,915
接種率(%)	38.6	41.8	42.0	42.0	42.0	42.0

※ 令和2年度は見込み値

※ 対象者:① 65歳以上の人

② 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがあり、日常生活が極度に制限される人

＜実績値と本計画期間の計画値＞

高齢者肺炎球菌実施状況	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者(人)	5,762	3,740	3,686	3,893	3,930	3,705
実施者(人)	2,762	1,154	1,106	1,168	1,179	1,112
実施率(%)	47.9	30.9	30.0	30.0	30.0	30.0

※ 令和2年度は見込み値

※ 対象者:① 当該年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人

② 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがあり、日常生活が極度に制限される人

＜事業内容＞

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市が医療保険者である国民健康保険の被保険者に実施した特定健康診査の結果から、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の人に保健指導を行っています。日常生活の見直し等により糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の予防を行うことで、脳血管疾患、心疾患等の重度の合併症になることを防ぎます。

＜今後の方向性＞

引き続き、一人ひとりが自らの生活習慣を見直し、行動変容につながるよう保健指導を通じて働きかけていくとともに、40～50歳代の参加率が低いため、夜間・日曜日に開催していきます。また、対象者が留守のため、勧奨を実施できないケースが増えていることから、様々な方法により利用勧奨に努めていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

特定保健指導	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定保健指導実施率(%)	29.7	31.8	33.0	42.6	42.8	43.0

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

成人歯科健診は、市内歯科医療機関で実施し、40歳・60歳は無料成人歯科健診を実施しています。無料対象者には個別に無料クーポン券を送付しており、受診者への意識の向上につながっていますが、さらに受診者増加のために、周知・啓発を積極的に行う必要があります。

＜今後の方向性＞

歯科医師会との連携を深め、引き続き成人歯科健診の受診者数の増加に努めます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

成人歯科健診	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
成人歯科健診受診者(人)	319	294	300	320	330	340

※ 令和2年度は見込み値

(3) 医療体制の整備

【施策の方針】

医療が必要になったときに適切な医療につながるためには、かかりつけ医が重要なことから、その重要性の啓発を行うとともに、現在の医療体制を継続し、市民が安心して医療を受けられるよう、情報提供・制度の周知、普及・啓発等を行っていきます。

① かかりつけ医との連携強化

保健センター

＜事業内容＞

適切な医療につながるよう、医療機関と連携しホームページ、健康カレンダー及び市民便利帳等に「かかりつけ医」の必要性を掲載し、啓発を行っています。

＜今後の方向性＞

今後も適切な医療につながるよう引き続き医療機関と連携し、「かかりつけ医」の必要性について啓発していきます。

② 休日急患診療所についての情報提供

保健センター

＜事業内容＞

休日急患診療所は、内科診療を市内1箇所開設しています。開設の情報について、市報・ホームページ等で周知をしています。

開設時間等：日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）

午前9時～正午、午後1時～午後4時、午後8時～午後10時

＜今後の方向性＞

市民にとって安心・安全な暮らしを守るためにも、市民が必要とする医療が身近な地域で円滑に受けられるよう、引き続き東入間医師会と連携を図り、休日急患診療所の開設及びその情報提供に努めます。

③ 第二次救急医療病院群輪番制の整備

保健センター

＜事業内容＞

初期救急体制（休日急患診療所）のほか重症救急患者の診療を目的とする第二次救急医療病院群輪番制を近隣圏域三市二町（ふじみ野市、川越市、富士見市、三芳町、川島町）において、14医療機関で実施しています。

＜今後の方向性＞

引き続き、広域連携による医療体制の確保に努めます。

施策2 介護予防・重度化防止の総合的な推進

施策2 介護予防・重度化防止の総合的な推進

(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業の展開

(2) 介護予防事業の推進

(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業の展開

【施策の方針】

高齢者の自立支援、重度化防止に取り組むため、介護予防・生活支援サービスの体制整備等を進め、地域や関係機関と連携し、サービスの充実を図ります。

① 介護予防・日常生活支援サービス事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

要支援1・2の人や基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられる人(事業対象者)を対象に、訪問型サービス、通所型サービスを提供しています。また、訪問型サービスA※¹等に従事する担い手の養成等を行い、新たな担い手の確保に努めるほか、多様な実施主体によるサービスの充実を図っています。

＜今後の方向性＞

介護予防・日常生活支援総合事業の新たなサービスメニューとして、住民主体によるサービスである訪問型サービスB※²、通所型サービスBの実施を充実させていきます。また、訪問型サービスA、通所型サービスAのサービスを充実させるため、入門的研修受講後の就業に結びつけることを目的に、介護保険事業所と協力して就職説明会を充実していきます。

介護予防ケアマネジメントにおいては、自立支援・重度化防止につながるケアプラン作成について、自立支援型地域ケア会議等を通じて支援していきます。

また、総合事業をより効果的に活用するため、対象者を軽度要介護者にも拡大していくよう要件等を検討していきます。

※¹サービスA:緩和した基準によるサービス ※²サービスB:住民主体による支援

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
通所型サービスAの実施事業所(箇所)	7	7	7	8	9	10
訪問型・通所型サービスBの実施事業所(箇所)	0	2	2	3	3	4
訪問型サービスAの担い手養成講座修了者(人)	9	27	8	30	30	30
自立支援型地域ケア会議の事業所参加者延べ人数(人)	—	151	150	150	150	150
自立支援型地域ケア会議(回)	28	27	25	28	28	28
自立支援型地域ケア会議での検討事例延べ件数(件)	77	77	74	80	80	80

※ 令和2年度は見込み値

(2) 介護予防事業の推進

【施策の方針】

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体による通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が拡大していくような地域づくりを推進していきます。

① 一般介護予防事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

高齢者の介護予防は、要介護状態等の改善、悪化防止のため、一人ひとりの心身の状態に応じた介護予防を推進していく必要があります。

生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動器機能や栄養状態等心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すことで一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOL(生活の質)の向上を目指すものです。

本市においては、平成31年4月に介護予防センターを開設しました。本センターを介護予防の拠点として、これまでも実施してきた「介護予防把握事業」、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」、「地域リハビリテーション活動支援事業」、「介護支援ボランティア事業」等各種事業に取り組んでいます。

＜今後の方向性＞

地域においては、「ふじみんぴんしゃん体操」に取り組む住民主体の通いの場をさらに広めていきます。介護予防が効果的・効率的に行われるよう、リハビリ専門職による関与を積極的に行うほか、体力測定や基本チェックリスト等の結果を経年的にデータ化し、効果について評価を行いながらPDCAサイクルに沿って推進していきます。そして、単に通いの場としてではなく、新たな生活支援や地域づくり等につながるよう、専門職や関係部署との連携を図っていきます。

また、介護予防センターでの事業展開をさらに充実させるとともに、大井総合福祉センターでの介護予防事業も充実させていきます。

ア 介護予防センターの運営

＜事業内容＞

65歳以上のふじみ野市民が利用できる介護予防の拠点として、様々な事業や情報を発信しています。また、介護予防ホールでは「ふじみんぴんしゃん体操」を中心とした各種事業、機能訓練室では高齢者に適した機器を用いたトレーニング、栄養改善室では低栄養を防ぐための講座等を実施しています。

＜今後の方向性＞

登録者数や総来館者数は順調に伸びてはいますが、開設して間もないこともあり、アンケートの結果ではセンターの認知度は全体の16%と低くなっています。今後は、介護予防に取り組む人の裾野を広げていくため、新たな利用登録者の獲得に向けた事業展開を行うとともに、さらなる周知・普及啓発に取り組めます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用登録者(人)	—	1,080	1,200	1,350	1,510	1,680
利用者延べ人数(人/年)	—	29,224	15,000	33,000	36,000	40,000

※ 令和2年度は見込み値

イ 介護予防把握事業

<事業内容>

65歳以上の高齢者のうち対象者を絞ってチェックリストによる調査を実施し、介護予防の必要性のある人の掘り起こしを行います。また、医療機関や地域の民生委員等の情報提供から、介護予防の必要性のある人を介護予防事業や地域の集いの場につなげています。

<今後の方向性>

回収した調査票や情報提供によって現状の心身状況を早期に把握し、フレイル状態にある、又はそのおそれの高い高齢者を適切なサービスにつなげます。また、未把握者実態調査に努めていきます。

ウ 介護予防普及啓発事業

<事業内容>

本市のご当地体操として、転倒予防体操をもとに構成した「ふじみんぴんしゃん体操」、栄養や口腔機能等介護予防に関する普及啓発を行うための「ふじみんお口ぴんしゃん体操」などの媒体の作成や出前講座・専門職の派遣を行っています。また、介護予防手帳を配布し、介護予防に関する自己管理を促し意識を高めています。

<今後の方向性>

「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」を担う拠点施設として設置した介護予防センターで、今後さらに多くの市民が介護予防に取り組むよう、介護予防についての普及啓発のための情報を発信していきます。また、「ふじみんぴんしゃん体操」は市民の間に定着し、生活の中に取り入れている人も増えています。今後は、「ふじみんぴんしゃん体操」を軸とした地域での住民主体の通いの場を増やしていくため、介護予防サポーターの育成、介護予防の普及啓発、地域での自主グループの支援等に取り組めます。

<実績値と本計画期間の計画値>

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ふじみんぴんしゃん体操を行う 通いの場(回)	34	41	43	48	53	58
通いの場に通う高齢者(人)	3,462	3,460	3,465	3,482	3,511	3,541
高齢者人口に対する通いの場に通う 人数の割合(%)	12.2	12.1	12.0	12.1	12.2	12.3

※ 令和2年度は見込み値

エ 地域介護予防活動支援事業

＜事業内容＞

「ふじみんぴんしゃん体操」を取り入れた住民主体の通いの場を増やしていくため、介護予防サポーター養成講座を実施して住民が主体的に運営する通いの場を支援する人を育成しています。また、「ふじみんぴんしゃん体操」を実施する地域における体操グループの立ち上げや活動を効果的に継続するために支援しています。

＜今後の方向性＞

高齢者あんしん相談センターによる地域の通いの場への支援、市による専門職の派遣や介護予防サポーターの養成を行っていきます。介護予防サポーターは、高齢者自身の介護予防にも資する活動であるため、積極的に展開します。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サポーター養成者(人)	42	39	26	30	30	30

※ 令和2年度は見込み値

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

＜事業内容＞

地域リハビリテーション・ケアサポートセンターの協力により作成した「ふじみんぴんしゃん体操」を、住民が主体となって取り組めるよう市民や介護予防サポーターに対し、必要な助言、支援を実施しています。また、市や高齢者あんしん相談センターが実施する地域ケア会議にリハビリテーション専門職、薬剤師、管理栄養士等の専門職が参加し、介護予防・自立支援に資する視点で助言・ケアマネジメントへの支援を行っています。

＜今後の方向性＞

住民の主体的な活動を促進するため、今後は地域リハビリテーション・ケアサポートセンターの協力により、通いの場の立ち上げ及び立ち上げ後のフォローアップを支援していきます。また、地域ケア会議では、多職種の専門的視点をもとに、自立支援・重度化防止の普及啓発に取り組んでいきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域リハビリテーション・ケアサポートセンター(理学療法士・作業療法士)の派遣回数(地域ケア会議含む)(回)	—	105	50	70	70	70
上記以外の専門職(薬剤師・管理栄養士)の地域ケア会議参加延べ人数(人)	—	54	47	72	72	72

※ 令和2年度は見込み値

カ 介護支援ボランティア事業

<事業内容>

65歳以上で元気な高齢者に、地域貢献の喜びを味わいながら、ますます元気になってもらうことを目的とした事業です。介護支援ボランティア制度により、社会参加を通じた介護予防に資する活動を行った場合にポイントを付与しています。

<今後の方向性>

登録者や活躍実績の増加に向け、対象事業を拡充していきます。

<実績値と本計画期間の計画値>

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護支援ボランティア登録者(人)	268	310	260	300	320	350
介護支援ボランティア登録事業所(箇所)	38	41	41	42	43	44

※ 令和2年度は見込み値

キ 介護予防事業評価事業

<事業内容>

介護予防・日常生活支援総合事業や一般介護予防事業等について、PDCA サイクルで発展的な事業展開を行うため、効果判定や事業評価を行い、事業の改善や展開方法について3段階の評価指標(ストラクチャー指標※¹、プロセス指標※²、アウトカム指標※³)を用いて評価を行うほか、専門家(大学教授)による経年的なデータ分析評価を行っています。

<今後の方向性>

今後も PDCA サイクルで事業展開を行うため、継続して評価事業を実施していきます。

※¹ストラクチャー指標:事業を効率的かつ効果的に実施するための実施体制を整備できているか

※²プロセス指標:事業を効率的かつ効果的に実施するための企画立案、実施過程等が適切に遂行できているか

※³アウトカム指標:新規認定者数などの定量的指標の変化はどうか

② 保健事業と介護予防事業の一体的な実施

保険・年金課・保健センター・高齢福祉課

<事業内容>

[KDB システム※]を活用して被保険者の医療・健診・介護情報等を把握し、保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業の企画を行っています。通いの場における医療専門職による健康教育及び健康相談の実施とともに、フレイルリスクが高い人への個別的支援を実施しています。

<今後の方向性>

引き続き、[KDB システム]を活用して個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ地域の健康課題の分析、明確化、対象者の把握を行います。通いの場等へ、運動・栄養・口腔等のフレイル予防のための健康教育や健康相談を実施していきます。また、取組の中でフレイル予防の必要な高齢者を把握し、通所型サービスCや訪問型サービスCにつなげる等、必要な支援を行います。

※KDB システム:国保連合会が保険者から委託されている各種事業(健診、保健指導、医療、介護)の情報を管理するシステム。国保データベース。

＜事業内容＞

厚生労働省の調査等により、リハビリテーションは早期に実施するほど後の ADL の向上に効果を発揮することがわかっています。そのため、高齢者が疾病等によりリハビリテーションが必要となった際に、速やかに適切なリハビリテーションが継続して提供されるように、リハビリテーションの提供体制を整え、機能訓練指導員等に対する研修の実施等を行っています。

＜今後の方向性＞

本市においては、要介護度が軽度の人割合が近年増加傾向にあり、リハビリテーションサービスの利用者は増加傾向にあります。今後は地域のリハビリテーション提供拠点との連携を強め、より在宅における自立支援に着目した、本人に寄り添ったリハビリテーションが提供されるよう研修の内容を充実させていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
サービス提供事業所※ ¹ (箇所)	12	12	12	12	12	12
リハビリテーションマネジメント加算※ ² Ⅱ 以上算定者(人)	178	194	199	204	209	214
利用率※ ³ (%)	20.99	21.27	21.55	21.84	22.13	22.42

令和2年度は見込み値

※¹サービス提供事業所：訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設(短期入所療養介護含む)

※²リハビリテーションマネジメント加算：調査(Survey)、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルの構築を通じて、心身機能、活動及び参加について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを継続的に管理し、質の高いリハビリテーションを提供するための取組を評価するもの

※³訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院の利用率

2 基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

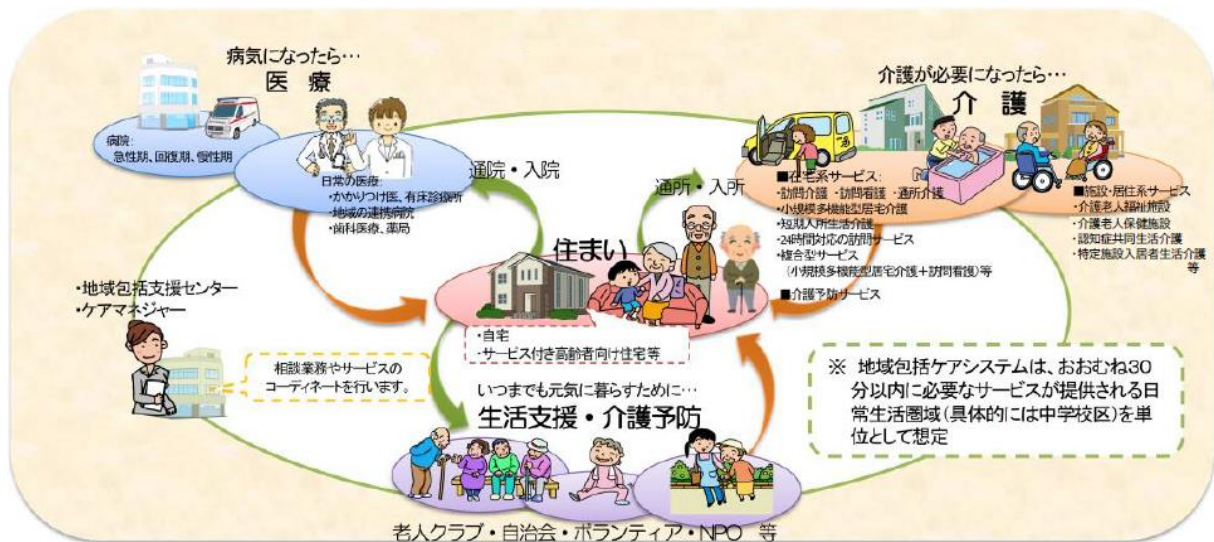
施策1 地域支援体制の整備

施策1 地域支援体制の整備

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 在宅高齢者福祉事業の推進
- (3) 介護に取り組む家族等への支援

(1) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省

【施策の方針】

「地域共生社会」の実現のため、今後は地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくことが求められています。団塊の世代の高齢者が75歳に到達する2025年(令和7年)に向け、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供し、高齢者が一人ひとりの状態に応じて、地域の様々な支援・サービスを活用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりの充実に取り組む「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

また、多様なニーズに対応するためのサービスは「自助・互助・共助・公助」の仕組みに基づき効果的に提供されるための体制の構築を推進し、これらの社会資源が有効に活かせるよう、関係機関の連携とマネジメントの強化を図ります。

さらに、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制整備を行う重層的支援体制整備とも整合性をとりながら事業を進めます。

＜事業内容＞

本市では地域性や諸条件に基づき、市内を4つの日常生活圏域に区分し、各圏域に高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)を配置しています。高齢者あんしん相談センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、3職種によるチームアプローチにより、市民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しています。

＜今後の方向性＞

地域包括ケアの中核的な機能を担う高齢者あんしん相談センターは、円滑に事業を運営していく必要があることから、増加する後期高齢者等に対応するために必要な人員体制の確保を進め、自立支援型地域ケア会議の充実等の取組を推進します。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立支援型地域ケア会議の実施(回)	12	16	13	16	16	16
高齢者 1,000 人当たり3職種職員数(人)	0.57	0.56	0.56	0.56	0.69	0.76

※ 令和2年度は見込み値

■ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の主な業務

第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント業務)

介護予防の目的である『高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ』『要支援・要介護状態になっても状態が悪化しないようにする』ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の様々な社会資源を活用しネットワークを構築するとともに、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや制度の利用につなげる等、総合的に支援します。

また、認知症施策推進大綱に基づき、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の人への支援についても関係機関と連携を図り、総合的に支援します。

高齢者の虐待や認知症高齢者の徘徊又は孤独死が疑われる場合の速やかな発見や対応等、地域の人々の見守り体制の充実を図ります。

権利擁護業務

高齢者の人権や消費者被害の防止、財産を守るために、成年後見制度の利用促進や高齢者に対する虐待の早期発見・防止に取り組みます。

包括的・継続的ケアマネジメント

個々の高齢者の状態変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対して支援します。

地域ケア会議の充実

個別ケースの検討から地域の課題を把握し、地域づくり・資源開発等につなげていくため、各高齢者あんしん相談センターが主催し、各圏域で自立支援型地域ケア会議を開催しています。

■高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）運営事業実績

単位：件（回）

年 度			平成 30 年度	令和元年度
総合相談支援業務	相 談 対 応	来 所	1,225	1,433
		電 話	12,074	13,015
		訪 問	4,629	4,569
		その他	247	247
		時間外	966	1,045
		合 計	19,161	20,309
権利擁護業務	成年後見制度		28	33
	高齢者虐待対応		38	51
包括的・継続的 ケアマネジメント	担当者会議		0	2
	地域連携会議		10	2
	介護支援専門員からの相談（再掲）		3,239	3,466
	サービス事業者からの相談（再掲）		3,074	3,580
介護予防 ケアマネジメント	予防給付管理延べ件数		7,461	8,128
		委託延べ件数	3,685	3,878
その他	広報活動		2,617	1,996

＜事業内容＞

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現を目指し、他の地域支援事業等と連携を図り、医療・介護提供体制のあるべき姿や進め方の全体像を多職種で協議・共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業を進めています。

＜今後の方向性＞

国において示された8つの在宅医療・介護連携推進事業を「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築」を地域のめざす理想像として4つの場面(図参照)に分けて、東入間医師会と東入間医師会の管轄する自治体との連携により、施策展開を推進するとともに、PDCA サイクルに沿って取組をさらに進めていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域医療・介護相談室相談件数(件) (ふじみ野市分)	46	43	45	48	50	55

※ 令和2年度は見込み値

②－1 現状分析・課題抽出・施策立案

● 地域の医療・介護支援の把握

＜今後の方向性＞

在宅で療養生活を送るための手助けとなるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力のもと、在宅医療と介護ガイドブックを作成します。このガイドブックは、隔年で更新し、市民向け及び関係者向けの情報を提供していきます。

● 在宅医療・介護連携推進の課題の抽出と対応の協議

＜今後の方向性＞

医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス提供事業所等の多職種による定期的な会議・意見交換により、地域における在宅医療・介護連携推進の課題を抽出・共有し、具体的な対応策や事業展開について協議します。

● 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築

＜今後の方向性＞

在宅医療・介護サービスの提供体制や関係機関の連携を推進します。また、東入間地域での病院関係者と在宅関係者の患者情報の共有等の「入退院支援ルール」の作成・構築を進めていきます。

②－2 対応策の実施

● 在宅医療・介護連携に関する相談支援

＜今後の方向性＞

東入間医師会内に設置した「地域医療・介護相談室」において、必要に応じて関係機関や高齢者あんしん相談センターと連携を図り、高齢者の退院後の在宅医療の提供体制の支援や在宅療養・自宅での看取りを支えています。

● 地域住民への普及啓発

＜今後の方向性＞

在宅医療や人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：ACP）の普及啓発として、市民向けの講演会、リーフレットの配布等を実施します。

● 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

＜今後の方向性＞

患者情報に関する医療機関と介護支援専門員等と連携や情報共有を図るため、ＩＣＴを活用した医療と介護の連携ツール（MCS※）等の導入、普及を図ります。

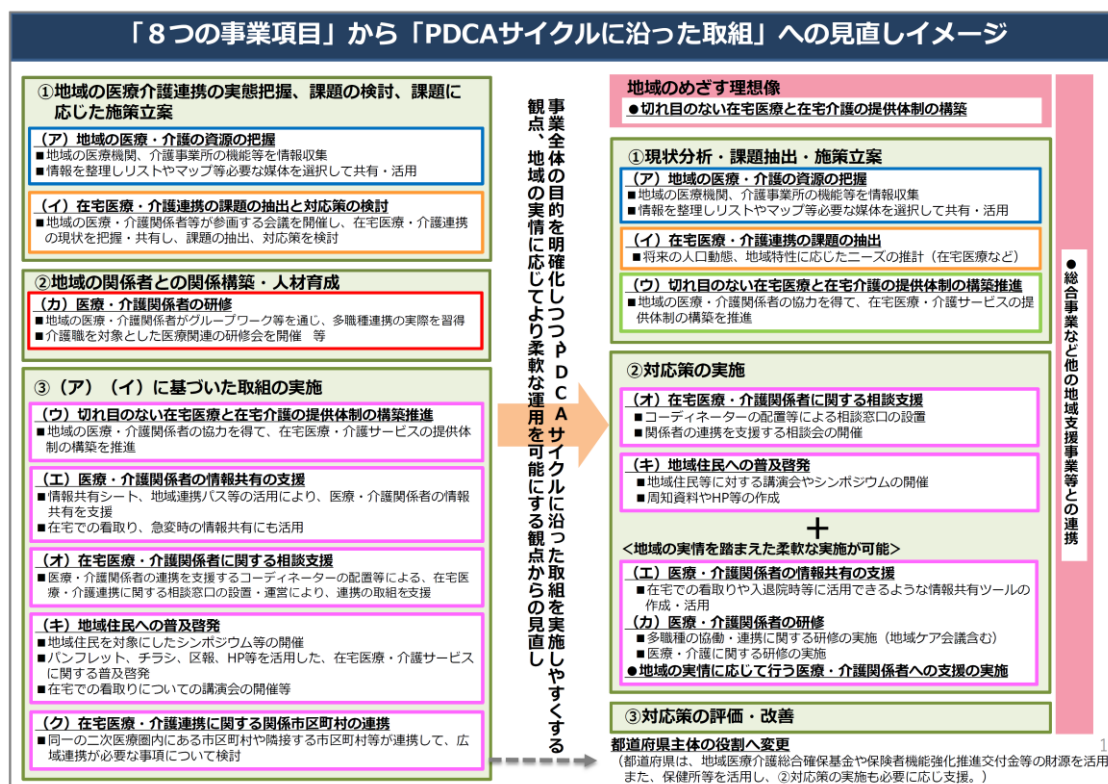
※MCS(メディカル・ケア・ステーション):完全非公開の医療介護専用の SNS

● 在宅医療・介護関係者の研修

＜今後の方向性＞

医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス提供事業所等の多職種による「顔の見える関係づくり」を目的として、グループワークを中心とした多職種研修会等を実施します。また、人生会議や看取りについての理解、取組を進めるため、医療関係者や介護関係者に対する研修を実施します。

図



資料:「在宅医療・介護連携推進事業手引き」Ver.3 より引用

＜事業内容＞

生活支援コーディネーターを第一層（市全域）と第二層（生活圏域）の兼務で配置し、各地区の活動団体や事業者、多様な社会資源について訪問やアンケート調査により洗い出すとともに、地域ケア推進会議、自立支援型地域ケア会議に出席する等、地域課題の把握・分析を行っています。

各地区では、様々な団体の参加のもと、地域の課題を共有して課題解決に向けた会議の場である協議体を開催し、新たな生活支援サービスの創出や居場所などの活動の場づくり等、地域の社会資源の発掘・創出、マッチングに取り組み、地域課題の解決を図るとともに、支え合いの地域づくりを推進し、「地域共生社会」の実現を目指しています。

＜今後の方向性＞

生活支援コーディネーターと高齢者あんしん相談センターやふくし総合相談センターにじいろ（福祉総合支援チーム委託事業）で配置しているコミュニティソーシャルワーカー等との連携強化により、各生活圏域での協議体の活性化を図ります。また、就労的活動をコーディネートするための人材の配置等、就労的活動の促進を図るための事業を検討していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
第二層協議体・学習会の開催(回)	—	8	8	16	16	16
協議体の設置(箇所)	—	2	4	4	4	4

※ 令和2年度は見込み値

(2) 在宅高齢者福祉事業の推進

【施策の方針】

一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加に伴い、見守り・安否確認や緊急事態に対する対応は、今後ますます重要になってきます。地域包括ケアの一端を担う事業として、事業の周知・啓発に努めます。

① 配食サービス事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

要介護認定を受けている人等で、食生活の改善により健康の維持・増進や介護予防を図りたい人のために、市が指定した配食サービス事業者と協力して、安否確認を含めた配食サービス（お弁当の宅配）の補助を実施しています。

＜今後の方向性＞

利用者がニーズに合わせて、より多くの選択肢から選べるよう、指定事業者を増やしていきます。また、現在の指定事業者についても、実態調査等を行いサービスの質の向上を図っていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	414	403	377	410	415	420
食数(件)	74,221	80,794	83,503	88,150	91,300	94,500

※ 令和2年度は見込み値

② 緊急時連絡システム事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

65歳以上の人又は要介護認定を受けた心疾患等の病気のある一人暮らし等の人を対象に、緊急事態に対応するため、消防本部へ緊急通報ができるシステム（通報機と腕時計型又はペンダント型発信器）を貸与しています。本事業は、富士見市、三芳町と協定を締結し実施しています。

＜今後の方向性＞

脳血管疾患や心疾患、肺疾患等の持病がある人を対象としていますが、一人暮らしの人の増加に伴い、今後の事業展開について富士見市、三芳町及び消防本部と協議・検討していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	510	485	510	530	540	550

※ 令和2年度は見込み値

③ 高齢者入浴料助成事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

高齢者の健康の向上及び福祉の増進を図るため、65歳以上の人で、自宅に入浴設備がない人等に公衆浴場入浴料を助成しています。

＜今後の方向性＞

引き続き、新規申請者には、市職員による現地調査を行いながら事業を実施していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	24	22	25	28	30	32

※ 令和2年度は見込み値

④ 在宅要介護高齢者紙おむつ等給付事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

65歳以上で要介護3以上の認定を受け、常時おむつを使用している人等を対象に、高齢者及びその介護をする同居する家族の精神的、経済的負担を軽減するために紙おむつ等を支給しています。

＜今後の方向性＞

引き続き、重度の要介護状態にある高齢者を支援するため事業を実施していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	502	494	510	515	520	525

※ 令和2年度は見込み値

⑤ 在宅要介護高齢者等寝具洗濯事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

65歳以上で要介護3以上の認定を受け、常時寝たきり状態の人等を対象に、衛生と健康を保持するため、寝具類の洗濯を行います。

＜今後の方向性＞

引き続き、重度の要介護状態にある高齢者を支援するため事業を実施していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	7	4	4	5	6	7

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

65 歳以上で要介護3以上の認定を受け、常時寝たきりの人等で、理容店や美容院に行くことが困難な人を対象に、市に登録した理容店・美容院が自宅を訪問し、カットやシェービングを行います。

＜今後の方向性＞

引き続き、重度の要介護状態にある高齢者を支援するため事業を実施していきます。また、経営者の高齢化等で協力店の取り消しを希望する店舗が増えていることから、新規事業者への協力を働きかけていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	25	24	20	25	28	30

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

身体が虚弱なためにごみ出しができず、身近にごみ出しの協力者が得られない65歳以上の一人暮らしの人や高齢者のみの世帯等に対してごみ出しを支援しています。

＜今後の方向性＞

シルバー人材センターで支援する会員の高齢化が進み、地域によっては支援会員が見つかりにくい状況が出てきました。今後は、環境部門との連携も視野にサービスの実施方法の見直しを検討していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用回数(回)	664	767	895	955	1,015	1,075

※ 令和2年度は見込み値

⑧ 敬老祝金の支給

高齢福祉課

＜事業内容＞

ふじみ野市に引き続き2年以上居住している人で、対象の年齢になった人に敬老祝金（喜寿（満77歳）7,000円、米寿（満88歳）20,000円、白寿（満99歳）50,000円）を支給しています。

＜今後の方向性＞

高齢化に伴い、対象者数の増加が見込まれることから、支給環境の変化を見据えながら支給額や対象年齢等内容を検討していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給者(人)	1,798	1,878	1,980	2,100	2,130	2,160

※ 令和2年度は見込み値

⑨ 車いす貸出しサービス事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

市内に住所を有し、負傷又は疾病による一時的な心身機能の低下により車いすが必要となった人及びその保護者に貸し出しをします。

＜今後の方向性＞

高齢化に伴い、対象者数の増加が見込まれることから、必要な人に貸し出すことを継続します。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	33	29	27	30	32	34

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

119番通報により救急隊員が駆けつけたとき、本人が意識不明等で応答ができないときに備えて、かかりつけの病院や持病等の医療情報等を記入した用紙を保管する専用容器である「救急医療情報キット」を65歳以上の人を対象に配布し、迅速な救急活動に役立てています。

＜今後の方向性＞

「緊急時・災害時高齢者あんしん台帳」の整備と併せて救急医療情報キットの活用について周知し、制度の普及啓発を図っていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
救急医療情報キット利用者(人)	169	467	400	400	400	400

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

高齢者等が外出する際の交通手段を確保し、外出機会を促進することで閉じこもりの防止や介護予防を図るため、市内に居住する65歳以上の高齢者、障がい者、妊婦等に、タクシー利用料金の一部を助成しています。

なお、令和2年度から富士見市、三芳町まで運行範囲を拡大するとともに、共通乗降場を撤廃する等事業内容の一部を変更しました。

＜今後の方向性＞

今後も利用状況等をみながら、引き続きサービスの向上を図っていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録者(人)	7,117	7,802	8,400	9,000	9,600	10,200

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

地域や高齢者同士のつながりを深めていただくことを目的とし、毎月26日（風呂の日）及び敬老の日に、65歳以上の人を対象に市内の公衆浴場を無料で利用することができる「ふれあい入浴サービス事業」を実施しています。

＜今後の方向性＞

公衆浴場の経営者が高齢であり、安定した経営が難しくなっていることや、市内の公衆浴場が限られた地域での経営となっていますが、高齢者同士の交流の場の一つとして引き続き実施していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	227	273	300	320	340	360

※ 令和2年度は見込み値

(3) 介護に取り組む家族等への支援

【施策の方針】

認知症高齢者の増加に伴い、家族介護者が今後も増加していくため認知症の段階的な症状や適切なサービス提供、介護者への支援等の情報提供に努めます。

① 家族介護者等への支援

高齢福祉課

＜事業内容＞

家族介護者等支援(ケアラー支援)として高齢者あんしん相談センターで「家族介護支援事業」を令和2年度より実施しています。

＜今後の方向性＞

市内介護保険事業所等においても実施していけるよう周知に努めます。さらに、介護離職防止の観点から埼玉県や関係部署と連携し、職場環境の改善に向けた啓発事業に取り組みます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族介護支援事業協力事業所(箇所)	—	—	4	4	5	6
家族介護支援事業開催(回)	—	—	8	16	24	24

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

要介護高齢者を自宅で介護している人の在宅福祉の増進を図るため、要介護3以上の65歳以上の人で6か月以上寝たきり又は認知症の状態にある人を常時介護している人を対象に、手当を支給しています。

＜今後の方向性＞

支給環境の変化を見据えながら、今後の事業の在り方について検討していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	320	304	284	290	290	290

※ 令和2年度は見込み値

（参照） 認知症の家族支援については、P75「認知症の人の介護者支援」に掲載

施策2 認知症施策と権利擁護の推進

施策2 認知症施策と権利擁護の推進

(1) 普及啓発・本人発信支援

(2) 予防

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(5) 権利擁護の支援強化

(1) 普及啓発・本人発信支援

【施策の方針】

認知症は誰かがなり得ることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症の人もそうでない人も、同じ社会の一員として地域をと共に創っていく必要があります。

また、認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していくことも必要です。

① 認知症への理解を深めるための普及推進

高齢福祉課

＜事業内容＞

高齢化が進む中、認知症高齢者の数も増加しています。このため、地域で支える支援者の育成の一つとして、認知症サポーター養成講座を市職員、小・中学校、高校、大学、市民、企業等に対し実施しています。

また、認知症サポーターのフォローアップ講座として、ひとり歩き高齢者の声かけ訓練を実施しています。

＜今後の方向性＞

今後は、専門学校、高等看護学校、各種企業と連携して事業を展開し、認知症サポーターの活躍する場の確保、フォローアップ講座を開催していきます。認知症の啓発事業については、9月をアルツハイマー月間として、認知症に関するパネル展、街頭キャンペーン等を実施していきます。併せて、認知症に関する相談窓口についての周知も図ります。

また、チームオレンジについても関係機関と連携を図りながら設置を目指していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症サポーター養成(人) 累計	10,670	12,460	14,000	15,500	17,000	18,500
市主催(市内企業含む)の養成(人)	400	180	250	200	200	200
小学校の認知症サポーター養成(人)	730	857	850	800	800	800
中学校の認知症サポーター養成(人)	379	325	350	300	300	300
高校の認知症サポーター養成(人)	—	226	—	100	100	100
大学の認知症サポーター養成(人)	39	167	—	100	100	100
チームオレンジの設置(箇所)	—	—	1	1	2	2
認知症講座参加者(人)	83	48	60	80	80	80

※ 令和2年度は見込み値

② 認知症の正しい理解

高齢福祉課

＜事業内容＞

認知症の段階的な症状や適切な介護サービス、インフォーマルサービス等の情報を「認知症ケアパス」として作成しています。また「認知症ケアパス簡易版」も作成しています。

＜今後の方向性＞

「認知症ケアパス」、「認知症ケアパス簡易版」は2年ごとに内容を更新していきます。

(2) 予防

【施策の方針】

予防とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になることを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に資する可能性が示唆されています。このため、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に実施している社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する活動を推進します。

① 一般介護予防事業（再掲）

高齢福祉課

＜事業内容＞

認知症の予防には、介護予防事業の実施が効果的であると言われています。介護予防事業を推進し、認知症予防（認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにする）に努めています。

＜今後の方向性＞

市民の主体的な活動を支援し、介護予防事業の効果を検証しながら、積極的に介護予防事業に取り組みます。

（再掲） 基本目標Ⅰ 施策2（2）①一般介護予防事業

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

【施策の方針】

認知症を早期に発見し、適切な治療・支援につなげます。また、認知症の人及びその家族を地域全体で支えていく地域づくりを進めます。

① 認知症初期集中支援推進事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

認知症サポート医、作業療法士、臨床心理士、保健師等の専門職による「認知症初期集中支援チーム」を組織し、複数の専門職が認知症が疑われる人又は認知症の人や家族を訪問し、家族支援等の初期支援を集中的に行い、関係機関と連携しながら、認知症に対する適切な治療・支援につなげ、自立生活のサポートをしています。また、チーム員会議を定期的に開催し、認知症の初期の段階のケースの支援に向けた協議等を行っています。

＜今後の方向性＞

対象ケースについて、認知症初期集中支援チームでの関わりと高齢者あんしん相談センターでの関わりを整理・調整しながら事業を継続していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症初期集中支援チームの支援者(人)	10	10	10	11	13	15

※ 令和2年度は見込み値

② 認知症相談

高齢福祉課

＜事業内容＞

認知症を早期に発見できるよう、認知症サポート医による認知症相談を実施しています。

＜今後の方向性＞

高齢化に伴い認知症高齢者が増加していくことから、早期の段階での相談体制の強化を図ります。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症サポート医による認知症相談(件)	15	11	11	18	36	36

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

認知症の人の介護者支援として、「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を開設しています。高齢者あんしん相談センター4箇所（2か月ごとに実施）、市内介護保険事業所等 12 箇所で実施しています。なお、オレンジカフェの名称を「オレンジカフェふじみん」とし、親しみやすいものとしています。

＜今後の方向性＞

地域住民の参加は増えていますが、認知症当事者やその家族、若年性認知症の人の参加が少ないことから、参加したいと思えるように、ニーズの把握に努めながら内容を見直していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
オレンジカフェの協力事業所(箇所)	13	15	16	16	17	18
オレンジカフェの開催(回)	97	142	20	155	160	165

※ 令和2年度は見込み値

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

【施策の方針】

認知症の人が、安心・安全に外出等ができる地域の見守り体制の強化を図ります。また、若年性認知症の人の相談支援の制度（若年性認知症支援コーディネーターや若年性認知症サポートセンター）の周知に努めます。

① ひとり歩き（徘徊）高齢者早期発見ステッカー事業

＜事業内容＞

認知症により、ひとり歩き(徘徊)をするおそれのある 65 歳以上の在宅高齢者が行方不明となった場合に備え、早期発見、事故の未然防止のため「ひとり歩き(徘徊)高齢者早期発見ステッカー」を配布しています。

高齢化に伴い、対象者の増加が見込まれます。

＜今後の方向性＞

徘徊高齢者家族支援サービスとして、早期発見・事故の未然防止のため、今後も事業を継続し、第2号被保険者の追加等、より一層のサービス向上に努めていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
申請者(人)	51	48	36	52	54	56

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

65歳以上の在宅高齢者が、認知症によりひとり歩きする可能性がある場合に、介護する人を対象に位置検索端末機(GPS)を貸与し、在宅高齢者が外出したときの所在の把握に役立てていただくサービスです。

＜今後の方向性＞

ひとり歩き(徘徊)事案が増加しているため、ホームページや市報等で定期的に周知していきます。GPS本体を所持することに抵抗を示す人がいて、サービス継続が困難なケースもみられます。事業の見直しも含め、第2号被保険者の追加等、より一層のサービス向上に努めていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者(人)	10	16	17	18	19	20

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が多くなり、孤独死やリフォーム詐欺に代表される高齢者を狙った犯罪、認知症高齢者の徘徊等の様々な問題が発生しています。高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、地域住民や様々な事業所の人々からのさりげない見守りや声かけが重要であることから、「高齢者見守りネットワーク事業(ふじみん見守りネット)」を実施しています。

＜今後の方向性＞

ひとり歩き高齢者の早期発見及び孤独死案件を減らすために、事業所をはじめ多くの人の協力を得られるよう広報・啓発活動を行います。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録事業所(箇所)	70	100	110	112	250	250

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

高齢者等が外出する際の交通手段を確保し、外出の機会を促進することで閉じこもりの防止や介護予防を図るため、市内に居住する 65 歳以上の高齢者、障がい者、妊婦等に、タクシー利用料金の一部を助成しています。

なお、令和 2 年度から富士見市、三芳町まで運行範囲を拡大するとともに、共通乗降場を撤廃する等事業内容の一部を変更しました。

＜今後の方向性＞

今後も利用状況等をみながら、引き続きサービスの向上を図っていきます。

（再掲） 基本目標Ⅱ 施策 1（2）⑪お出かけサポートタクシー事業

(5) 権利擁護の支援強化

【施策の方針】

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

今後、後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者や身寄りのない高齢者も増加することが想定され、成年後見制度への必要性が高まることから、支援体制の強化を進めます。

また、高齢者への虐待を防ぐため、関連機関での連携体制を強化し、速やかな措置を講じることができるよう支援体制の整備を進めます。

① 成年後見の利用促進

高齢福祉課

＜事業内容＞

令和2年4月にふじみ野市社会福祉協議会大井支所内にふじみ野市成年後見センターがオープンしました。同センターを中核機関として位置づけ、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者やその家族に対して、電話や窓口、必要に応じ訪問等で成年後見制度の利用や手続き等に関する相談を実施するとともに、市民後見人の養成、制度の理解を深めるために、専門家による講演会や出前講座の開催等の広報・啓発等総合的に取り組んでいます。また、成年後見に関わる弁護士等の専門家で組織する団体との連携や市長申立てで関わっている後見人、さいたま家庭裁判所川越支部との連携会議も開催しています。

＜今後の方向性＞

成年後見センター、高齢者あんしん相談センター、市民総合相談室等関係機関との連携を図り、地域連携ネットワークを構築していきます。また、引き続き成年後見制度の広報・啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、後見人の支援、市民後見人の養成・推進に取り組むほか、専門職・関係機関との連携体制を構築し、本人を守る「チーム」として、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を強化します。

特に、権利擁護相談では、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合については、市長申立てを行うとともに、同制度以外にも必要な支援があった場合、関係機関と連携し、早期対応支援を行います。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市長申立てによる新規申立て件数(件)	19	16	20	16	17	18
成年後見制度の利用助成(件)	12	21	20	21	22	23
成年後見センターの 権利擁護総合相談(件)	—	—	276	360	380	400
成年後見センターの 市民向けセミナー開催(回)	—	—	1	1	1	1
成年後見センターの 運営委員会開催(回)	—	—	3	3	3	3
成年後見センターの 地域連携ネットワーク会議開催(回)	—	—	—	2	2	2
成年後見センターの出前講座開催(回)	—	—	5	10	10	10

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

社会貢献の意欲がある市民に対して、国のカリキュラムに基づき、市民後見人の養成をしています。2016年（平成28年）、2020年（令和2年）に基礎編の実施、2021年（令和3年）には実践編を予定しています。また、市民後見人として家庭裁判所から選任されるためには、実績が必要であることから、養成講座修了者に対し、権利擁護の場で活躍する機会を提供していきます。

本市では、市民後見養成講座の修了者を対象として、フォローアップ講座も実施しています。

＜今後の方向性＞

市民後見人養成講座修了者には、市民後見人としての実績が必要であることから、社会福祉協議会の法人後見支援員等により実践を積める活動の支援をしていきます。

また、法人後見支援員等で実績を積んだ市民後見人養成講座修了者を後見人候補者として推薦していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市民後見人の養成(人)	—	—	—	20	—	—
市民後見人のフォローアップ(人)	35	35	20	20	20	20
市民後見人推薦(人)	—	—	—	0	1	1

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

「高齢者虐待防止法」では、虐待を受けた高齢者の保護や擁護者への支援等が、市の責務と位置づけられていることから、高齢者あんしん相談センターと連携を図り、対応しています。

高齢者虐待は法律的な側面からの対応も必要であり「法律」と「福祉」の両面から問題解決に取り組むため、埼玉弁護士会、埼玉県社会福祉士会から専門職の派遣を行い、高齢者虐待専門職チーム会議を開催しています。

＜今後の方向性＞

高齢者虐待対応件数は、増加傾向にあり、また様々な問題を抱えるケースも増えていることから、早期発見・早期対応を図るため、高齢者虐待専門職チーム員会議を開催していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者虐待専門職チーム会議開催(回)	3	3	3	3	3	3

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的として、二市一町の関係機関及び団体の役割を明確にするとともに、その連携を強化するため、二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催しています。

＜今後の方向性＞

二市一町による高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、うち1回は高齢者虐待防止に関する研修会とし、高齢者虐待防止に向けた普及啓発を図っていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
二市一町高齢者虐待防止ネットワーク 会議開催(回)	2	2	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

高齢者虐待等の緊急的な対応として、緊急短期入所等の必要な措置を行っています。また、在宅において養護の受けられない高齢者に対し、必要に応じ養護老人ホーム等に入所措置をしています。

＜今後の方向性＞

緊急短期入所者については、高齢者虐待件数の増加とともに利用する人も増加傾向となっていることから、適切な運営を図っていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
養護老人ホーム等の入所者措置(人)	2	2	2	2	2	2
緊急短期入所者(人)	2	5	5	5	5	5

※ 令和2年度は見込み値

3 基本目標Ⅲ 安心して介護が受けられるまち

施策1 介護保険サービスの充実

施策1 介護保険サービスの充実

(1) サービスの量及び質の確保

(2) 介護給付の適正化

(1) サービスの量及び質の確保

【施策の方針】

利用者主体のサービスが提供されるように、介護サービス事業所に対して自立支援に係る研修及び指導等を実施していきます。また、利用者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう地域密着型サービス施設の整備を行います。

① 介護サービス相談員派遣事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

介護サービス相談員を介護サービス事業所へ派遣し、利用者の声を傾聴し、利用者の疑問、不満及び不安等の解消並びに介護サービスの質の向上を図っています。

＜今後の方向性＞

新たな介護サービス相談員の確保に努め、新規受入先の介護施設を開拓していきます。開拓先として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を重点的に選び、居宅サービスの提供状況等を把握することで、高齢者向け住宅の質の確保を図ります。

また、事業所との意見交換等を実施します。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録施設(箇所)	21	19	22	23	24	25
派遣回数(回)	432	370	—	425	430	435

※ 令和2年度の登録施設は見込み値

※ 新型コロナウイルス感染症予防のため派遣は未実施

＜事業内容＞

市民が、安心して介護サービスを受けることができるよう、サービス提供事業者と連携を密にし、必要に応じて指導や助言を行っています。また、万一の事故等発生時には速やかに報告を求め、原因究明や対応を行うよう求めています。

＜今後の方向性＞

今後も利用者の声や事故等の内容を確認・点検し、適切な対応や改善に向けた対応が行われない場合には、事業者に対する指導・助言を継続的に実施していきます。また、地域密着型サービス事業者等の運営が適正に行われるように、事業所に対する実地指導を継続的に実施していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実地指導実施回数(回)	8	0	0	7	7	7

※ 令和2年度は見込み値

③ 地域密着型施設の整備

＜事業内容＞

介護が必要となった場合でも住み慣れた地域でいつまでも安心して生活することができるよう、必要な介護サービスを確保するため、地域密着型サービス事業所の整備を行っています。

＜今後の方向性＞

今後見込まれる介護サービスの需要を勘案し、必要なサービスを過不足なく提供できるよう、また、地域住民との交流を持ちながら、安心してサービスを受けられるよう地域密着型施設の整備を計画的に行っていきます。

(基本目標Ⅲ 施策2(1)① 詳細記載)

(2) 介護給付の適正化

【施策の方針】

国の「第5期介護給付適正化計画」及び「埼玉県第5期介護給付適正化計画」に基づいて介護給付適正化システムを活用し、不正請求等のチェック機能の強化を図るとともに、ケアプランのチェックや縦覧点検及び医療情報との突合結果に基づく過誤調整等を実施します。

介護給付の適正化を通じて、利用者によりよいサービスが提供される環境づくりを行います。

① 要介護認定の適正化事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

要介護認定は、主に認定調査票と主治医の意見書をもとに判定されるため、認定調査票は対象となる高齢者の状態を正しく反映している必要があります。認定調査員の質により認定調査の結果に偏りが生じないように認定調査員に対する研修を行うとともに、職員による認定調査票の点検を実施しています。

＜今後の方向性＞

認定調査については、統一的な基準があるものの、調査員が判断や記載方法に迷う事例もあり、認定調査の結果に偏りが生じるおそれがあります。適切な方法により調査票が作成されるよう、職員による点検体制を強化し、必要に応じて、認定調査員及び市が認定調査を委託した指定居宅介護支援事業者等へ確認・指導を行うとともに、認定調査員の質の向上を図るための研修を行います。

また、後期高齢者数の増加に伴って、要介護認定申請の数も増加し続けていますが、引き続き認定調査票の点検を全件行えるよう、点検体制の強化を図ります。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
点検割合(%)	100	100	100	100	100	100

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

要介護状態にある人がサービスを使うためには、介護支援専門員が介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。市の職員及び主任介護支援専門員の資格を持つケアプラン点検員が市内の居宅介護支援事業所を訪問し、介護サービスのケアプランが自立支援・重度化防止の観点からみて適切なものになっているかを介護支援専門員と共同で確認・検証するケアプランの点検を実施しています。

＜今後の方向性＞

ケアプランの点検は、点検を通じて介護支援専門員の「気づき」を促し、「自立支援に資するケアマネジメント」の追求・普遍化を図ることにより、健全な給付の実施の実現を目指す介護給付適正化事業の中でも重要な事業です。引き続きケアプラン点検を実施していくとともに、事業所連絡会等で、市内の介護事業所にケアマネジメントに関する市の基本方針を伝え周知していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
点検事業所(箇所)	9	6	9	8	8	8

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

介護保険の住宅改修工事として行われる手すりの取り付け等の工事が、高齢者にとって本当に必要なものであるのか、また安全性に問題がないかを訪問調査等により確認を行っています。

＜今後の方向性＞

書類の点検だけでは必要性等が判断できないものについて、実地にて点検を実施します。今後は、専門職の資格を有する職員と連携を図り、より詳細な点検の実施を検討していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
点検件数(件)	3	1	1	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値

④ 医療情報との突合・縦覧点検事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

介護報酬の請求は、医療の請求や過去の介護報酬の請求と突き合わせてその請求が適正であるか判断しなければなりません。このため、介護給付適正化システムにより疑義のある帳票を出力し、請求の点検を行っています。

＜今後の方向性＞

埼玉県国民健康保険団体連合会に委託し、事業を実施します。本事業は、一定の成果を上げているため、今後も委託を継続していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
点検件数(件)	3,156	3,934	4,000	4,000	4,000	4,000

※ 令和2年度は見込み値

⑤ 介護給付費通知事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

埼玉県国民健康保険団体連合会に委託して、介護サービスの利用状況等を記載した通知を作成し、介護サービス利用者に送付しています。利用者に適切なサービスの利用を促すこと、及び事業所の架空請求・過剰請求を防ぐことを狙いとして、1年に1回発送しています。

＜今後の方向性＞

今後も引き続き通知の発送を行うことで、適切なサービスの利用を促していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
発送件数(件)	2,927	3,160	3,600	3,680	3,980	4,300

※ 令和2年度は見込み値

⑥ 給付実績の活用事業

高齢福祉課

＜事業内容＞

市で所有している実績及び埼玉県国民健康保険団体連合会より提供される帳票を活用して、不適切な給付を発見し、事業所に対する指導等を実施しています。

＜今後の方向性＞

要介護認定者等が増加し、制度が複雑化していく中で、適切な給付となっているかを確認する必要があります。制度の持続可能性及び健全な運営の確保のため、点検を継続していきます。

施策2 介護サービス基盤の整備

施策2 介護サービス基盤の整備

(1) 地域密着型施設の整備

(2) 介護保険サービス提供事業者との連携と支援

(1) 地域密着型施設の整備

【施策の方針】

市内のサービス種別ごとの介護サービス事業所の設置状況を勘案したうえで、地域密着型サービス事業所の整備を行います。

多様なサービスを整備することで、高齢者の人が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの構築を図ります。

① 地域密着型施設の整備

高齢福祉課

＜事業内容＞

地域密着型施設は、地域におけるサービスの需給状況を勘案したうえで計画的に整備を行う必要があるため、公募による整備を原則としています。現在市内には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1箇所、認知症対応型通所介護1箇所、地域密着型通所介護9箇所、認知症対応型共同生活介護5箇所、看護小規模多機能型居宅介護1箇所、地域密着型特別養護老人ホーム2箇所(令和2年度末見込み)があります。

＜今後の方向性＞

今後、後期高齢者数の大幅な増加が見込まれることや1箇所の事業所で複合的なサービスを一体的に提供できる事業所が市内に不足していることを受け、認知症対応型共同生活介護と(看護)小規模多機能型居宅介護の併設型の施設整備を公募により実施します。認知症高齢者の受け入れ環境を整備するとともに、複合的なサービスを柔軟に提供することができる事業所を整備することで、必要な介護サービスを住み慣れた地域で安心して受けられ、また、家族の介護を理由とした離職の防止を図る「介護離職ゼロ」に向けた環境整備を推進していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症対応型共同生活介護(箇所)	0	1	0	0	1	0
(看護)小規模多機能型居宅介護(箇所)	0	0	0	0	1	0

※ 令和2年度は見込み値

※ 認知症対応型共同生活介護及び(看護)小規模多機能型居宅介護は併せて整備するものとし、単独での整備は実施しない。

(2) 介護保険サービス提供事業者との連携と支援

【施策の方針】

地域包括ケアシステムの構築のためには、介護サービス事業者同士だけではなく、市と介護サービス事業者も密接に連携する必要があります。また、介護サービス事業者が円滑・適正に事業を実施できるよう、情報提供や研修等の支援を行い、利用者に対し多様なサービスが安定して供給される体制の維持を図ります。

① 介護保険事業所連絡会

高齢福祉課

＜事業内容＞

市内の全事業所を対象に連絡会を開催して介護保険等に関する情報を提供するとともに、高齢者虐待や認知症、在宅医療等の研修の実施等、介護職員等の質の向上並びに事業所の業務の効率化及び質の向上を図っています。

＜今後の方向性＞

研修会については、各事業所のサービスの種類が多岐にわたることから、アンケート等により優先テーマを考慮しつつ、研修内容を検討したうえで実施し、介護サービスの質の向上を目指します。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事業所連絡会開催(回)	2	2	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値

② 認知症ケア向上研修

高齢福祉課

＜事業内容＞

介護サービス事業所の介護職員を対象に、認知症への理解を深め、対応力を高めることで、より質の高いケアを提供していくことを目的とする研修会を実施しています。

＜今後の方向性＞

研修会の実施について早期に周知し、事業所のメリットを明確に示しながら参加者を増やしていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症ケア向上研修受講者(人)	28	26	30	35	40	45

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

地域密着型サービス事業者、利用者及びその家族、地域関係者、高齢者あんしん相談センター及び市職員により行われる運営推進会議において、日常のサービス提供内容や実績、事故や地域との連携等について報告や質疑を行うことにより、さらなるサービスの質の向上を図っています。

＜今後の方向性＞

地域密着型サービス事業所のさらなるサービスの質の向上に向け、運営推進会議への市職員の出席を確保し、会議内容を市として把握・共有するとともに、必要事項の周知徹底に努めていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
運営推進会議出席割合(%)	100	100	100	100	100	100

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

日本各地においてますます激甚化する災害により、近年高齢者の利用する施設で大きな被害が発生しています。市内の浸水等の危険がある施設に対し、災害発生時の対応等について事前の準備を徹底するよう指導し、必要に応じて支援を行っています。

＜今後の方向性＞

すでに水防法に基づき避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられている事業所については、早期に実施されるよう引き続き指導や支援を行います。今後は、高齢者が利用するその他の施設に対しても支援を行っていくとともに、平時からの事業所・関連部局との連携体制をより緊密にしていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事業所で実施する避難訓練への市職員参加回数(回)	—	—	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

高齢者は、感染症による健康への被害が若い人より重症化しやすく、新型コロナウイルス感染症の流行において、高齢者の感染は特に大きな問題となりました。感染症が流行した際に、速やかに対策がとれるように事業所に対し感染症予防に関する情報提供等を実施しています。

＜今後の方向性＞

日頃の業務を行う際の感染症予防のポイント等を情報提供し、感染症が発生した場合の適切な早期対応について支援を行うとともに、関係機関との連携体制を構築します。

⑥ 介護分野に係る文書の削減

高齢福祉課

＜事業内容＞

少子高齢化が進展し、介護分野の人材不足が深刻になる中、専門職が利用者のケアに専念するためにも、介護現場の業務効率化が急務となっています。事務分野に関する業務の負担を軽減するため、市が事業所から受領する書類の種類を削減しています。

＜今後の方向性＞

国の委員会において取りまとめられた介護分野の文書に関する見直しの方針を参考に、市が用意している様式の削減や記載事項のさらなる見直しを実施し、事業所における事務の負担軽減を図ります。

⑦ 介護人材の確保に対する支援

高齢福祉課

＜事業内容＞

市で訪問型サービスA等に従事する担い手の養成等を行い、新たな担い手の確保に努めます。また養成研修後に市内の介護サービス事業所とのマッチングの時間を設け、就労につなげています。

＜今後の方向性＞

市報、その他の媒体を活用し、養成研修の参加者の拡大を図っていきます。

（参照）基本目標Ⅰ 施策2（1）① 介護予防・日常生活支援サービス事業

⑧ 介護支援ボランティア事業 （再掲）

高齢福祉課

＜事業内容＞

介護支援ボランティア制度を活用し、元気高齢者等に市内の介護サービス事業所で活躍してもらうことで、介護現場の人手不足の解消になるとともに、ボランティア自身の介護予防につながることを期待できます。

＜今後の方向性＞

登録者や活躍実績の増加に向け、対象事業を拡充していきます。

（再掲）基本目標Ⅰ 施策2（2）① カ 介護支援ボランティア事業

4 基本目標Ⅳ 快適にいきいきと暮らせるまち

施策1 高齢者の社会参加の推進

施策1 高齢者の社会参加の推進

(1) 交流活動の支援、スポーツ・生涯学習機会の拡大等活躍の場の提供

(2) 高齢者の就労機会の創出と就労支援

(1) 交流活動の支援、スポーツ・生涯学習機会の拡大等活躍の場の提供

【施策の方針】

生涯学習、就労等、地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や生活の質の向上を図ります。また、スポーツ等をとおして、健康な心身づくりを促進します。

① いきいきクラブ（老人クラブ）活動の支援

高齢福祉課

＜事業内容＞

高齢者の自主的な活動組織であるいきいきクラブでは、会員同士が交流し、生きがいを高めるための各種活動、健康づくり及び社会奉仕活動等を行っており、市ではクラブの活動が円滑に推進できるよう支援を行っています。

＜今後の方向性＞

毎年、クラブや会員数の減少とともに役員の高齢化が進んでいます。今後も各単位クラブで実施しているサロン活動の内容の充実を図るとともに、新規会員獲得に向けたPR活動を支援していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
いきいきサロンの開催(回)	85	84	10	85	87	90

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

高齢者がともに集い、活動する場所として提供しています。また、おおい老人福祉センターでは、施設による教室や各種イベントも活発に行っています。

＜今後の方向性＞

新規利用者を増やすための取組とともに、安心・安全な施設の維持管理に努めます。また、介護予防につながる各種講座を充実します。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
老人福祉センター利用者(人)	66,027	59,594	15,000	66,000	67,000	68,000
多目的ホール・会議室等利用者(人)	23,312	20,937	15,000	22,000	23,000	24,000

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

高齢者の豊富な社会経験や知識を地域の中で発揮できるよう、また人材活用の機会や場を確保し、高齢者が生きがいを持って活動していくために、講師等のボランティア活動や世代間交流を通じ、高齢者の社会参加を促進しています。そのため、市内小中学校において、「地域協働学校」、「福祉体験」、「公民館体験」、生涯学習分野では「郷土学習」、「放課後子ども教室」、介護予防センターでは「昔遊び世代交流会」、「納涼祭」、「介護予防フェスティバル」等の事業を展開しています。

＜今後の方向性＞

地域協働学校の取組をより一層推進し、高齢者が学校の教育活動に参加する機会の拡充を図ります。また、生涯学習や介護予防の観点からも、高齢者が生きがいを持って活動できる機会の提供を推進していきます。

＜事業内容＞

平成 30 年度まで、もくせい大学(大井中央公民館)、ことぶき大学(上福岡公民館)として実施していた事業を、令和元年度に「昭和 100 年大学」として実施しています。

高齢者一人ひとりが健康で明るく、生きがいを持った人生を送るために、ともに考え、学び、より豊かな地域生活を過ごしていけるよう、高齢者を対象に社会教育の一環として開催しています。

また、60 歳以上の市民を対象に暮らし・生活の知識、教養、体育・声楽・美術・陶芸等様々な内容の講座を実施し、高齢者への学習機会の提供、生涯学習を支援しています。

＜今後の方向性＞

受講生の学習ニーズに合った内容の講座を実施し、事業を継続していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第 7 期実績			第 8 期計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
受講者(人)	—	276	179	302	302	302

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

60 歳以上の高齢者を対象に、受講者の健康寿命を延ばすとともに、いきいきとした生活を営むことができるよう、軽スポーツや関節の柔軟性、筋力低下を防ぐための運動を行っています。

＜今後の方向性＞

事業参加者の満足度は高いものの、後期 4 回分の実施会場が総合体育館であることから、総合体育館までの交通の便が課題となっています。今後は、市内循環ワゴンやお出かけサポートタクシーの活用を勧める等の対応をしながら、事業を継続していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第 7 期実績			第 8 期計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
開催教室数(教室)	2	2	2	2	2	2
延べ開催(回)	8	8	8	8	8	8
受講者実人数(人)	272	185	200	300	350	400

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

市民大学ふじみ野は、地域課題の解決に向けた市民一人ひとりの学びを支援します。このことによって、市民力の向上を図ることを目指し、市民講座を開設しています。

＜今後の方向性＞

講座修了生の地域還元の機会創出のための仕組みを確立していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開設講座数(講座)	16	20	20	25	30	35
受講者数(人)	349	301	300	360	380	400
市民大学ふじみ野の 修了生の活動実績(件)	0	6	10	60	80	100

※ 令和2年度は見込み値

⑦ お出かけサポートタクシー事業（再掲）

高齢福祉課・障がい福祉課・子育て支援課

＜事業内容＞

高齢者等が外出する際の交通手段を確保し、外出機会を促進することで閉じこもりの防止や介護予防を図るため、市内に居住する65歳以上の高齢者、障がい者、妊婦等に、タクシー利用料金の一部を助成しています。

なお、令和2年度から富士見市、三芳町まで運行範囲を拡大するとともに、共通乗降場を撤廃する等事業内容の一部を変更しました。

＜今後の方向性＞

今後も利用状況等をみながら、引き続きサービスの向上を図っていきます。

（再掲）基本目標Ⅱ 施策1（2）⑪お出かけサポートタクシー事業

⑧ 介護支援ボランティア事業（再掲）

高齢福祉課

＜事業内容＞

介護支援ボランティア制度を活用し、元気高齢者等に市内の介護サービス事業所で活躍してもらうことで、介護現場の人手不足の解消になるとともに、ボランティア自身の介護予防につながることを期待できます。

＜今後の方向性＞

登録者や活躍実績の増加に向け、対象事業を拡充していきます。

（再掲）基本目標Ⅰ 施策2（2）①カ 介護支援ボランティア事業

(2) 高齢者の就労機会の創出と就労支援

【施策の方針】

就労機会や地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や生活の質の向上を図り、元気な高齢者が活躍する環境づくりに取り組みます。

① シルバー人材センターの活動支援

高齢福祉課

＜事業内容＞

高齢者の就労ニーズに応じた地域社会での臨時的かつ短期的な就業機会の拡大を図ることにより、個々の自己実現や生活の質の向上、生きがいの達成、地域活動の活性化を推進することを目的として設置されたシルバー人材センターに対し、指導・助言を行うとともに、財政的基盤安定のため補助金を交付し活動を支援しています。

＜今後の方向性＞

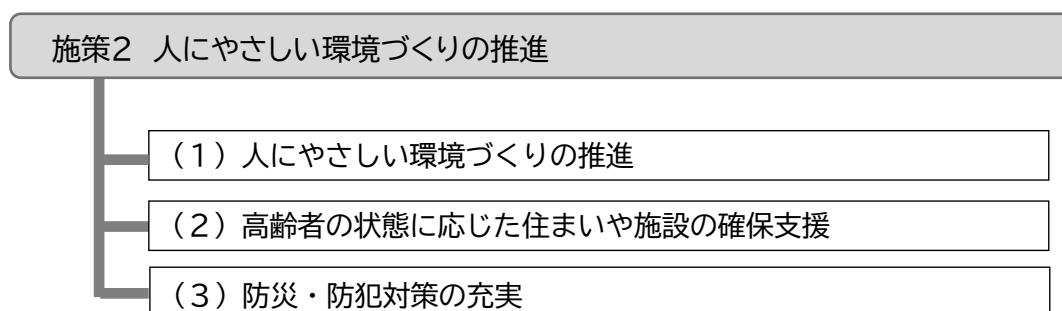
シルバー人材センターでの就労の在り方、退職後の地域での新しい仲間づくりと助け合い、高齢者らしさを発揮したボランティア活動の展開等、高齢者の社会貢献活動のさらなる推進を図ります。そのため、シルバー人材センター事務局・本部役員等との検討・協議の場を設定するほか、補助制度の在り方等について富士見市、三芳町と協議・調整を図り、連携して支援していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
会員数(人)	2,170	2,129	2,160	2,190	2,220	2,250

※ 令和2年度は見込み値

施策2 人にやさしい環境づくりの推進



(1) 人にやさしい環境づくりの推進

【施策の方針】

施設等の整備を促進し、高齢者のニーズに配慮したサービスを提供します。

① バリアフリー化の推進（施設、交通）

建築課・公園緑地課・道路課

＜事業内容＞

道路等について、歩道の整備や段差解消、カーブミラー、ガードレールの設置等交通安全施設の整備を促進するとともに、高齢者を含めた市民の交通事故防止運動を継続して行い、外出しやすい、人にやさしい道路交通の環境整備に努めています。また、公共施設についてもスロープや手すりの設置等により、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進め、全ての人にとって利用しやすい環境整備を図っていきます。

＜今後の方向性＞

【道路課】

街路樹の根が隆起し歩道が安心・安全に利用できない場合等については、引き続きバリアフリー対策を実施し、利用しやすい環境整備を図ります。

【公園緑地課】

既存施設の改修設計では、バリアフリー化を検討する際に現地の状況等を調査し、整備基準に適合させながら施設に支障のないよう計画していきます。また、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化がされていない公園等があるため、施設の整備を進め、利用しやすい環境整備を図ります。

【建築課】

既存施設の改修設計では、バリアフリー化を検討する際に現地の状況等を調査し、整備基準への適合を図るとともに、施設運用上利用しやすい改修計画にしていきます。

② 人にやさしい環境づくりの推進

建築課・公園緑地課・道路課

＜事業内容＞

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、適正に手続きを行うよう指導・助言しています。

＜今後の方向性＞

人にやさしい環境づくりを推進していくため、引き続き高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、適正に手続きを行うよう指導・助言していきます。

(2) 高齢者の状態に応じた住まいや施設の確保支援

【施策の方針】

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、住まいや施設の確保を支援します。

① 市営住宅の高齢者の入居優遇

建築課

＜事業内容＞

市営住宅について、住宅の確保に配慮を要する高齢者等に対し、抽選の優遇を行っています。

＜今後の方向性＞

引き続き高齢者等に対し、抽選の優遇を行っていきます。

② 住まいに関する情報の収集と提供

建築課・高齢福祉課

＜事業内容＞

埼玉県が高齢者、障がい者、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅のうち、一定の規模や設備等を備えた住宅を登録する「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」や、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や仲介業者の登録を行う「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」を実施しています。

＜今後の方向性＞

埼玉県が行う事業の周知に努めます。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の情報を定期的に収集し、必要に応じて情報を提供していきます。

また、未届の有料老人ホームを確認した場合には、積極的に埼玉県に情報提供を行います。

(3) 防災・防犯対策の充実

【施策の方針】

高齢者の安心した生活を守るため、災害等緊急時の支援手段を確保する等、地域防災計画に基づき、災害時の避難行動等の周知啓発を図ります。

① 避難行動要支援者名簿の作成

危機管理防災課

＜事業内容＞

名簿に記載された避難行動要支援者に対し、同意確認のとれた避難行動要支援者を整理し、避難支援等関係機関に提供しています。

＜今後の方向性＞

災害時における要配慮者に対する支援を充実させるため、引き続き地域や福祉部局との連携を図り、制度の周知と防災訓練等の検証を踏まえたマニュアル整備等を行い、より実行性のある制度に高めていきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総合防災訓練において名簿を活用している自治組織の数(団体)	47	48	—	50	52	54

※ 令和2年度は見込み値

② 緊急時・災害時高齢者あんしん台帳整備事業

危機管理防災課・高齢福祉課

＜事業内容＞

高齢化、核家族化の進行に伴い、単身高齢者世帯が増加しているため、75歳以上の一人暮らし高齢者への支援強化策として、緊急時に備えた連絡先等を台帳化し、ふじみ野市・社会福祉協議会・民生委員等に備えておく制度を推進しています。

＜今後の方向性＞

毎年度新たに75歳になる一人暮らし高齢者がいること及び転入・転出、死亡等により、保管台帳と一人暮らし高齢者の現状に常に乖離が生じてくることから、台帳の整備・更新を定期的を実施するとともに、台帳記載への協力が得られていない人に対し事業（台帳記載）への協力勧奨を実施していきます。

＜実績値と本計画期間の計画値＞

	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
台帳記載者(人)	2,779	2,987	3,217	3,370	3,670	3,970

※ 令和2年度は見込み値

＜事業内容＞

高齢者自身の防犯意識啓発を図るため、各自治組織に出向き防犯講話を実施しています。また、市報、市ホームページ等を活用し、詐欺に対する周知啓発を図っています。このほか、振り込め詐欺対策電話機等購入費補助を実施しています。

＜今後の方向性＞

引き続き、高齢者自身の防犯意識の向上と地域・関係団体等による高齢者を守る防犯体制のさらなる充実を図っていきます。

第5章 第8期介護保険事業について

1 介護保険制度の改正点

(1) 介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)

① 一般介護予防事業等の効果的・効率的な実施

○介護予防を目的とした住民主体の通いの場の取組を一層推進する。

② 効果的な総合事業の実施

○総合事業対象者の弾力化を図るとともに、より効果的に事業を推進し、地域のつながり機能の強化を図る。

③ 質の高いケアマネジメントの実現

○介護支援相談員(ケアマネジャー)がその役割を効果的に果たしながら、質の高いケアマネジメントを実現できるよう環境整備を推進する。

④ 地域包括支援センター機能、体制の強化

○増加するニーズに適切に対応すべく、相談支援機能や体制を強化する。

(2) 保険者機能の強化(地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化)

① PDCA プロセスの推進

○保険者機能強化推進交付金等の評価を活用しながら、実施状況の検証・取組内容の改善を図る。

② 保険者機能強化推進交付金等の抜本的強化

○介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、抜本的に強化する。

③ 調整交付金の精緻化

○後期高齢者の加入割合の違いに係る調整を緻密化していく。

④ データ利活用の推進

○介護関連データ(要介護認定情報、介護保険レセプト情報、VISIT^{※1}、CHASE^{※2})の利活用のための環境を整備する。

^{※1} VISIT: 通所・訪問リハビリテーション事業所からリハビリテーション計画書等の情報を収集するシステム。

^{※2} CHASE: 高齢者の状態・ケアの内容等のデータを収集するシステム。

(3) 地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)

① 介護サービス基盤整備、高齢者向け住まいのこれからの在り方

○地域の実情に応じた介護サービス基盤整備を推進する。

○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政による現状把握と関与を強化する。

○高齢者の住まいと生活の一体的支援の在り方を実施する。

② 医療・介護の連携

○介護医療院への円滑な移行を促進する。

○地域の実情に応じた取組の充実のため、事業体系の見直しを図る。

(4) 認知症施策の総合的な推進

○認知症施策推進大綱に沿った各施策を推進する。

(5) 介護人材の確保・介護現場の革新

○新規人材の確保・離職の防止双方の観点から総合的な人材確保対策を推進する。

○人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業計画に基づく取組を推進する。

第6章 介護保険事業の実績と見込み

1 居宅(介護予防)サービス

高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進し、適切な居宅サービスや各種サービスの必要量の確保に努めます。

(1) 訪問サービス

① 訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。通院時の乗降介助等も利用できます。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	544	556	575	617	654	689

※ 令和2年度は見込み値

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問し、移動入浴車による入浴介助を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	31	29	38	39	43	46
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

心身機能の維持や回復のために、看護師や保健師、理学療法士等が居宅を訪問し、療養や診療の介助を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	307	343	383	411	436	459
介護予防サービス(人/月)	38	53	58	63	67	69

※ 令和2年度は見込み値

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問し、理学療法や作業療法、その他のリハビリテーションを行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	31	27	31	33	36	38
介護予防サービス(人/月)	2	1	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師・薬剤師等が療養上の管理や指導、助言を行うサービスです。また、介護サービス計画作成に必要な情報をケアマネジャーに提供します。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	516	539	571	612	648	688
介護予防サービス(人/月)	31	32	33	36	38	39

※ 令和2年度は見込み値

(2) 通所サービス

① 通所介護

通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	742	791	810	869	920	965

※ 令和2年度は見込み値

② 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

心身機能を維持・回復し、自立した日常生活を営むために、介護老人保健施設や医療機関において、日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	430	461	485	522	551	579
介護予防サービス(人/月)	74	90	98	107	113	117

※ 令和2年度は見込み値

(3) 短期入所サービス

① 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等へ短期入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	187	203	210	221	235	247
介護予防サービス(人/月)	3	4	4	4	4	4

※ 令和2年度は見込み値

② 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等へ短期入所して、看護・医学的管理のもとに介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	30	32	34	36	37	41
介護予防サービス(人/月)	0	0	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値

(4) 福祉用具・住宅改修サービス

① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅で自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具の貸与を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	1,032	1,111	1,201	1,286	1,361	1,434
介護予防サービス(人/月)	216	253	296	324	340	352

※ 令和2年度は見込み値

② 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、同一年度 10 万円を上限とする購入に要した費用を補助します。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	18	21	21	24	24	26
介護予防サービス(人/月)	5	6	6	6	7	7

※ 令和2年度は見込み値

③ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅で自立した日常生活を営めるように、20 万円を上限として住宅改修に要した費用を補助します。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	18	17	18	20	21	22
介護予防サービス(人/月)	7	8	8	8	9	10

※ 令和2年度は見込み値

(5) その他のサービス

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等に特定施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	234	249	256	279	293	307
介護予防サービス(人/月)	33	32	31	34	36	38

※ 令和2年度は見込み値

② 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターがサービスの利用計画を作成し、適切なサービス提供が受けられるように管理を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	1,788	1,872	1,971	2,124	2,273	2,399
介護予防サービス(人/月)	300	346	379	414	434	450

※ 令和2年度は見込み値

2 地域密着型(介護予防)サービス

地域密着型サービスは、平成 18 年度に、高齢者が住み慣れた地域で、ニーズに合ったサービスの提供を受けることができるよう創設された介護保険のサービスです。

地域密着型サービスでは、地域の実情を反映し、きめ細かく対応できる小規模事業所によりサービスが提供されます。整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、市町村が指定・監督するサービスに位置づけられています。利用対象者は、原則事業所が所在する市町村の被保険者となります。

(1) 訪問・通所系サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又は、それぞれが密接に連携しながら短時間の定期巡回訪問と随時の対応を合わせたサービスを行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	9	10	11	11	13	13

※ 令和2年度は見込み値

② 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスを行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人等が認知症対応型のデイサービスセンター等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	5	4	6	6	6	6
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

一つの事業所で通いのサービスを中心に訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	14	5	0	0	0	15
介護予防サービス(人/月)	3	2	0	0	0	4

※ 令和2年度は見込み値

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

一つの事業所で通いのサービスを中心に訪問や宿泊のサービスに加え、看護のサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	23	24	25	26	26	26

※ 令和2年度は見込み値

⑥ 地域密着型通所介護

定員 18 名以下の小規模な通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	233	234	246	264	281	293

※ 令和2年度は見込み値

(2) 施設・居住系サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が共同生活する住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	61	61	77	80	81	99
介護予防サービス(人/月)	1	1	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	18	29	29	58	58	58

※ 令和2年度は見込み値

3 施設サービス

介護保険施設サービスについては、市外施設の利用等も考慮し、施設サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図っていきます。

(1) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な人に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助や機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	303	307	325	342	366	383

※ 令和2年度は見込み値

② 介護老人保健施設

安定した病状期にあり、看護・医学的管理下での介護や、日常生活上の援助が必要な人が在宅への復帰を目指すリハビリテーション等のサービスを行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	358	357	358	377	396	415

※ 令和2年度は見込み値

③ 介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」、「介護」、「生活支援」に加え、「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスです。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	1	1	2	2	5	10

※ 令和2年度は見込み値

④ 介護療養型医療施設

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な人に看護・医学的管理下での介護や、日常生活上の援助や機能訓練、療養上の介助を行います。

介護サービス	第7期実績			第8期計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	11	12	11	11	8	3

※ 令和2年度は見込み値

第7章 第8期介護保険事業の見通し

1 介護保険サービス給付費等の見込み量

(1) 介護サービス見込み量

本計画期間における介護サービス給付費等の見込みは、以下のとおりです。

① 居宅サービス給付費

(単位：上段/給付費(千円)、下段/回数)

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護	年 額	449,051	477,499	509,167	546,146	741,298
	回 / 月	12457.0	13233.1	14116.9	15139.6	20574.0
訪問入浴介護	年 額	30,057	33,202	35,481	38,610	55,106
	回 / 月	201.8	222.9	238.0	259.1	369.4
訪問看護	年 額	224,076	237,744	250,792	269,375	359,416
	回 / 月	4027.5	4270.6	4505.3	4838.7	6455.1
訪問リハビリテーション	年 額	16,128	17,539	18,387	19,553	27,380
	回 / 月	434.8	472.2	495.1	526.6	737.4
居宅療養管理指導	年 額	107,221	113,608	120,721	129,829	174,235
通所介護	年 額	825,603	874,084	918,637	985,223	1,297,488
	回 / 月	9251.1	9786.8	10265.2	11008.6	14371.3
通所リハビリテーション	年 額	458,570	483,571	510,448	547,786	720,304
	回 / 月	4471.1	4719.2	4964.7	5324.1	6940.3
短期入所生活介護	年 額	319,745	340,615	360,368	388,197	531,792
	回 / 月	3150.5	3352.3	3539.8	3812.6	5196.2
短期入所療養介護(老健)	年 額	46,452	47,211	53,217	56,193	78,721
	回 / 月	331.6	337.2	379.7	398.4	555.9
短期入所療養介護(病院等)	年 額	0	0	0	0	0
	回 / 月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉用具貸与	年 額	205,206	217,251	230,062	247,097	331,606
特定福祉用具購入費	年 額	7,767	7,767	8,415	8,738	11,651
住宅改修費	年 額	22,353	23,470	24,588	25,706	33,529
特定施設入居者生活介護	年 額	653,674	687,421	720,011	763,963	994,392
小計(A)	年 額	3,365,903	3,560,982	3,760,294	4,026,416	5,356,918

② 地域密着型サービス給付費

(単位：上段/給付費(千円)、下段/回数)

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年 額	20,761	23,439	23,439	26,988	38,880
夜間対応型訪問介護	年 額	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年 額	5,549	5,552	5,552	6,297	9,257
	回 / 月	46.0	46.0	46.0	52.4	79.2
小規模多機能型居宅介護	年 額	0	0	25,468	25,468	35,357
認知症対応型共同生活介護	年 額	258,067	261,895	319,677	319,677	377,704
地域密着型特定施設入居者生活介護	年 額	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年 額	199,130	199,240	199,240	199,240	199,240
看護小規模多機能型居宅介護	年 額	77,453	77,496	77,496	77,496	147,892
地域密着型通所介護	年 額	185,167	197,539	206,861	219,959	290,997
	回 / 年	2163.1	2302.7	2403.4	2564.4	3346.9
小計(B)	年 額	746,127	765,161	857,733	875,125	1,099,327

③ 施設サービス給付費

(単位：給付費(千円))

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設	年 額	1,057,773	1,135,006	1,188,388	1,281,414	1,700,506
介護老人保健施設	年 額	1,317,354	1,384,462	1,450,839	1,595,639	2,108,704
介護医療院	年 額	9,661	19,475	44,210	78,612	103,205
介護療養型医療施設	年 額	51,606	38,102	14,399	0	0
小計(C)	年 額	2,436,394	2,577,045	2,697,836	2,955,665	3,912,415

④ 居宅介護支援給付費

(単位：給付費(千円))

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅介護支援	年 額	385,423	413,292	437,095	450,859	585,602
小計(D)	年 額	385,423	413,292	437,095	450,859	585,602

⑤ 介護給付費

(単位：給付費(千円))

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小計(A)居宅サービス	年 額	3,365,903	3,560,982	3,760,294	4,026,416	5,356,918
小計(B)地域密着型サービス	年 額	746,127	765,161	857,733	875,125	1,099,327
小計(C)施設サービス	年 額	2,436,394	2,577,045	2,697,836	2,955,665	3,912,415
小計(D)居宅介護支援	年 額	385,423	413,292	437,095	450,859	585,602
小計(E)	年 額	6,933,847	7,316,480	7,752,958	8,308,065	10,954,262

(2) 介護予防サービス見込み量

本計画期間における介護予防サービス給付費等の見込みは、以下のとおりです。

① 介護予防サービス給付費

(単位：上段/給付費(千円)、下段/回数)

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	年 額	0	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防訪問看護	年 額	20,844	22,158	22,810	24,158	27,808
	回/月	450.0	477.0	490.5	520.8	600.0
介護予防訪問リハビリテーション	年 額	410	410	410	410	410
	回/月	23.6	23.6	23.6	23.6	23.6
介護予防居宅療養管理指導	年 額	5,394	5,691	5,857	6,150	7,031
介護予防通所リハビリテーション	年 額	47,211	49,841	51,650	54,253	62,794
介護予防短期入所生活介護	年 額	749	749	749	749	999
	日/月	8.1	8.1	8.1	8.1	10.8
介護予防短期入所療養介護 (老健)	年 額	830	830	830	830	1,292
	日/月	10.0	10.0	10.0	10.0	15.0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	年 額	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸与	年 額	20,873	21,892	22,667	23,952	27,635
特定介護予防福祉用具購入費	年 額	1,942	2,265	2,265	2,265	2,589
介護予防住宅改修	年 額	8,941	10,059	11,176	11,176	13,412
介護予防特定施設入居者生活介護	年 額	27,886	29,309	31,114	31,817	36,835
小計(F)	年 額	135,080	143,204	149,528	155,760	180,805

② 地域密着型介護予防サービス給付費

(単位：上段/給付費(千円)、下段/回数)

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防認知症対応型 通所介護	年 額	0	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	年 額	0	0	3,554	4,095	4,095
介護予防認知症対応型 共同生活介護	年 額	0	0	0	0	0
小計(G)	年 額	0	0	3,554	4,095	4,095

③ 介護予防支援給付費

(単位：給付費(千円))

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防支援	年 額	23,906	25,074	25,999	27,501	31,545
小計(H)	年 額	23,906	25,074	25,999	27,501	31,545

④ 予防給付費

(単位：給付費(千円))

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小計(F)介護予防サービス	年 額	135,080	143,204	149,528	155,760	180,805
小計(G)地域密着型介護予防サービス	年 額	0	0	3,554	4,095	4,095
小計(H)介護予防支援	年 額	23,906	25,074	25,999	27,501	31,545
小計(I)	年 額	158,986	168,278	179,081	187,356	216,445

(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み

本計画期間における標準給付費及び地域支援事業費の「見える化システム※」に基づく見込額は、以下のとおりです。

※見える化システム：都道府県、市町村における計画策定・実行を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」、「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」、「介護サービス見込み量等の将来推計支援」、「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を有する厚生労働省が提供するシステム。

① 標準給付費

(単位：給付費(千円))

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費(E+I)	年額	7,092,833	7,484,758	7,932,039	8,495,421	11,170,707
小計(E)介護給付費	年額	6,933,847	7,316,480	7,752,958	8,308,065	10,954,262
小計(I)予防給付費	年額	158,986	168,278	179,081	187,356	216,445
特定入所者介護サービス費等給付額	年額	183,773	172,074	178,195	214,601	275,177
高額介護サービス費等給付額	年額	193,597	211,756	235,299	251,840	317,628
高額医療合算介護サービス費等給付額	年額	21,772	22,382	23,008	24,315	36,793
算定対象審査支払手数料	年額	4,819	5,114	5,427	5,658	6,833
小計(J)	年額	7,496,794	7,896,084	8,373,968	8,991,835	11,807,138

② 地域支援事業費

(単位：千円)

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費(K)	年額	375,418	381,989	391,716	411,346	514,354
介護予防・総合事業費	年額	223,743	232,683	241,046	260,718	333,889
包括的支援事業・任意事業費	年額	151,675	149,306	150,670	150,628	180,465

③ 給付費総額

(単位：千円)

	単位	第8期見込み			推計値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小計(J)+地域支援事業費(K)	年額	7,872,212	8,278,073	8,765,684	9,403,181	12,321,492

2 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

① 介護保険事業の財源構成

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、公費（国、県、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次のとおりとなります。

	保険料		公 費			
	第1号	第2号	国	調整交付金	県	市
介護給付費等（施設等分を除く）	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
介護給付費等（施設等分）	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%
介護予防・総合事業	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23.0%	—	38.5%	—	19.25%	19.25%

② 第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第8期計画期間は23.0%となります。

また、国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合（65～74歳、75～84歳、85歳以上）・所得段階層割合と比較して保険者ごとに増減がされることになっており、本市の見込みは3.0%で、不足する2.0%については第1号被保険者の保険料で負担することとなります。

したがって、本市での介護保険事業の財源構成は、次のとおりとなります。

	保険料		公 費			
	第1号	第2号	国	調整交付金	県	市
介護給付費等（施設等分を除く）	25.0%	27.0%	20.0%	3.0%	12.5%	12.5%
介護給付費等（施設等分）	25.0%	27.0%	15.0%	3.0%	17.5%	12.5%
介護予防・総合事業	25.0%	27.0%	20.0%	3.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23.0%	—	38.5%	—	19.25%	19.25%

(2) 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料の上昇を抑え、本市における第8期の介護保険料を設定します。

① 第1号被保険者の保険料の基準額の算出

A	標準給付費見込額	23,766,846,000 円
B	地域支援事業費	1,149,123,000 円
C	第1号被保険者負担分相当額(23%)	5,730,673,000 円
D	調整交付金相当額	1,223,216,000 円
E	調整交付金見込額	743,714,000 円
F	財政安定化基金拠出見込額	0 円
G	準備基金取崩額	734,500,000 円
H	市町村特別給付費等	0 円
I	保険料収納必要額 $C + (D - E) + F - G + H$	5,475,675,000 円
J	予定保険料収納率	98.60 %
K	(弾力化)所得段階別加入割合補正後被保険者数	88,146 人
L	保険料基準額(年額) $I \div J \div K$	63,000 円
M	保険料基準額(月額) $L \div 12$ か月	5,250 円

第8期計画期間の介護保険料基準額（月額）

5, 2 5 0円

② 第8期計画期間(本計画)の所得段階及び保険料率

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料 年額	保険料 月額
第1段階	・ 生活保護受給者の方 ・ 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方及び前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5(0.3)	31,500 円 (18,900 円)	2,625 円 (1,575 円)
第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75(0.5)	47,200 円 (31,500 円)	3,933 円 (2,625 円)
第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.75(0.7)	47,200 円 (44,100 円)	3,933 円 (3,675 円)
第4段階	・ 世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.83	52,200 円	4,350 円
第5段階	・ 世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計額が80万円を超える方	基準額 ×1.00	63,000 円	5,250 円
第6段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.15	72,400 円	6,033 円
第7段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	81,900 円	6,825 円
第8段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	94,500 円	7,875 円
第9段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.70	107,100 円	8,925 円
第10段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.80	113,400 円	9,450 円
第11段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 ×1.90	119,700 円	9,975 円
第12段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.00	126,000 円	10,500 円
第13段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 ×2.10	132,300 円	11,025 円
第14段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額 ×2.20	138,600 円	11,550 円
第15段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額 ×2.30	144,900 円	12,075 円

※ 第1、第2、第3段階の()書きは、公費軽減適用後の保険料率を表示しています。

※ 合計所得金額は、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。給与所得がある場合は、給与所得(所得金額調整控除の適用を受けている場合は適用前の金額)から10万円を控除します。また、第6段階以上の方で給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合は、それら所得の合計額から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします。

■ 所得段階別第1号被保険者数

(単位：人/%)

所得段階	所得段階別第1号被保険者見込み数				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年度計	
第1段階	4,848	4,862	4,873	14,583	16.8
第2段階	2,175	2,181	2,185	6,541	7.5
第3段階	1,823	1,827	1,831	5,481	6.3
第4段階	3,975	3,985	3,993	11,953	13.8
第5段階	3,758	3,768	3,775	11,301	13.0
第6段階	4,064	4,075	4,083	12,222	14.1
第7段階	4,316	4,326	4,335	12,977	14.9
第8段階	2,071	2,076	2,081	6,228	7.2
第9段階	653	654	656	1,963	2.3
第10段階	552	553	554	1,659	1.9
第11段階	220	220	221	661	0.7
第12段階	116	116	116	348	0.4
第13段階	150	151	151	452	0.5
第14段階	49	49	49	147	0.2
第15段階	116	116	116	348	0.4
合 計	28,886	28,959	29,019	86,864	100.0

第8章 介護保険制度の適正な運営

1 基盤整備の方針

(1) 本市の施設整備の状況と予定

＜施設整備の現状＞

令和2年度現在の本市の基盤整備状況は、次表のとおりとなっています。

住み慣れた地域において必要な介護サービスが受けられるよう、計画的に基盤整備を行っていく必要があります。

＜今後の方向性＞

本市では、介護保険施設等の基盤整備については、地域における事業所の整備状況や入所待機者の状況等を踏まえ、保険者として適正に介護保険事業を運営できるよう、計画的にサービス基盤整備を推進していきます。

施設・事業所数(定員)	令和2年度 整備状況	令和3年度 整備予定	令和4年度 整備予定	令和5年度 整備予定
地域包括支援センター	4(-)	—	—	—
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1(-)	—	—	—
夜間対応型訪問介護	0	—	—	—
認知症対応型通所介護	1(6)	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	1(29)	—	1(29)	—
看護小規模多機能型居宅介護				
地域密着型通所介護	9(117)	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	5(81)	—	1(18)	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2(58)	—	—	—
施設サービス				
介護老人福祉施設	5(450)	—	—	—
介護老人保健施設	5(542)	—	—	—
介護療養型医療施設	0	—	—	—
介護医療院	0	—	—	—
居宅サービス				
特定施設入居者生活介護	9(502)	—	—	—
高齢者向け住まい				
住宅型有料老人ホーム	3(236)	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅	7(440)	—	—	—
軽費老人ホーム	1(20)	—	—	—

※休止中の事業所は整備状況に含まれていません。

2 適正な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用にあたっては、適正な事業運営が不可欠となります。

本市では、市民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、介護保険の適正な運営環境を整備します。

(1) 介護保険事業の適正な運営のための機関

主な機関	概 要
介護保険等運営審議会	本審議会は、現行計画の事業進捗の状況や計画策定に係る内容を調査審議するための会議となります。引き続き、計画の進捗状況や重要事項について審議し、円滑な推進を図ります。
地域包括支援センター運営協議会(介護保険等運営審議会が兼務)	本協議会は、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の組織や運営に係る内容を協議する会議となります。 今後の高齢者あんしん相談センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、適切、公正かつ中立的な運営を確保できるよう必要な協議を行います。
地域ケア推進会議	本会議は、複数の個別事例から地域課題を明らかにし、新たなサービスの構築や支援体制の整備を図ることを目的としています。政策的な提言を市の政策に活かすため、対応が必要となるような課題や市全体に関する課題について、政策形成や資源開発を検討する会議となります。支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できる地域包括ケアシステムの構築を図り、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 介護保険事業の質の向上・確保

主な取組	概 要
事業者への適切な指導	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供等を行うとともに、研修会や集団指導、実地指導等を実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
介護支援専門員等に対する支援	利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対し、高齢者あんしん相談センターが中心となって相談対応等の支援を行います。 また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。
苦情相談体制の充実	介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、市が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。また、必要に応じて「国民健康保険団体連合会」や「福祉サービス運営適正化委員会」等の第三者機関等につなげます。
福祉サービス第三者評価の受審促進	国や埼玉県が進める福祉サービス第三者評価について、市内事業者の受審を促進します。
介護人材の確保・資質の向上	不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、国県等の情報の収集等を図り、埼玉県の行う介護人材確保事業の周知等県と連携していきます。また、介護人材の掘り起こしのため、事業所とのマッチングを含めた担い手養成研修の実施等により、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。市内事業所向けの各種研修会等により事業所職員の資質の向上を図ります。
介護事業所における業務効率化・質の向上のための支援	介護現場における業務仕分け、介護ロボットや ICT の活用について、埼玉県と連携して支援を行います。また、事故防止のため、事故報告等のフィードバックを行う等事業所の質の向上に向けた取組を実施します。

(3) 介護保険事業の情報の提供

主な取組	概 要
介護サービス情報の公表制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表」制度の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。 ア. 市民に対する制度の普及啓発 イ. サービス利用者に対する情報提供

(4) サービス利用の促進

主な取組	概 要
低所得者に対する 利用者負担の軽減	低所得のサービス利用者の利用者負担が、所得に対して過大となり、生計を圧迫することを軽減する必要があることから、利用者負担軽減策を講じます。

第9章 推進体制

1 推進体制の構築

(1) 庁内体制の構築と関係機関との連携

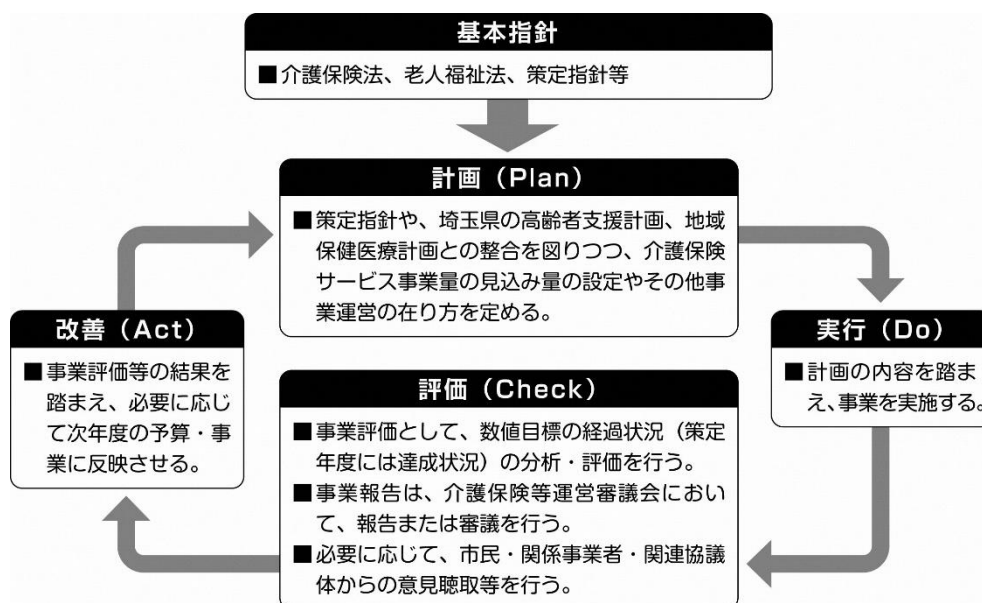
本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係部門や埼玉県、介護保険事業者、医療機関等との連携をさらに深めていきます。

(2) 進行管理の実施

本計画は、3年後の令和5年度に、次期計画策定に向けて見直すことになっていますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図っていきます。

また、進捗状況等の点検の結果は、年度ごとに「事業実績報告書」として取りまとめ、「介護保険等運営審議会」に報告し、次期計画策定に反映していきます。



(3) 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る国が定める指標に基づき、サービスの適切な実施を促します。

また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国や県への報告事項とします。

2 市民への情報提供と計画への参画

(1) 市民への情報提供

市報や市ホームページ、その他の媒体を通じて、高齢者保健福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を市ホームページ等に掲載し、利用者に周知します。

(2) 計画推進への参画

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、地域の関係者、医療・介護等他職種協働による第2層協議体で地域課題の把握や課題解決を行うとともに、課題を明らかにし、施策に反映させる等、関係者の計画推進への参画を図ります。

資 料

1 設置要綱

○ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画庁内検討委員会設置要綱

平成26年6月20日

訓令第51号

改正 平成27年4月1日訓令第35号

平成28年3月31日訓令第26号

平成29年3月31日訓令第22号

(設置)

第1条 ふじみ野市高齢者保健福祉計画及びふじみ野市介護保険事業計画を策定するため、庁内にふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ふじみ野市高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) ふじみ野市介護保険事業計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名するものをもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めるなど必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月20日から施行する。

附 則（平成27年訓令第35号）

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年訓令第２６号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

（平２７訓令３５・平２８訓令２６・平２９訓令２２・一部改正）

経営戦略室長
財政課長
危機管理防災課長
市民総合窓口課長
市民総合相談室長
保険・年金課長
協働推進課長
文化・スポーツ振興課長
産業振興課長
福祉課長
福祉総合支援チームリーダー
障がい福祉課長
高齢福祉課長
保健センター所長
都市計画課長
公園緑地課長
建築課長
道路課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育課長

2 委員名簿

① 介護保険等運営審議会

委嘱期間 平成30年5月26日～令和3年5月25日【3年間】

令和2年4月1日現在

(敬称略)

No.	委員区分	推薦団体名	氏名	備考
1	保健医療関係者	医師会	井上達夫	会長
2		医師会	叶澤 聡	
3		歯科医師会	菊地伸仁	
4		薬剤師会	内藤浩由	
5	福祉関係者	社会福祉協議会	小泉二三枝	副会長
6		社会福祉協議会	山崎 壽子	
7		民生・児童委員	松本 三香子	
8	市民代表	市民公募	佐藤 昇	
9		市民公募	葛籠貫 順久	
10		市民公募	戸部 勝代	
11	被保険者代表	自治組織連合会	中村 友紀	
12		いきいきクラブ連合会	村上 洋造	
13	介護サービス事業者	ツクイふじみ野亀久保	山川 高志	
14		大井苑	岩 渕 英子	
15		さくらの里	富田 由美	
16		ほほえみケアセンター リハビリデイサービス	高田 年光	

② 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画市内検討委員会

No.	部 名	役 職 名	氏 名	備 考
1	福 祉 部	福祉部長	山 中 昇	委 員 長
2		高齢福祉課長	増 村 規 子	副委員長
3	総合政策部	経営戦略室長	武 井 克 裕	
4		財政課長	水 上 勝	
5	総 務 部	危機管理防災課長	船 津 誠	
6	市民生活部	市民総合窓口課長	嶋 村 武 彦	
7		市民総合相談室長	谷 口 隆 二	
8		保険・年金課長	木 村 裕 之	
9	市民活動推進部	協働推進課長	村 田 頼 信	
10		文化・スポーツ振興課長	吉 村 敏 世	
11		産業振興課長	本 橋 直 人	
12	福 祉 部	福祉課長	内 田 和 明	
13		福祉総合支援チームリーダー	岩 崎 明 央	
14		障がい福祉課長	川 島 美 紀	
15	こども・元気健康部	保健センター所長	金 子 学	
16	都市政策部	都市計画課長	小 川 尊 志	
17		公園緑地課長	北 澤 豊	
18		建築課長	鎌 田 義 浩	
19		道路課長	山 風 呂 敏	
20	教育委員会	学校教育課長	清 水 篤 史	
21		社会教育課長	永 倉 秀 雄	

3 審議経過

介護保険等運営審議会及び第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会の審議経過の概要は、以下のとおりです。

① 介護保険等運営審議会

年度	開催日時	議 題	開催場所
令和元年度	12月2日(月) 13:15～	■第2回介護保険等運営審議会 (1)介護予防センターの利用実績について (2)平成30年度保険者機能強化推進交付金の評価結果について (3)地域密着型特別養護老人ホームの選定結果について (4)「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定及びアンケート調査の実施について	第2庁舎 B301 会議室
令和2年度	6月22日(月) 13:15～	■第1回介護保険等運営審議会 (1)諮問について (2)「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定について ①「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定の進め方について ②「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定の方針について (3)各種調査(アンケート)結果について (4)第7期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和元年度)の実績報告について	附属棟 E201・E202 会議室
	8月31日(月) 13:15～	■第2回介護保険等運営審議会 (1)「第7期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和元年度)」の実績報告(介護給付)について (2)第8期計画における日常生活圏域について (3)「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定について(構成案・第1章[計画策定にあたって]、第2章[高齢者を取り巻く現状と課題]等)	本庁舎 A大会議室
	10月19日(月) 13:15～	■第3回介護保険等運営審議会 (1)「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定について	第4庁舎 D201 会議室
	11月24日(火) 13:15～	■第4回介護保険等運営審議会 (1)「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について ①全体計画案について ②第1号被保険者の保険料及び保険料率について	本庁舎 A大会議室
	1月19日(火) 13:15～	■第5回介護保険等運営審議会 (1)第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定について ①介護報酬改定等に伴う「第1号被保険者の保険料の基準額の算出」変更について ②第8期計画期間の所得段階及び保険料率について (2)パブリック・コメントの意見等募集結果について (3)答申について (4)令和2年度の施設整備状況について	本庁舎 A大会議室

② 庁内検討委員会

年度	開催日時	議 題	開催場所
令和2年度	6月26日(金) 13:30～	■第1回庁内検討委員会 (1)「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定について ①「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定の進め方について ②「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定の方針について (2)各種調査(アンケート)結果について (3)「第7期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和元年度)」の実績報告について	本庁舎 A 大会議室
	9月	■第2回庁内検討委員会 「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定について ①第1章 計画策定にあたって ②第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 ③第3章 計画の基本的考え方	書面審議
	10月	■第3回庁内検討委員会 「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定について ①第1章 計画策定にあたって ②第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 ③第3章 計画の基本的考え方 ④第4章 施策の展開 ⑤第8章 介護保険制度の適正な運営 ⑥第9章 推進体制	書面審議
	11月24日(火) 9:30～	■第4回庁内検討委員会 (1)「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について ①全体計画案について ②第1号被保険者の保険料及び保険料率について	本庁舎 A 大会議室
	1月18日(月) 10:00～	■第5回庁内検討委員会 (1)第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定について ①介護報酬改定等に伴う「第1号被保険者の保険料の基準額の算出」変更について ②第8期計画期間の所得段階及び保険料率について (2)パブリック・コメントの意見等募集結果について	本庁舎 A501、502 会議室

4 諮問・答申書

① 諮問

ふ 高 第 70 号
令和2年6月22日

ふじみ野市介護保険等運営審議会
会 長 井 上 達 夫 様

ふじみ野市長 高 畑 博

「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」について
(諮問)

このことについて、ふじみ野市介護保険条例（平成17年条例第103号）第14条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

また、審議のための基礎資料として、今後検討すべき視点を別紙（介護保険等運営審議会諮問資料）のとおり作成しましたので、参考にしてください。

なお、本諮問における答申を令和3年2月15日までにご提出いただきますようお願いいたします。

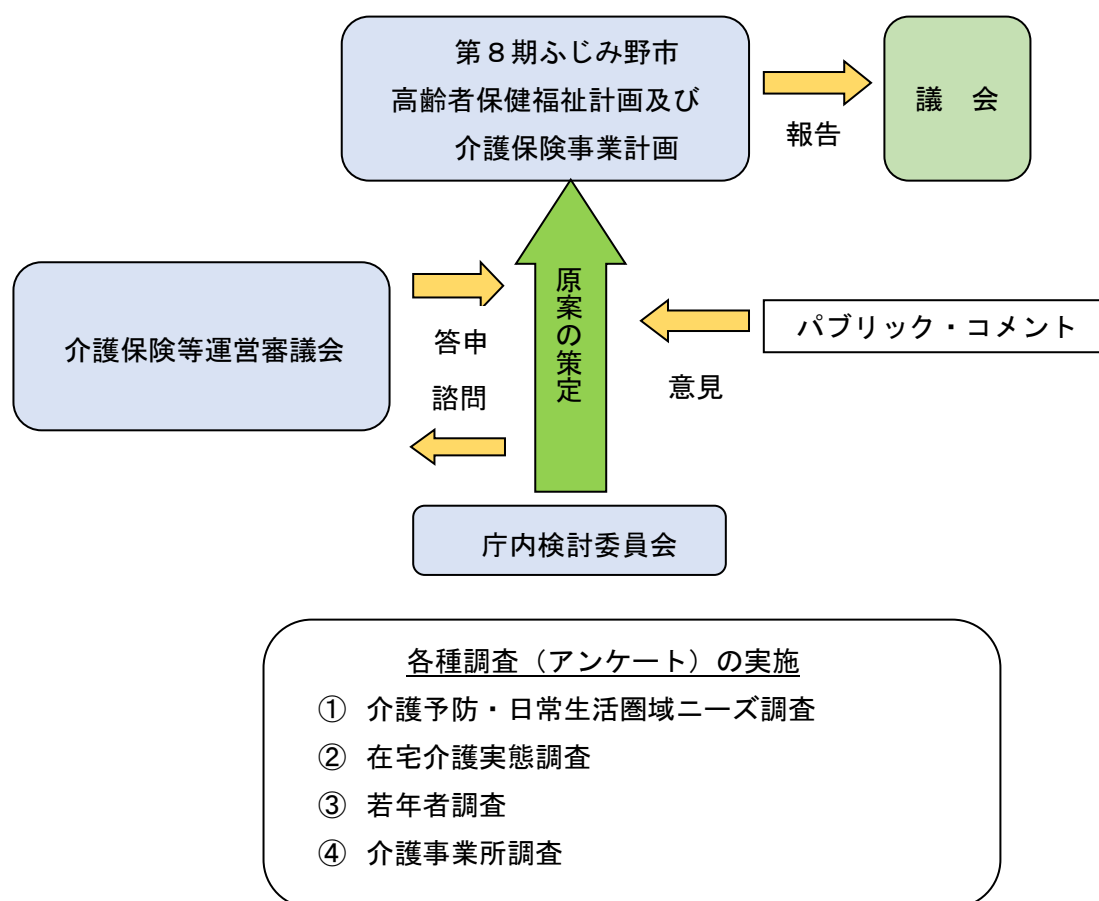
「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画」策定の進め方（案）

計画の策定は、昨年度実施した「在宅介護実態調査」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」等の内容分析及び検討、市内高齢者・介護保険施設の現状分析、国の介護保険制度改正への動向を勘案しながら策定していきます。

分析・検討等は、まず市課長職で構成する「庁内検討委員会」で実施し、次に検討委員会で決定した計画中の各項目の素案を「介護保険等運営審議会」へ提出します。

本委員会では、提出された素案の適否等について審議し原案をまとめていきます。

さらに、計画原案については、年明けの1月頃にパブリック・コメントを行う予定です。寄せられた意見は、検討委員会及び審議会で検討し、必要があれば修正等を加え「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」として策定していきます。



「第 8 期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」 策定の方針（案）

1 計画策定の背景

ふじみ野市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3 年を 1 期とする「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定している。

令和 2 年度には、現行の「第 7 期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間が終了することから、現計画に盛り込まれた各施策の実施・進捗状況及び事業効果等を検証するとともに、国や県の動向を踏まえつつ、ふじみ野市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進していくため、新たな計画「第 8 期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（計画期間：令和 3 年度～5 年度）」を策定していくものとする。

2 計画の位置づけと基本理念

(1) 上位計画及び関連計画との整合性

本計画の法定上の位置づけは、次のとおりである。

なお、計画の策定に当たっては、市政運営の指針となる総合的な最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」や「ふじみ野市地域福祉計画」等の各個別計画と整合性を図るものとする。

■ ふじみ野市高齢者保健福祉計画

老人福祉法第 20 条の 8 に定める「市町村老人福祉計画」における老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画である。

■ ふじみ野市介護保険事業計画(第 8 期)

介護保険法第 117 条「市町村介護保険事業計画」における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画である。

(2) 計画名称

本市では、これまで「ふじみ野市高齢者保健福祉計画」及び「ふじみ野市介護保険事業計画」を一体的なものとして策定し、計画名称を「ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」としている。

今回の改訂においても、施策の継続性等の観点から両個別計画を一体的に策定し、計画名称を引き続き「ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」とする。

3 計画対象期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とする。

4 計画策定体制

(1)策定に係る作業事務局の設置

計画策定作業等の作業事務局は、高齢福祉課とする。

(2)庁内検討委員会による調整

現行計画における事業等の実績状況を踏まえ、基本理念・目標（案）・高齢者施策・介護保険事業量等の調整及び設定等を行う。

また、施策・課題等の整理を行い、庁内関係部署との横断的な施策の調整を行う。

(3)介護保険等運営審議会への諮問

計画策定に当たっては、市民参加の推進を図る観点から公募委員、保健医療関係者及び福祉関係者、サービス提供事業者等で組織する「ふじみ野市介護保険等運営審議会」に対し諮問を行う。

5 各種調査の実施及び市民意見・要望の聴取

在宅介護の現状・日常生活圏域ごとの生活実態や福祉・介護サービスに対する要望等を調査し、計画策定の基礎資料とするため、令和元年度に下記アンケート調査を実施した。

調査結果については、別紙「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書」のとおり。

また、広く市民の意見を聴取する機会を設け、可能な限り計画への反映を図るため、パブリック・コメントを実施する。

■アンケート調査実施結果

アンケート種別	対象者数	回 収	回収率
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,996	1,419	71.1%
② 在宅介護実態調査	1,480	957	64.7%
③ 若年者調査	996	477	47.9%
④ 介護事業所調査	103	79	76.7%
合 計	4,575	2,932	64.1%

6 計画策定スケジュール

別添資料を参照

(1)2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040 年を見据え、地域ごとの人口推計等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

- ・基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる旨は第7期から記載。
- ・指定介護療養型医療施設の設置期限（2023 年度末）までに確実に転換等を行うための具体的方策について記載。
- ・第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020 年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

(2)地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

(3)介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

(4)有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県・市の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

(5)認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICT の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

8 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告等

ふじみ野市議会に対し計画策定を報告するとともに、介護保険料の改定に伴う介護保険条例の一部改正議案を令和3年第1回定例市議会に上程する。

(2) 情報の公開

計画策定後、市ホームページ・市報等で計画内容及び介護保険料改定の周知を図る。

② 答申書

令和3年2月1日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市介護保険等運営審議会
会 長 井 上 達 夫

「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)」について
(答申)

令和2年6月22日付け（ふ高第70号）で諮問のあった標記の件について審議を重ね、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第8期ふじみ野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）」をとりまとめましたので、ここに答申します。

なお、本審議会として、別紙のとおり付帯意見をまとめましたので、本計画の推進にあたり尊重されますことを要望します。

1 地域共生社会の実現

超高齢社会を迎え、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを実現していくために、地域共生社会の実現に向けた施策の推進が求められています。

地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、地域で活躍する人材の育成が不可欠です。このため、地域を愛し、行政とともに地域づくりを担う人材を継続的に育成し、新たな日常生活圏域との連携の推進を図る「生活支援体制整備事業」の充実に努めてください。

2 介護予防・健康づくり及び重度化防止施策の推進

介護予防や重度化防止のため、一般介護予防で実施されている『ふじみんぴんしゃん体操』を今後も積極的に展開し、『ふじみんぴんしゃん体操』の実践の場である住民主体の通いの場の増設、リハビリテーション専門職との効果的な連携や計画的なサポーター養成など、引き続き、住民の継続的な取組に対する支援の充実に努めるとともに、市民に対する介護予防の効果等について分かりやすい周知に努めてください。

3 認知症対策の推進

後期高齢者が増加し、認知症高齢者も増加していく中、令和元年度に『認知症施策推進大綱』がとりまとめられました。認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進していくことになっています。

本市においても認知症とともに生きるための『そなえ』『つながり』のある地域づくりなど、様々な認知症対策を推進し、認知症の人が地域の中で安心して暮らせる社会の実現に向けた諸施策の整備・充実に努めてください。

4 家族介護者の支援

令和2年に『埼玉県ケアラー支援条例』が施行され、介護しやすい地域社会の構築とともに介護離職者防止を目指した支援策の充実が求められています。必要な介護サービスの確保のための事業及び相談先の充実・周知とともに、家族介護者支援事業の充実に努めてください。

5 介護保険制度の健全で円滑な運営

介護保険の保険者機能を強化し、介護給付の適正化を図るため、介護サービスの質の向上、自立支援、重度化防止に資するサービスの提供を促進するとともに、PDCAプロセスの推進や介護関連データの有効活用の推進に努めてください。

**第8期ふじみ野市
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画**

発行年月：令和3年3月

発行：ふじみ野市

編集：ふじみ野市 福祉部 高齢福祉課

所在地：〒356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1

電話：049-261-2611（代表）